

第1編 総則・防災組織

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白老町防災会議が作成する計画であり、本町地域において、災害予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期すことを目的とする。

- 1 白老町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

白老町地域防災計画は、次の各編から構成する。

- 1 第1編 総則・防災組織
- 2 第2編 災害予防・応急対策及び復旧計画
- 3 第3編 風水害防災計画
- 4 第4編 地震・津波災害防災計画
- 5 第5編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
- 6 第6編 火山災害防災計画
- 7 第7編 事故災害防災計画
- 8 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により着実に実施しなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道基本条例	北海道防災対策基本条例（平成21年4月1日北海道条例第8号）
町防災会議	白老町防災会議
町本部（長）	白老町災害対策本部（長）
町計画	白老町地域防災計画
道計画	北海道地域防災計画
防災関係機関	白老町防災会議条例（昭和38年4月8日条例第8号）第3条に定める委員の属する機関
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、これを修正する。

ただし、軽微な修正については、会長が修正し、次の町防災会議に報告するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び道計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

なお、関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

1 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
室蘭開発建設部	(1) 国道の整備、管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (2) その所管に係る港湾、漁港施設の整備、防災工事等の実施並びに災害復旧に関すること (3) 災害情報の収集・伝達、防災・減災の取組に対する支援に関すること (4) 直轄海岸及び樽前山火山砂防整備並びに災害復旧に関すること (5) 災害発生時の地域防災支援に関すること
胆振東部森林管理署	(1) 林野火災の予防対策及び未然防止の実施に関すること (2) 災害時の緊急復旧資材の供給に関すること
室蘭海上保安部	(1) 港内及び沿岸の船舶に対する情報等の伝達に関すること (2) 被災状況の調査に関すること (3) 海上災害の防止活動及び同災害の対応に関すること (4) 船舶交通の安全確保に関すること (5) 要請に基づき、又は独自の判断による人員及び物資の輸送に関すること
室蘭地方气象台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 白老町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

北海道総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理に関する事 (2) 非常通信協議会の運営に関する事
----------	--

2 自衛隊

関係機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第7師団 第73戦車連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報収集に関する事 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関する事 (3) 町の行う総合防災訓練へ必要に応じ部隊等を協力させる事
陸上自衛隊白老弾薬支処 (白老駐屯地)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 状況により、第73戦車連隊の情報収集を支援する (2) 町の行う総合防災訓練へ必要に応じ部隊等を協力させる事

3 北海道

関係機関名	事務又は業務の大綱
胆振総合振興局 地域創生部 地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関する事 (2) 町長の実施する応急措置の調整等に関する事 (3) 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関する事 (4) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (5) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
胆振総合振興局 室蘭建設管理部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所轄する道路、河川、海岸、急傾斜地の整備・管理及び防災工事等の実施並びに災害復旧に関する事 (2) 土砂災害警戒情報の発表に関する事
胆振総合振興局 保健環境部 苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における防疫活動の実施に関する事 (2) 災害時における救急医療の調整に関する事 (3) 救助法の救助実施の指導に関する事 (4) 救助法等に基づく従事命令等の行使に関する事

4 北海道警察

関係機関名	事務又は業務の大綱
苫小牧警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における住民の避難誘導、救出救助、交通規制及び広報に関する事 (2) 災害時における警戒、警備及び犯罪の予防に関する事 (3) 災害情報の収集に関する事 (4) 行方不明者の捜索、死体見分に関する事

5 白老町

関係機関名	事務又は業務の大綱
白老町	(1) 白老町防災会議に関すること (2) 住民の自主防災組織の育成に関すること (3) 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (4) 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること (5) 被害状況の調査、災害に関する情報の収集・伝達及び広報に関すること (6) 公共施設の防災対策に関すること (7) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (8) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (9) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること (11) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (12) 災害時における保健衛生に関すること (13) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること (14) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (15) 被災者に対する情報の伝達及びその他住民に対する広報に関すること (16) 要配慮者の把握及び擁護に関すること (17) 災害予防に関すること
白老町教育委員会	(1) 児童・生徒、教職員の災害時の安全対策及び防災に関する教育の推進に関すること (2) 避難等に係る教育施設の使用に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策に関すること (4) 災害時における応急教育の実施に関すること

6 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 白老郵便局他町内郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保と郵便業務運営の確保に関すること (2) 郵便の非常取り扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること
北海道旅客鉄道株式会社 白老駅	(1) 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に係る関係機関への支援に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いに関すること (2) 災害時における電話利用の制限、並びに重要通信網の管理に関すること
北海道電力ネットワーク株式会社 室蘭支店	(1) 変電施設、送配電線等の保守、保安に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること
東日本高速道路株式会社 北海道支社北広島管理事務所	(1) 高速道路の維持管理及び災害復旧に関すること (2) 災害時の利用に関すること (3) 交通災害に関すること
日本赤十字社北海道支部 白老分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること (3) 災害義援金品の募集（配分）に関すること (4) 赤十字奉仕団の育成指導に関すること

7 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 苫小牧市医師会	(1) 災害時における救急医療に関すること
一般社団法人 苫小牧歯科医師会	(1) 災害時における歯科救急医療に関すること
社会福祉法人 白老町社会福祉協議会	(1) 要配慮者の保護の協力に関すること (2) 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること (3) 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること
一般社団法人 北海道エルピーガス協会 胆振支部	(1) 災害時におけるエルピーガスの円滑な供給に関すること

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務の大綱
いぶり中央漁業協同組合 とまこまい広域農業協同組合 苫小牧広域森林組合	(1) 被災組合員に対する融資の斡旋、生活物資の確保に関すること (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
白老町商工会	(1) 災害時における物価の安定、応急生活物資の供給及び復旧資材等の支援に関すること
白老建設業協同組合	(1) 災害時における応急対策及び復旧対策等の協力に関すること
日本水難救済会 白老救難所 虎杖浜救難所	(1) 港湾及び沿岸等における水難救助に関すること
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保守及び保安に関すること
湾関係施設の管理者	(1) 港湾関係施設の災害予防に関すること (2) 災害時における港湾関係施設の保守に関すること

9 協力関係機関及び団体

関係機関名	事務又は業務の大綱
白老地区林野火災予消防対策協議会	(1) 林野火災に対する予消防等に関すること
室蘭地区トラック協会 苫小牧支部	(1) 災害時における緊急物資、災害対策用資機材及び避難者の緊急輸送に関すること
白老町町内会連合会 町内会（自主防災組織）	(1) 災害時における町民の安否確認及び避難者の把握に関すること (2) 災害時における町内会、自主防災組織等が主体となって避難所運営を進めるための活動に関すること (3) 自主防災組織の結成及び活動に関すること (4) 各町内会への防災意識の普及啓発に関すること
白老町婦人団体連絡協議会	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関すること
白老町婦人赤十字奉仕団	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関すること
白老町婦人防火クラブ 連合会	(1) 災害時における炊出し、救援活動に関すること

しらおい防災マスター会	(1) 平常時における町内会等に対する防災知識、避難所運営知識及び防災活動の普及啓発に関すること
-------------	--

第 7 節 町民及び事業者の基本的責務等

いつ起こり得るかわからない災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、災害に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 白老町防災マップ等の活用による、避難方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ 隣近所との相互関係の形成

エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ 要配慮者への配慮

キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援

ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難所での自主的活動や町民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 町及び防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動への参加、協力

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要なものとなる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高

め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び町内会（自主防災組織）等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第2章 白老町の概況

第1節 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振管内のほぼ中央に位置し、東は苫小牧市、西は登別市、北は千歳市、伊達市（大滝区）、壮瞥町に隣接して、南は太平洋に面している。

面積	広ぼう		位置	
	東西	南北	東経	北緯
425.64 km ²	28.0km	26.4km	141度25分38秒	42度42分59秒

第2節 地勢

南東から南西にかけて、太平洋に広がる平野で海岸線の延長は25km、東端は苫小牧市と境を接する別々川をはじめ、社台川、白老川、ブウベツ川、ウヨロ川、フシコベツ川、敷生川等の大小河川が流れ、その流域に市街地が形成され、西端はポンアヨロ川で登別市に隣接している。

また、北東から北西にかけては、樽前山、白老岳、ホロホロ山、オロフレ山等の山岳地帯であり、その大部分は国有林で、ほとんどが支笏洞爺国立公園区域に属し、民族共生象徴空間（ウポポイ）、ポロト湖、倶多楽湖、虎杖浜温泉郷等、自然環境と歴史的な観光資源に恵まれている。

第3節 地質

白老町の地質は、全般的には比較的若い第四紀層が多く、海岸線に沿って細長く発展する沖積地と海岸線にほぼ直角に流れる河川流域の河成沖積地を除いては、ほとんど山地、台地に包含され、全体が有珠火山灰、礫の噴出物に覆われ、おおむね古い地層順に次のように区分できる。

1 新第三紀層

- (1) 白老層＝砂岩頁岩互層、緑色凝灰岩層
- (2) 別々川層＝集塊岩層、砂岩砂質凝灰岩互層等、集塊溶岩層

2 第四紀層

- (1) 社台川層＝社台川火山噴出物層、社台川礫岩層
- (2) 倶多楽火山噴出物層＝ポンアヨロ浮石層、登別泥流岩層、ランポーゲ浮石層
- (3) 森野層＝森野火山噴出物層、森野礫岩層
- (4) 段丘堆積物層＝洪積世新期の礫岩層
- (5) 沖積層＝砂礫層、砂丘構成物、扇状地堆積物、新期火山層

第 4 節 自然災害

本町の自然災害の概況は次の通りである。

1 春（3月～5月）の災害

一般に日照時間が長く晴天の日が多いが、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。

低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高くなり、急激に融雪の進むことがあり、少量の雨でも浸水害や洪水害など融雪災害の発生することがある。また、低気圧の通過前後は広範囲で暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。

近年、本町に大きな被害をもたらした春の自然災害は確認されていない。

2 夏（6月～8月）の災害

梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多い。

しかし、本州方面から北上した前線が北海道付近に停滞することにより、太平洋高気圧の縁辺を周り暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降、北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風接近数が最も多い。

平成 28 年は8月に5つの台風が北海道に接近した。特に台風 10 号の接近に伴う越波により、竹浦～虎杖浜地区の一部住宅では浸水被害等が発生した他、防波堤の一部損壊や倒木も発生した。

3 秋（9月～11月）の災害

秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。しかし前半の時期は前線が北海道付近での停滞や台風が北海道へ接近するため、暴風や高波、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が発生する場合がある。秋は大陸から寒気が流れ込みやすくなることから、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲による突風による被害に十分な注意が必要となる。

平成 29 年 9 月の台風 18 号に伴う高波の影響より、竹浦海岸の人工リーフに甚大な被害が発生したほか、国道 36 号線の竹浦橋が損傷し1カ月以上に渡り通行止めとなった。

4 冬（12月～2月）の災害

西高東低の冬型の気圧配置となりやすく、太平洋側にある本町は晴れる日が多いが、低気圧が北海道付近を通過する際に急速に発達することにより、広範囲で大雪や暴風雪となることがある。大雪と猛ふぶきにより大規模な交通障害や広範囲の停電が発生するなど大きな影響の被害が発生する場合がある。

近年、本町に大きな被害をもたらした冬の自然災害は確認されていない。

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計(cm)	最深積雪 (cm)
1月	34.1	-3.7	0.5	-8.6	2.6	153.3	68	18
2月	35.9	-3.3	0.9	-8.5	2.6	155.3	76	25
3月	61.3	0.2	4.3	-4.4	2.6	178.8	56	19
4月	89.3	4.9	9.5	0.3	2.5	185.2	5	2
5月	155.6	9.7	13.9	5.6	2.1	183.0	0	0
6月	149.2	13.8	17.2	10.8	1.8	129.8	0	0
7月	207.8	17.9	21.0	15.4	1.7	108.7	0	0
8月	230.5	20.0	23.3	17.1	1.9	131.7	0	0
9月	206.9	17.2	21.6	12.8	2.4	158.7	0	0
10月	134.1	11.0	16.1	5.7	2.7	159.3	0	0
11月	88.5	4.6	9.2	-0.2	2.8	140.1	4	2
12月	56.8	-1.4	2.7	-5.8	2.7	136.6	40	11
年	1450.0	7.6	11.7	3.4	2.4	1820.4	253	28

白老町の気象の月別平年値（統計期間：1991～2020年）

出典：気象庁

第5節 社会的現況

災害は、地形、気象等の自然条件や都市化等の社会条件によって、被害の程度が違ってくる。被害を拡大する要因として、気象の変化、都市化の拡大や高齢化の進展、社会防災力の変化などが考えられる。

白老町の社会的情勢の推移は、表1のとおりである。

1 人 口

本町の人口は、少子化や地域経済の低迷などにより、昭和60年の24,353人をピークに減少を続け、令和2年の国勢調査では16,212人となった。しかし、65歳以上の人口は、増加傾向にあり、総人口に占める高齢化率は45.8%と高齢化が急速に進展し、約半数を占めるまでになっている。世帯数は、令和2年の国勢調査では7,688世帯であり、人口とともに減少傾向を示している。1世帯当たりの人員についても、年々減少を示し、核家族化が進んでいる。

2 生活環境の変化

本町の基礎的な都市基盤は、多様な産業等の繁栄により、計画的かつ効率的な市街地整備を推進してきた結果、高い水準で整備されている。しかし、人口減少が続く中、人口集中地区面積及び人口ともに減少傾向にある。

また、日常生活で、電気、上下水道、ガス、電話（携帯情報端末等）は欠かせないものになっており、災害発生によりライフライン施設が被災して機能に支障が生じると生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され社会的混乱の要因となる。

表1 白老町の社会的情勢の推移

区 分	単位	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R02年 (2020)
総 人 口	人	21,662	20,748	19,376	17,740	16,212
65才以上人口（内数）	人	5,008	5,883	6,600	7,204	7,428
高 齢 化 率	%	23.1	28.4	34.1	40.8	45.8
世 帯 数	世帯	8,536	8,564	8,412	7,955	7,688
1世帯当たり人員	人	2.47	2.33	2.20	2.11	1.98
人口集中地区面積	km ²	2.00	1.98	1.91	1.65	—
人口集中地区内人口	人	7,229	6,903	6,399	5,484	—

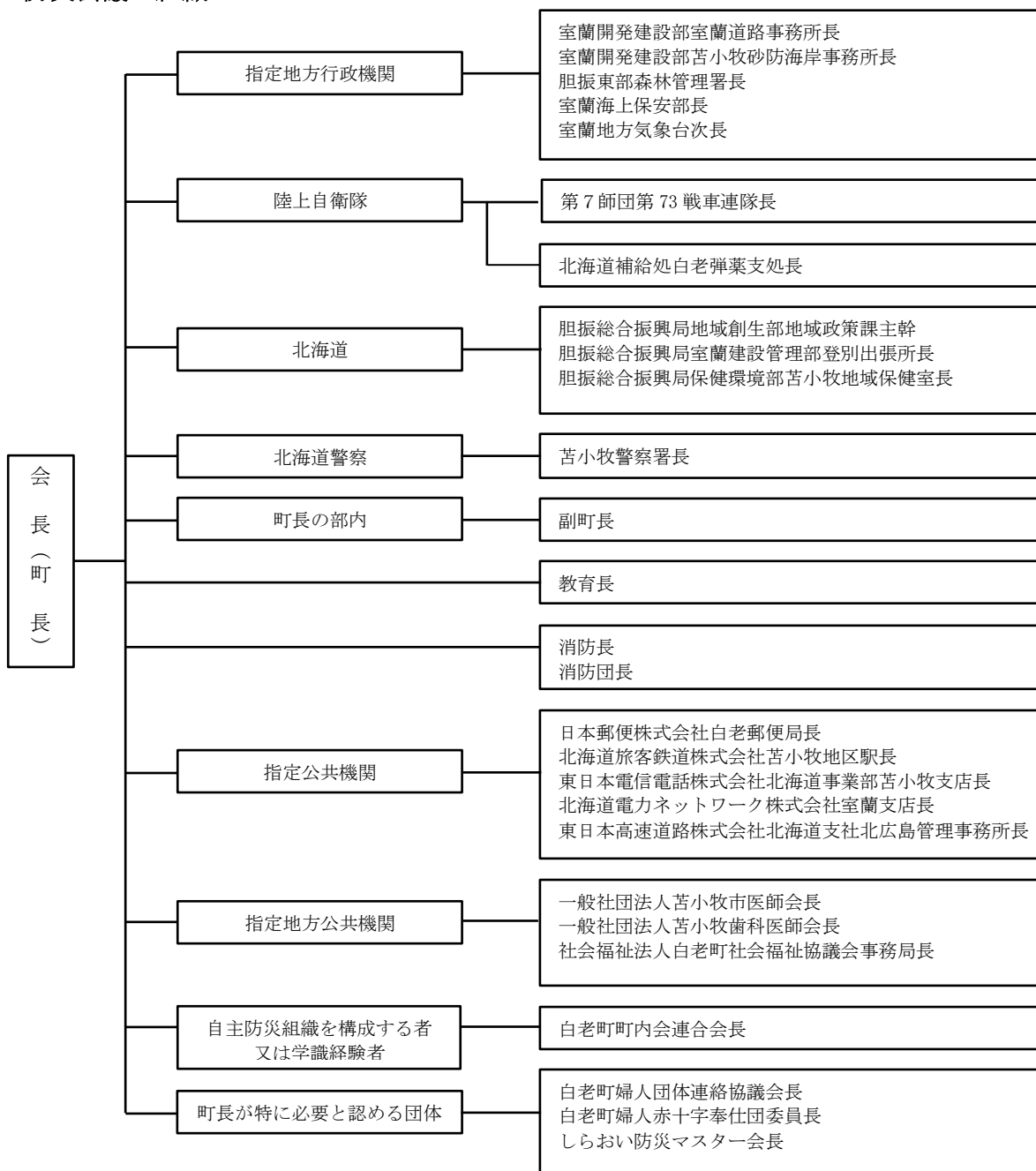
（注）総人口・世帯数・人口集中地区面積及び人口は、国勢調査（各年10月1日時点）の数値であり高齢化率は、上記調査を基に算出した数値、1世帯当たり人員は、施設等の世帯を除いた世帯数・人員より算出した数値である。

第3章 防災組織

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく白老町防災会議条例（昭和37年10月31日条例第28号）第3条第5項に定める機関の職員等又は、町長が特に必要と認める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、町計画を作成し、その実施を図るとともに、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、法の規定に基づきその権限に属する事項を処理するものである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

白老町防災会議条例に定めるところによる。

※白老町防災会議条例を資料編に掲載

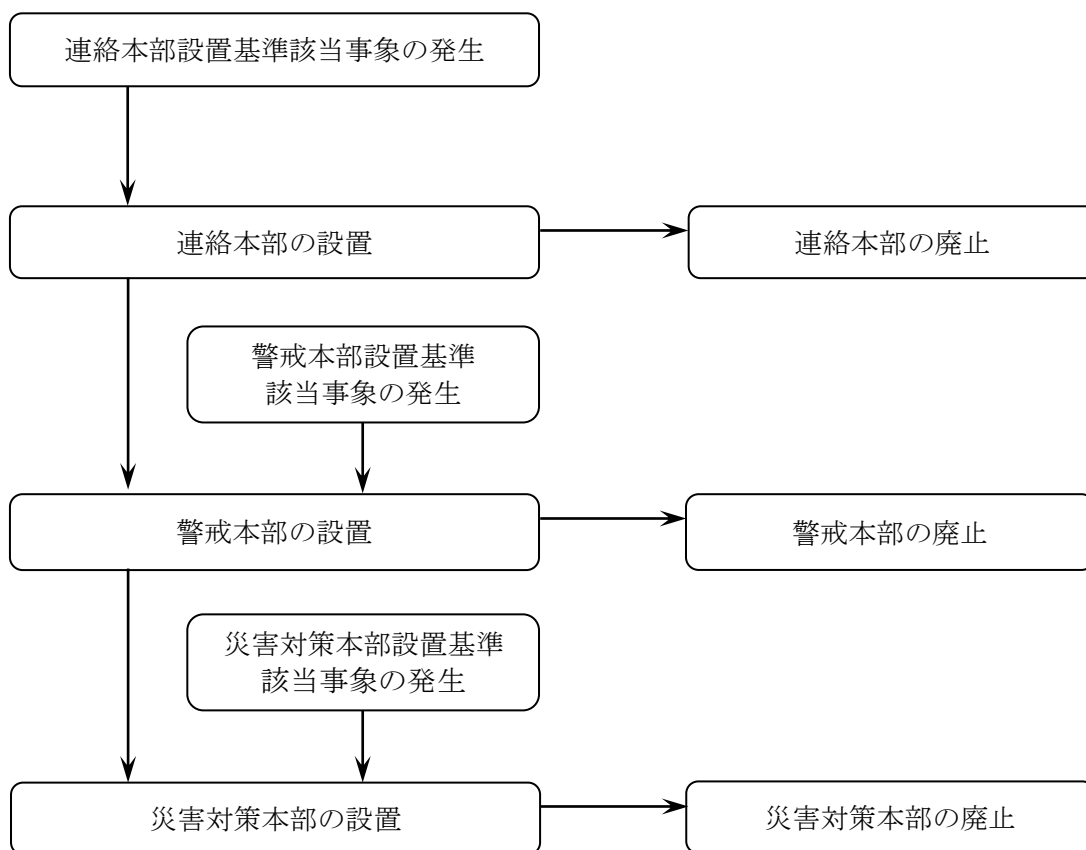
第2節 災害対策本部

1 本部設置概要と非常配備について

災害対策本部、警戒本部及び連絡本部の組織及び業務分担は、白老町災害対策本部条例（昭和37年10月31日条例第29号）の定めによるほか、本節に示すとおりとする。

※白老町災害対策本部条例を資料編に掲載

(1) 本部設置・廃止のフロー



(2) 配備体制及び本部設置基準等

配備体制及び本部設置基準は次に定める通りとする。なお、本部配備人員は資料編に掲載する。

設置本部	非常配備体制	本部設置場所
連絡本部	連絡配備体制	白老町役場（※）
警戒本部	警戒配備体制	
災害対策本部	第一非常配備体制	
	第二非常配備体制	

※ ただし、大津波警報が発表された場合、町内で震度6弱以上の地震または地震等により役場庁舎が被災し使用に堪えない場合は、代替本部を白老小学校に置くこととする。

災害の種類	連絡本部	警戒本部	災害対策本部		
	連絡配備体制	警戒配備体制	第一非常配備体制	第二非常配備体制	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 町内に次の警報のいずれかが発表されたとき <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報 洪水警報 暴風警報 波浪警報 高潮警報 水防警報（待機） 町内に次の注意報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき <ol style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 強風注意報 台風の接近又は前線の活発化等のおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき <ol style="list-style-type: none"> 大雨警報 洪水警報 暴風警報 波浪警報 高潮警報 水防警報（出動） 局所的な災害が発生し、応急対策が必要なとき 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、応急対策が必要な時 町内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する必要があるとき 		
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 町内に次の警報のいずれかが発表されたとき <ol style="list-style-type: none"> 暴風雪警報 大雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に次の警報のいずれかが発表され、災害発生のおそれがあるとき <ol style="list-style-type: none"> 暴風雪警報 大雪警報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を開設する必要があるとき 		
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度3の地震が発生したとき（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度4の地震が発生したとき（※1） 		<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき 	
津波災害	-	<ul style="list-style-type: none"> 本町沿岸に津波注意報が発表されたとき 		<ul style="list-style-type: none"> 本町沿岸に津波警報または大津波警報が発表されたとき 	
火山災害	-	<ul style="list-style-type: none"> 樽前山又は倶多楽に火口周辺警報が発表されたとき 		<ul style="list-style-type: none"> 樽前山又は倶多楽に噴火警報（特別警報）が発表されたとき 	
大事故災害 （海上災害） （道路災害） （鉄道災害） （危険物等災害） （大規模火災） （林野火災）	-	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救出救助及び被害者対策等を必要とするとき 住民生活及び産業活動等に影響が生じ、対策が必要なとき 	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出活動の難航が予想される時 被害が甚大なとき 		

災害の規模および特性に応じて、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする。

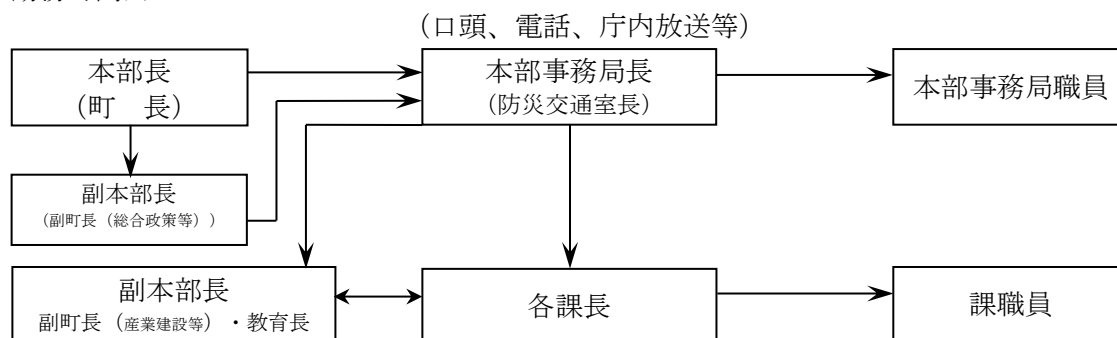
※1 町内の震度観測点は、気象庁の観測点である「白老町大町（役場庁舎内）」と、防災科学技術研究所の観測点である「白老町緑丘（桜ヶ丘総合運動公園内）」の計2か所があるが、いずれか高い方の震度を適用するものとする。なお、気象庁から発表される白老町の代表震度は、いずれか高い方の震度である。

(3) 災害対策本部非常配備の伝達系統

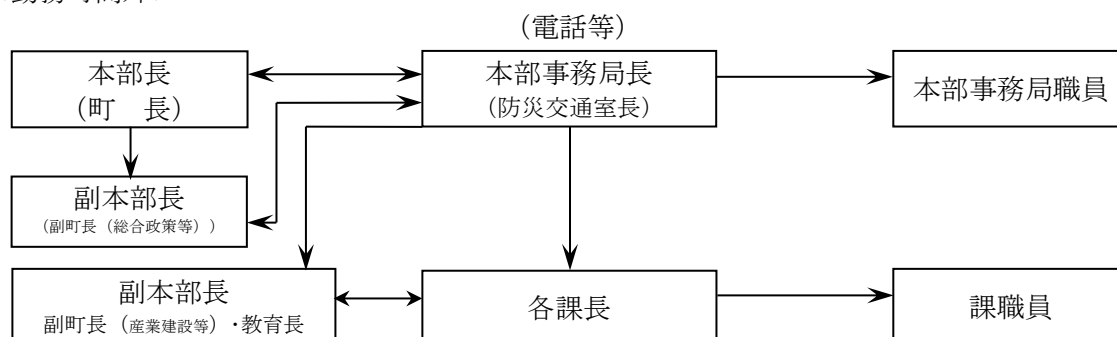
勤務時間内及び勤務時間外の非常配備伝達系統は、次のとおりとする。

なお、連絡本部及び警戒本部の場合は、これを準用する。

<勤務時間内>



<勤務時間外>



(4) 職員の非常参集

ア 全職員は、下記の事象が発生した場合は、直ちにテレビ・ラジオ等で情報を確認し、速やかに非常参集するものとする。（第二非常配備）

(ア) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき

(イ) 本町沿岸に津波警報または大津波警報が発表されたとき

(ウ) 樽前山又は倶多楽に噴火警報（特別警報）が発表されたとき

イ 連絡本部、警戒本部、災害対策本部（第一非常配備）を組織する場合は、災害の状況を把握し、各班の参集人員を決定するものとする。

また、風水害等の事前に発生が予測される事象に対する非常配備については、極力勤務時間中に非常配備体制を決定し、(3)により伝達するものとする。

ウ 閉庁時に大津波警報が発表された場合、全職員は、最寄りの指定緊急避難場所等に避難する等自身の安全を確保する。その後、参集が可能な状況となった場合、本部設置場所（白老小学校）へ非常参集する。

エ その他ニュース等で町内全域に災害が発生し、被害が甚大なことを知ったとき、全職員は本部設置場所（白老町役場）へ非常参集する。

(5) 職員の安否確認

ア 災害対策本部事務局は、災害対策本部設置基準に該当する事象が発生した場合、全職員の安否等について確認するよう努める。

イ 全職員は、災害対策本部設置基準に該当する事象が発生した場合、災害対策本部事務局の安否確認に協力するとともに、確認がない場合であっても、自主的に自身の安否等を所属長へ報告することとする。

(6) 非常配備職員の留意事項

ア 各職員は、あらかじめ定められた災害時における非常配備体制及び自己の任務を十分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したと

きは、非常配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、災害応急活動を行うものとする。

イ 各職員は、異常天候等の場合においては、非常配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長との連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努めるものとする。

ウ 各職員は、非常参集する場合、徒歩や公共交通機関、自家用車等を利用するなどして迅速に参集する。道路の遮断等により居住地の近くの施設に参集する場合は、徒歩、自転車、自動二輪車等とする。なお、参集場所までの通行には安全に十分配慮するものとする。

エ 各職員は、非常参集する場合、応急活動に便利で安全な服装とし、職員証、筆記用具、手袋、タオル、飲料水、食糧、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオその他必要な用具を可能な限り携行すること。

※職員証は、交通規制がされている場合等において、応急対策に従事する者としての証明に必要な場合がある。

カ 各職員は、非常参集する場合、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者（課長、指揮者等）に報告すること。また、火災又は人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防署又は警察機関へ通報するとともに、適切な措置をとること。

キ 参集した職員は、速やかに所属長に参集した旨を報告するものとする。

ク 災害の状況等により参集に危険があると判断した職員は、その旨を所属長に報告し、対応の指示を受けるものとする。

(7) 標識

本部長、副本部長、本部班員は、災害時において応急対策に従事するときは原則として災害対策本部用のベスト（ビブス）を着用するものとする。

ただし、消防職員、病院職員、保育園職員は除く。

2 連絡本部の設置

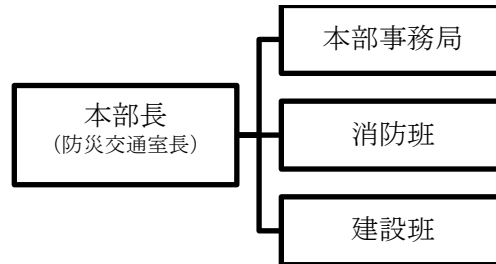
災害時の体制は次のとおりとし、警戒本部又は災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は連絡本部が行う。

(1) 設置基準

連絡本部は、気象情報等を迅速に把握し、先に定める基準に従って職員を動員し、連絡本部体制（連絡配備体制）を確立する。

(2) 組織

連絡本部の組織は次に定めるとおりとする。なお、組織構成の詳細及び各班の業務分担は資料編に示すとおりとする。



(3) 本部長不在時の代行順位

第1順位 本部事務局グループリーダー

第2順位 本部事務局職員

(4) 設置場所

連絡本部は、白老町役場内に設置する。

(5) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたときは、本部を廃止する。

3 警戒本部の設置

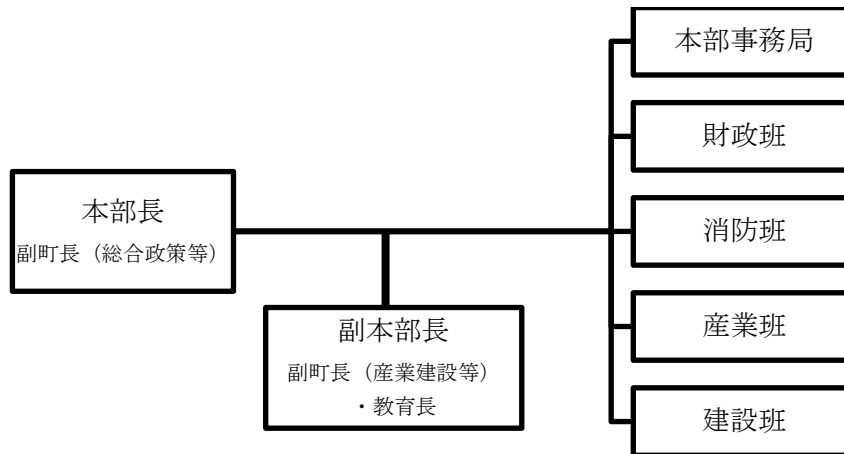
災害時で、応急対策が必要と認めたとときの体制は次のとおりとし、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は警戒本部が行う。

(1) 設置基準

警戒本部は、災害初期情報や気象情報等を迅速に把握し、先に定める基準に従って職員を動員し、警戒本部体制（警戒配備体制）を確立する。

(2) 組織

警戒本部の組織は次に定めるとおりとする。なお、組織構成の詳細及び各班の業務分担は資料編に示すとおりとする。



(3) 本部長不在時の代行順位

第1順位 副町長（産業建設、町民生活部門）

第2順位 教育長

(4) 設置場所

警戒本部は、白老町役場内に設置する。

(5) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急対策が完了したときは、本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置

災害時で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

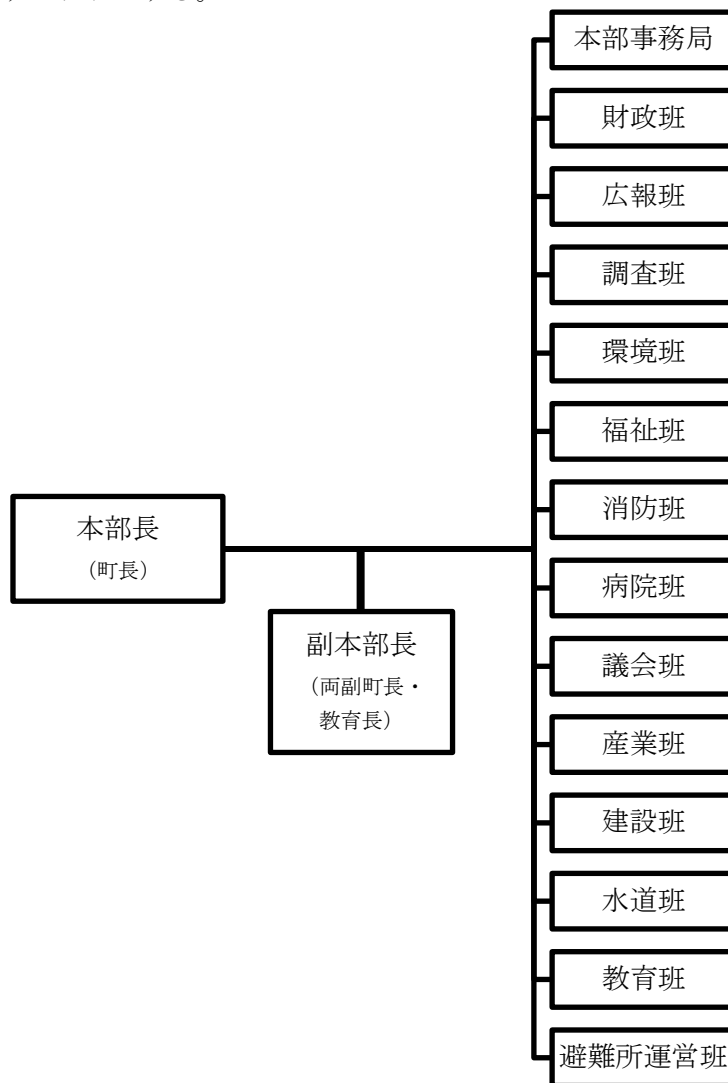
なお、災害対策本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は連絡本部若しくは警戒本部が行う。

(1) 設置基準

連絡本部、もしくは警戒本部は、災害情報や気象情報等を迅速に把握し、先に定める基準に従って職員を動員し、災害対策本部体制を確立する。

(2) 組織

災害対策本部の組織は次に定めるとおりとする。なお、組織構成の詳細及び各班の業務分担は資料編に示すとおりとする。



(3) 本部長不在時の代行順位

第1順位 副町長（総合政策、子育て福祉部門）

第2順位 副町長（産業建設、町民生活部門）

第3順位 教育長

(4) 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催することができる。本部会議における各組織の主な任務は次に掲げるとおりとする。

	主な任務
本部長	(1) 本部会議を招集すること (2) 本部会議の議長となること (3) 避難の準備・勧告・指示を行うこと (4) 警戒区域の設定を行うこと (5) 国、道、自衛隊、防災関係機関、他自治体、住民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと (6) その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること (7) 本部事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	(1) 各対策部間の調整に関すること (2) 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること
本部各班 (課長・室長)	(1) 班長として、班員を指揮監督すること (2) 本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること (3) 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること (4) 対応に必要な事項について、随時状況に応じた対応を検討し、関係部署へ指示すること ※班長に事故があった場合は、当該班の次席責任者が代理として出席する
本部事務局	(1) 本部会議の運営に関すること (2) 本部会議の議事録の調整に関すること (3) 本部会議の庶務に関すること

(5) 設置場所

災害対策本部は、白老町役場内に置く。ただし、大津波警報が発表された場合、または町内で震度6弱以上の地震または地震等により役場庁舎が被災し使用に堪えない場合は、代替本部を白老小学校に置くこととする。なお、災害の状況等から判断し有効と認められる場合は、更に他の場所に代替本部を置くことができるものとする。

(6) 設置の周知

災害対策本部を設置したときは、その建物の玄関及び部屋の入口に表示し、直ちに設置時刻及び設置場所を北海道胆振総合振興局及び町防災会議委員に通知するとともに報道機関等を通じて町民に周知するものとする。

(7) 本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したときは、本部を廃止する。廃止の周知は、設置の場合に準じて行うものとする。

第2編 災害予防・応急対策及び復旧計画

第1章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関

する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 白老町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法

- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
 - （ア）（家庭内、組織内の）連絡体制
 - （イ）気象情報の種別と対策
 - （ウ）避難時の心得
 - （エ）被災世帯の心得
- （5）災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- （6）その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- （1）学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- （2）学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- （3）学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- （4）児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- （5）防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- （6）社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、町民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を計画的に実施する。

1 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、大規模な災害を想定し、体制の確立、情報伝達及び応急対策等の総合的な訓練を地域町民などの協力を得て実施することで実践的な技能の向上を図る。なお、訓練項目についてはその都度実施要領を作成するものとする。

2 地域防災訓練

地域町民が主体となり訓練を行うことで町内会（自主防災組織）等の防災能力の向上を図る。町は、積極的に参加し、指導、助言を行う。訓練は、町内会（自主防災組織）等ごとに随時実施し、訓練の項目は、おおむね次のとおりとする。なお、訓練の細目については、その都度実施要領を作成するものとする。

- （1）情報収集伝達訓練
- （2）消火訓練
- （3）避難訓練

- (4) 救出救護訓練
- (5) 図上訓練

3 その他の訓練

次のような訓練を、総合防災訓練・地域防災訓練に合わせ、又は単独で実施する。

- (1) 職員非常招集訓練
- (2) 気象警報等伝達訓練
- (3) 災害通信連絡訓練
- (4) 避難所運営訓練

4 その他の機関・団体が実施する訓練に対する支援

町、消防本部は、防災関係機関、町内会（自主防災組織）、防災上重要な施設の管理者、教育機関、その他公共的団体等が独自に企画実施する防災訓練に対して、指導・助言・講師派遣を行う等積極的に支援する。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

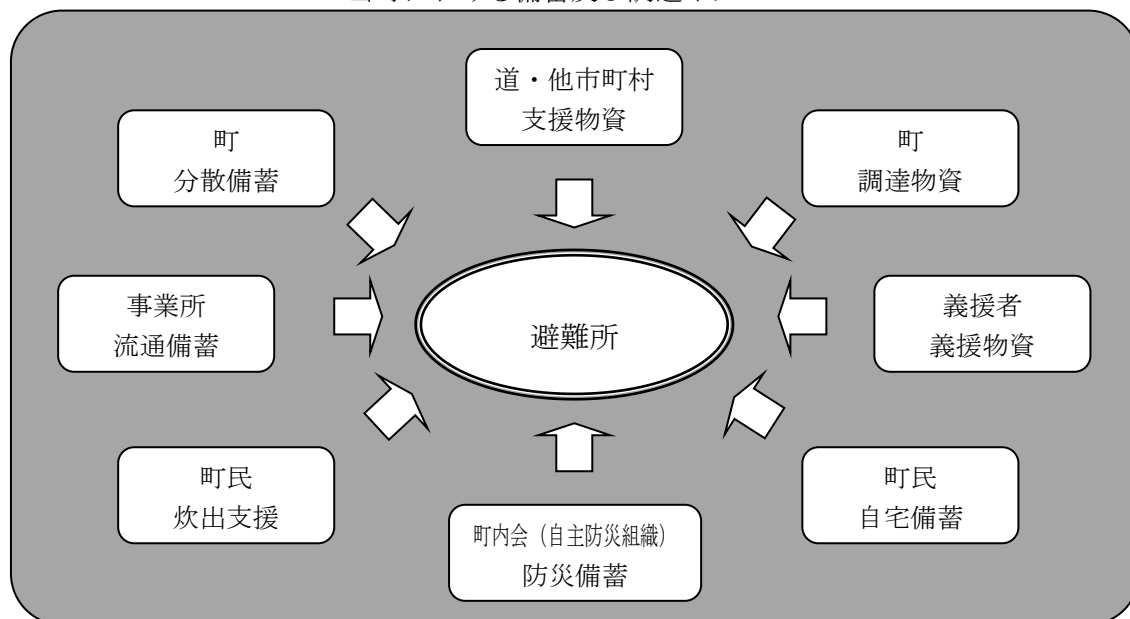
災害時において、食糧、飲料水、衛生用品、燃料、寝具及び衣料品等の生活必需品など町民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するため、町として最小の備蓄、及び民間等からの調達体制の整備に努めるとともにビニールシート、土のう等の防災資機材の整備に努めるものとする。

1 備蓄・調達計画

食糧その他の物資の確保は、次のとおりとする。

- (1) 町は、白老町災害時備蓄方針に基づき、食糧、飲料水、衛生用品、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧その他の物資の確保に努める。
※備蓄方針は、資料編に掲載
- (2) 町は、あらかじめ事業所等と食糧品等物資の提供を受ける協定を締結し、災害時における食糧その他の物資の確保に努める。
※協定一覧は、資料編に掲載
- (3) 町は、町民防災講座や防災関連行事等を通じ、町民に対して最低3日分（推奨1週間分）の食糧及び飲料水、衛生用品、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

<当町における備蓄及び調達イメージ>



2 他都市との相互応援協定による調達

登別市との間の「災害時における相互応援に関する協定」、苫小牧市・安平町・厚真町・むかわ町との間の「災害時広域相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」において、食糧及び救助物資の提供、斡旋を定めている。

※協定一覧は、資料編に掲載。

3 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備・充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

4 備蓄倉庫等の整備

町は、防災備蓄倉庫の整備に努める。

5 給水資機材の整備

町（上下水道担当部局）は、応急給水のためのタンク車、給水袋等の整備（備蓄）に努めるものとし、復旧用資機材についても、備蓄及び早期調達等の対策を講じておくものとする。

6 北海道に対する要請

上記に定める備蓄・調達計画によってもなお不足する場合、又は被害の状況により町内での調達が出来ない場合は、知事（胆振総合振興局長）に対して斡旋又は調達の要請を行なうものとする。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に町のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう、あらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボ

ランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 自主防災組織育成等に関する計画

災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域町民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため町は、次に定めるところにより町民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進及び事業所における自主防災体制の整備・育成に努めるものとする。

※自主防災組織一覧は、資料編に掲載

1 地域町民による自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

町は、基本法第5条の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、本町においては町内会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努めるものとする。（自主防災組織結成一覧を資料編に掲載）

また、消防と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、しらおい防災マスター会等の協力や、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は、町内会など適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は次のとおりであるが、各町内会の実情に即した活動班を編成とするものとする。

ア 庶務班（防災知識の普及啓発、防災訓練など）

イ 情報班（情報の収集、伝達）

ウ 消火班（出火防止と初期消火活動）

エ 救出救護班（負傷者の救出救護）

オ 避難誘導班（町民の避難誘導と避難行動要支援者対策）

カ 給食給水班（食糧・飲料水の配分）

(3) 自主防災組織に対する町の支援

町は、自主防災組織を育成するため次の対策を講じるものとする。

ア 組織が実施する防災訓練・研修会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

イ 組織の活動に寄与する情報を提供すること。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

- (イ) 消火訓練
火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。
- (ウ) 避難訓練
避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
- (エ) 救出救護訓練
家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。
- (オ) 図上訓練
町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元町民の立場に立った図上訓練を実施する。
- ウ 防災点検の実施
家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。
- エ 防災用資機材等の整備・点検
自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。
- (2) 非常時及び災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。
このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。
 - (ア) 連絡をとる防災関係機関
 - (イ) 防災関係機関との連絡のための手段
 - (ウ) 防災関係機関の情報を地域町民に伝達する責任者及びルート。
また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。
 - イ 出火防止及び初期消火
家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。
 - ウ 救出救護活動の実施
崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。
また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。
 - エ 避難の実施
町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難が発表された場合には、町民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。
なお、避難行動要支援者に対しては、地域町民の協力のもとに避難させる。
 - オ 避難所の運営
避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域町民による自主的な運営を進める。
こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。
 - カ 給食・救援物資の配布及びその協力
被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支

給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、町民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災町民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、道と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (9) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、町民票の有無等に関

わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 指定緊急避難場所の指定方針

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの （* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる）						
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）						施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）		
	施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと 《例》津波は a1、a2、a3 を満たす	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）								
立地(B)	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある						当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

出典：北海道地域防災計画

ア 町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の

際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、津波災害に関する指定緊急避難場所については、原則として津波災害警戒区域外の施設等を指定するものとするが、避難困難地域警戒区域内の施設等を指定する場合は、耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、又は、新耐震設計基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とし、RC又はSRC構造の3階建て以上の建物で津波の進行方向の奥行きを有していることを考慮する。

イ 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域町民等の関係者と調整を図る。

ウ 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出るものとする。

エ 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

オ 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(2) 指定緊急避難場所の指定内訳

指定緊急避難場所の指定内訳は資料編に掲載。

3 避難所の確保等

(1) 指定避難所の指定方針

ア 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定するとともに、町民等への周知徹底を図るものとする。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

イ 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

(ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するために措置が講じられていること。

(イ) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

エ 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

(ア) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災町民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。

(イ) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に

応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(ウ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域町民等の関係者と調整を図る。

(エ) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(オ) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ウ 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

エ 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定避難所の指定を取り消すものとする。

オ 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

(2) 指定避難所の指定内訳

指定避難所の指定内訳は、資料編に掲載。

4 町における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び町民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民等への周知

町長は、町民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域町民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- (ア) 給水、給食措置
- (イ) 毛布、寝具等の支給
- (ウ) 衣料、日用必需品の支給
- (エ) 暖房及び発電機用燃料の確保
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 町民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難町民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (エ) 避難町民に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - (イ) 緊急速報メール、SNS等による周知
 - (ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - (エ) 避難誘導者による現地広報
 - (オ) 町民組織を通じた広報
- (4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の町民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - イ 経路
 - ウ 移送の方法
 - エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および市町村は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用へ配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者計画

災害時における避難行動要支援者等の安全に関する計画については、次のとおりであり、別に定める「白老町避難行動要支援者避難支援計画」（資料編に掲載）により、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 町の対策

町は、福祉担当部局を中心に防災担当部局及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携して、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣町民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとりながら防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なること

を踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1 町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は、次に定めるところによる。

1 建築物防災の現状

市街地は、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域等が指定されている。

2 町の予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、都市計画法で準防火地域を定め、地域内の建築物を建築基準法に基づく耐火構造、準耐火構造とし、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町は、建築基準法の遵守に努めるものとする。また、がけの崩壊で危険を及ぼすおそれがある地区において、建築物の建築制限を行い宅地の安全に努めるものとする。
- (2) 町は、白老町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年3月15日条例第2号）に基づき、強風による屋根等の飛散で被害を及ぼす放置された建築物において、管理不完全な状態になることの防止及び必要な措置を講ずるものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

この計画は、災害時に消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動、及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

1 消防体制の整備

消防体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急体制を確立する。

- (1) 火災防御対策
火災を警戒し、鎮圧するために各種消防事象に対する調査研究を行い、火災防御活動が最高度に発揮できるよう、非常召集計画、警防計画等を立て、その運用に万全を期するものとする。
- (2) 火災予防対策
予防査察を計画的に実施し火災の未然防止を推進するとともに、各種予防行事を展開し、町民の防火思想の高揚と普及啓発に努める。
- (3) 高度救急・救命体制の整備
高度な救急救命処置が行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備及び地域医療機関との連携を図る。

2 消防力の整備

町（消防本部）は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に整備計画を作成し、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう管理する。

3 教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対して、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、教育訓練を計画的に実施する。

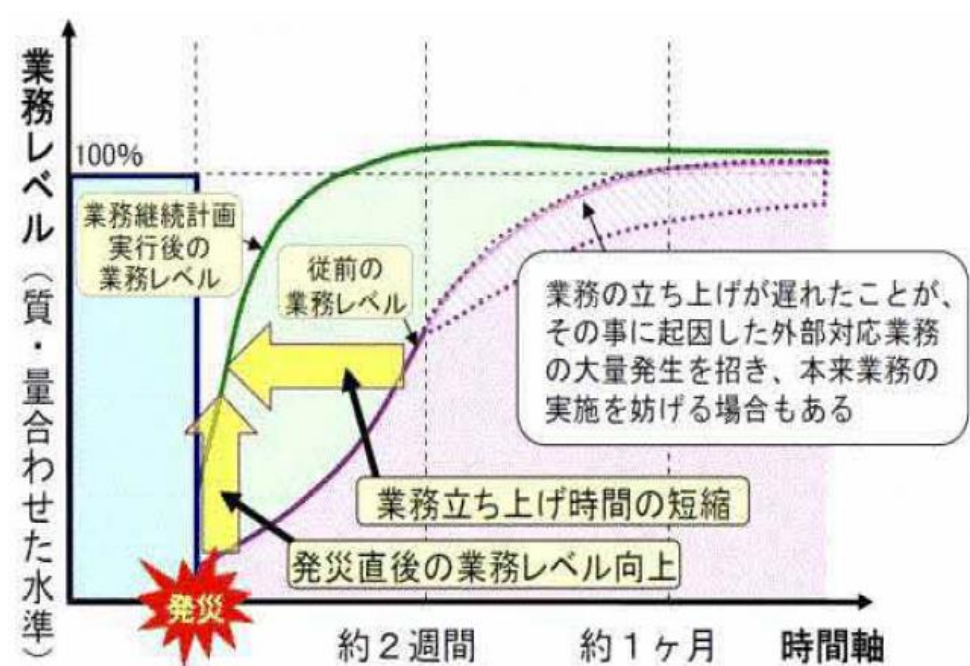
4 広域消防応援体制

町は、火災及び不測の大規模災害の鎮圧に万全を期し、併せて町民の安全を図るため、北海道内の市町村、消防事務組合及び地方行政機関その他の企業・団体と消防応援協定を結び、相互の応援体制を確立する。

第11節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

※白老町業務継続計画を資料編に掲載。



＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

（出典：北海道地域防災計画）

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

（1）町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（2）事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報等の収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、次に定めるところによる。

1 被害等の情報の収集及び報告

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

(1) 収集すべき情報の内容と報告

災害発生後、人的、建物、公共施設、産業及び電気・ガス等の生活関連施設について、速やかに被災情報を収集するものとする。また、災害終息後、町は災害の報告をするものとする。

(2) 情報収集実施者

被害区分に応じて、下表のとおり防災関係機関が実施する。

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
人的被害	町 消防本部 苫小牧警察署 室蘭海上保安部 苫小牧市医師会	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等における調査 救助活動及び救急活動における調査 救出・救護活動における調査 医療救護班及び医療関係における応急医状況
建物及び公共施設等の被害	町 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 所管する建物及び施設の被害状況、及び職務に関連する民間の建物、施設及び宅地の被害状況の調査

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
	北海道の各部局 苫小牧警察署	・ 所管する建物及び施設の被害状況、及び法令に基づき指定された危険区域等の被害状況の調査
	指定（地方）行政機関 指定（地方）公共機関	・ 所管する住家（公宅・社宅）の被害状況の調査
産業被害	町 北海道の各部局 指定（地方）行政機関	・ 職務に関連する産業の被害状況の調査
その他	各事業者	・ 被害、応急対策及び復旧見込み等の調査

(3) 被害状況判断基準

被害状況の判断基準は、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領別表4 被害状況判断基準」によるものとする。（災害情報等報告取扱要領は、資料編に掲載）

2 災害情報等の報告

町は、災害時、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき報告するものとする。

報告先	報告基準
胆振総合振興局	・ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
北海道	・ 胆振総合振興局へ報告することができない状態が生じたとき
国	・ 胆振総合振興局及び北海道へ報告することができない状態が生じたとき ・ 「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 ・ 消防庁長官から要請があった場合の第1報後の報告

第2節 災害通信計画

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

1 通信・連絡手段

町本部、警戒本部及び連絡本部の各関係機関との通信・連絡手段は、次の系統により行う。

関係機関	通信・連絡手段
(1) 本部内等	①内線 ②電話（電報含）

関係機関	通信・連絡手段
	③携帯電話・衛星携帯電話 ④FAX ⑤電子メール ⑥内部情報システム（グループセッション） ⑦白老町移動系無線 ⑧消防救急無線 ⑨車両 ⑩自転車・徒歩
(2)胆振総合振興局	①北海道総合行政情報ネットワーク ②電話（電報含） ③携帯電話・衛星携帯電話 ④FAX ⑤電子メール ⑥車両 ⑦自転車・徒歩
(3)その他の防災関係機関	①電話（電報含） ②携帯電話・衛星携帯電話 ③FAX ④電子メール ⑤車両 ⑥自転車・徒歩

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

(1) 電話による通信

一般電話回線が輻輳し、発信規制がなされた場合、町の施設については、災害時優先電話を利用し関係機関と連絡をとるものとする。

なお、災害時優先電話は、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

非常及び緊急を要する電報を発信する場合は、115番（局番なし）へ非常及び緊急の電報である旨を告げて、申し込むものとする。

※電気通信事業法（第8条）及び東日本電信電話株の契約約款に定める通信内容、通信機関等及び電報内容、電報機関等の取り扱い内容、機関は資料編に掲載。

3 情報伝達体制の整備

町防災会議構成機関は、災害予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するほか、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、町は災害応急対策の実施のため、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制及び災害情報の町民や被災者への情報伝達体制の整備を次のとおり図る。

(1) 緊急地震速報や津波警報等の防災情報の町民伝達のため防災行政無線（同報系）の維持・更新を図るものとする。

(2) 災害時に回線輻輳のない衛星携帯電話を配備し通信手段の確保を図るものとする。

- (3) 停電時に備え、災害対策本部の設置される庁舎等の非常用電源の確保に努めるものとする。
- (4) 携帯電話からも避難場所や防災情報が入手できるよう携帯 web サイトを構築するよう努める。
- (5) 災害時の通信を確保するため移動系無線の維持・更新を図るよう努める。
- (6) 緊急地震速報や津波警報等を迅速に町民に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努める。

4 通信途絶時等における措置

(1) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、電話や電報による通信を行うことができない又は著しく困難である場合で以下の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(2) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地町民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の町民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直

後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 町民に対する広報等の方法

ア 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における町民懇談会等によって、一般町民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 町の広報

町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする町民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等の避難情報、緊急避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民への広報を実施する。特に、町民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況等について広報する。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・ 被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・ 被災者の居所 ・ 被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・ 被災者の親族（アに掲げる者を除く。)	・ 被災者の負傷又は疾病の状況

	・ 被災者の職場の関係者その他の関係者	
ウ	・ 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・ 被災者について保有している安否情報の有無

エ 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、次のとおりとする。

1 実施責任者

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (6) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2 町の実施する応急措置

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町の地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

- (1) 町長(基本法第63条、地方自治法第153条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 消防吏員又は消防団員(消防法第28条・第36条)

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

(3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上、緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

ア 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第5節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

1 災害派遣要請に係る派遣要請権者

- (1) 知事（胆振総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣部隊が展開できる場所
 - オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受け、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。
ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行なうものとする。
- (4) 受入体制
町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。
- (5) 調整
知事（胆振総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。
- (6) 次の経費は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとし、その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
また、派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。
- ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (7) 派遣部隊の撤収要請
町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって胆振総合振興局長に対しその旨を報告するものとする。
ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出する。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 自衛隊との連携強化

- (1) 連絡体制の確立
町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

る。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

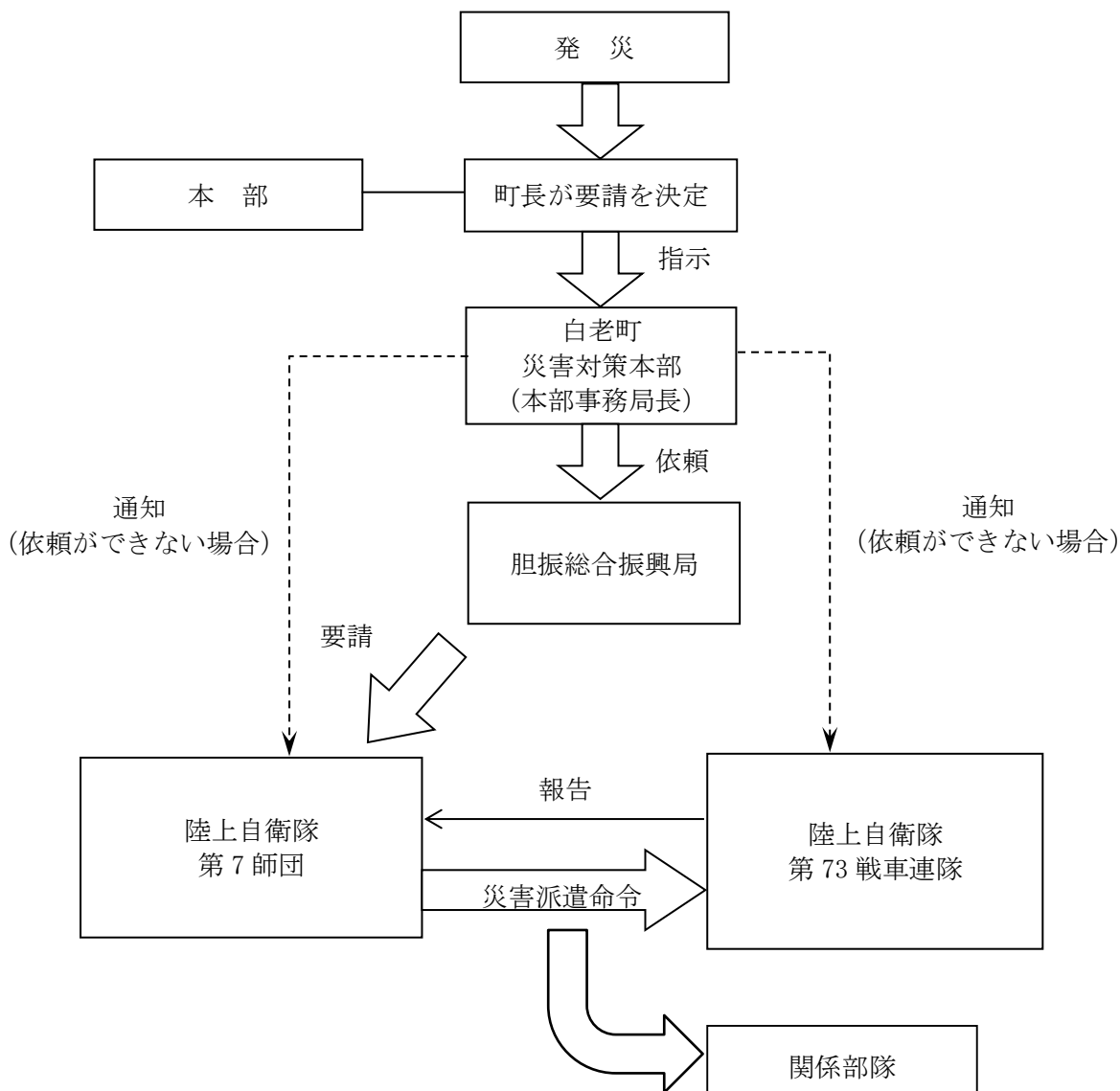
5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 町民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第 4 条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)
- (5) 町民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第 76 条の 3 第 3 項)

【自衛隊災害派遣手続フロー】



※町長は、緊急時は直接第7師団、又は第73戦車連隊に通知できる。

第6節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「白老町災害時受援計画」による。

1 国、道、市町村間の応援・受援活動

(1) 応援協定による応援

町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

協定名	締結年月日	相手方
災害時広域相互応援に関する協定	H8. 4. 1	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町
災害時における相互応援協定	H8. 5. 28	登別市
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H20. 6. 10	北海道、北海道市長会、北海道町村会

ア 応援の種類

- (ア) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又は斡旋
- (イ) 救援・救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資器材の提供又は斡旋
- (エ) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (オ) 児童・生徒の受入れ
- (カ) 被災者に対する住宅の提供
- (キ) ボランティアの斡旋
- (ク) その他要請のあった事項

(2) 基本法による応援

- ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（胆振総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（胆振総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- ウ 知事（胆振総合振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

協定名	締結年月日	相手方
北海道広域消防相互応援協定	H3. 2. 13	道内の消防本部

- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第7節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 ヘリコプター等の活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

- (1) 離着陸場の確保
安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。
- (2) 安全対策
ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第8節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元町民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

- (1) 北海道警察
被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。
- (2) 第一管区海上保安本部
海上における遭難者の救助救出を実施する。
- (3) 北海道
道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等

防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(4) 町(消防機関)

町(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、北海道地域防災計画の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第 9 節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

(1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

(2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

(4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 助産救護

オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

(5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

(6) 災害派遣精神医療チーム（DPA T）の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者に対する精神科医療
- イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護活動の実施

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会は、道又は町の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。
- (3) 町、保健所、苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会は、迅速かつ的確な医療を提供するため、医療機関等から以下の事項について情報収集を行うものとする。
 - ア 医療機関の施設・設備の被害状況
 - イ 負傷者等の状況
 - ウ 診療（施設）機能の稼働状況
 - エ 医療従事者の確保状況
 - オ 救護所の設置状況
 - カ 救護所及び医療機関への交通状況
 - キ 衣料品、医療資機材等の需給状況
- (4) 町は、必要に応じて、指定避難所等に救護所を設置するものとし、開設したときは、速やかに設置場所及び負傷者数等の情報を、次の機関に通知するものとする。
 - ア 町消防本部
 - イ 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（苫小牧保健所）
 - ウ 苫小牧市医師会
 - エ 苫小牧歯科医師会
 - オ 苫小牧警察署
- (5) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会等の関係機関と協力し、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 輸送体制の確保

- (1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMA T）
救護班及び災害派遣医療チーム（DMA T）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
- (2) 重症患者等
重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。
ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

5 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 10 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫対策は、次に定めるところによる。

1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、次のとおり具体的な確立を図る。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号（以下「感染症法」という。））に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を、知事の指示に従い実施する。
- (2) 保健所長の指導のもと、集団避難所等において町民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

- (1) 防疫班の編成
 - ア 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
 - イ 防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成するものとする。

3 感染症の予防

- (1) 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。
 - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
 - ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
 - エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
 - オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）
- (2) 予防接種
町長は、知事が感染症予防上必要と認めるとき、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。
- (3) 清潔方法
町は道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。なお、家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとする。
 - ア ごみ
収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。
 - イ し尿
し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。
- (4) 消毒方法
町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(6) 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

5 避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣類等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう、指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第 1 1 節 災害警備計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、次に定めるところによる。

1 災害警備の実施

苫小牧警察署及び室蘭海上保安部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策を他の防災関係機関と協力して実施する。

2 苫小牧警察署の措置

苫小牧警察署は、北海道警察本部及び関係機関と密接な連携のもとに災害警備の諸対策を推進するほか、大型台風の来襲、大雨、暴風等のため災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、早期に警戒体制を確立して町民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持する任にあたる。

(1) 災害警備本部の設置

災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて北海道警察本部の定めるところにより、苫小牧警察署に災害警備本部を設置する。

(2) 応急対策の実施

災害警備本部は、町民の避難救出、交通対策、行方不明者等の捜索等について、それぞれの節に定めるところにより、町本部並びに関係機関と密接な連携を図りながら迅速に応急対策を実施するものとする。

(3) 防犯対策の実施

ア 犯罪の未然防止

関係行政機関との情報交換を行い、町民避難後の住宅密集地域、避難場所、避難所、

金融機関、及び支援物資集積所等の防犯対象地域・施設において、各種犯罪の発生状況又は不審情報を収集・分析し、重点的に警ら警戒及び広報を強化し、犯罪の未然防止に努めるものとする。

イ 不法行為の取締及び各種相談活動

被災地の混乱に乗じた盗犯、暴利販売等の悪質消費生活事犯及び集団による不法行為について、取締りを強化するものとする。

また、災害発生時の混乱の中で多数予想される迷子、行方不明者等に対処し、行方不明者相談所を開設するなど、犯罪の予防及び防犯相談を行うものとする。

ウ 地域防犯団体等に対する指導・支援

地域の町内会及び各種の防犯団体等が自主的に行う警戒、防犯及び補導活動に対して、積極的に指導、支援を行うものとする。

3 室蘭海上保安部の措置

室蘭地方気象台からの暴風に関する警報が発令された場合は、室蘭海上保安部が、第一管区海上保安本部及び関係機関との密接な連携のもと、海上における災害の発生防止のため、早期に警戒態勢を確立して、町民の生命、身体及び財産を保護し、海上における安全と秩序を維持する任にあたる。

具体的には、必要に応じて巡視船艇を白老港及び周辺海域に出動させ、及び海上保安官を臨港地区に派遣する等の措置をとり、船舶の避難及び安全航行、危険施設の調査及び警戒、海上犯罪の予防・取締り等を実施するものとする。

第12節 交通応急対策計画

災害時に、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の実態把握

災害が発生した場合、道路管理者及び苫小牧警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に町内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ アの場合、迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点

- ウ 交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無
- エ 被害道路の応急復旧の見通し
- オ その他参考となるべき事項
- (2) 被害道路の応急復旧等の措置

道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、苫小牧警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手、又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。
- (3) 被害道路等の交通規制の実施方法

道路管理者及び苫小牧警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものとする。

 - ア 道路標識等を設置する。
 - イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。
- (4) 関係機関への連絡及び町民に対する広報

道路管理者及び苫小牧警察署は、被害道路の交通規制を実施したときは、町本部及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等の協力を得て町民に対する広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

苫小牧警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

- (1) 道路管理者への通知

苫小牧警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。

なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。
- (2) 緊急通行車両の確認手続等
 - ア 確認場所

基本法施行令第 33 条の規定に基づき知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。
 - イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。
 - ウ 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の実施に必要な主に、次の業務に従事する車両とする。

 - (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
 - (イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項。
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

苫小牧警察署長は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両及び公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、車両の使用者の申出により規制対象除外車両の確認を行い、通行を認めることができる。

ア 確認場所

苫小牧警察署及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた除外車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

ウ 規制対象除外車両の範囲

(ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中のもの。

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中のもの。

(ウ) 他の都府県公安委員会又は知事の証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中のもの。

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

a 道路維持作業自動車

b 通学通園バス

c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

d 指定（地方）行政機関、北海道、白老町、指定（地方）公共機関の職員が、それぞれの機関が定める災害応急対策のための職員非常招集基準等に基づき、非常参集のために使用中の車両

e 電報の配達のため使用する車両

f 廃棄物の収集に使用する車両

g 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

h その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 苫小牧警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第13節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、次に定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 輸送の方法・手段

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関（基本法第 50 条第 2 項）が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

(1) 道路輸送

ア 緊急輸送路の確保

(ア) 輸送路の決定

町本部は、道路の被災情報等に基づき、物資等の輸送路を決定し、道路管理者及び苫小牧警察署並びにその他関係機関に連絡するものとする。

(イ) 交通規制及び啓開

各道路管理者及び苫小牧警察署は、本部からの連絡に基づき、本章第 12 節交通応急対策計画（P57）に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、及び障害物等を除去する等啓開に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。

イ 輸送車両の確保

道路輸送に必要な車両は、次により確保又は調達する。

(ア) 町保有車両の集中管理

各担当部局で保有している車両（消防車両を除く）は、原則として町災害対策本部（本部事務局）が集中管理を行い、効率的に運行するものとする。

(イ) 他の機関及び民間車両の調達

町災害対策本部は、町保有車両のみでは必要とする輸送ができないときは、次により調達を行うものとする。

a 北海道及び指定（地方）行政機関の保有している車両の応援要請

b 道が一般社団法人北海道トラック協会との間で締結している「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定」（資料編に掲載）による道を介した輸送力の借上げ

c 道が北海道地区レンタカー協会連合会との間で締結している「災害時における輸送車両提供の協力に関する協定」（資料編に掲載）による輸送力の借上げ

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

(2) 鉄道輸送

一部の輸送道路が使用できない場合は、JR 室蘭本線において、旅客車両又は貨物車両を調達して輸送し、輸送の確保に努める。

(3) 海上輸送

国道や鉄道等が不通となり、陸上輸送ができない場合は、白老港を使用し、船舶により物資等の輸送を確保するように努める。

(4) 航空輸送

傷病者の緊急搬送、救助物資の調達・配送等で航空輸送の必要が生じたときは、次によりヘリコプターの出動を要請する。なお、町の指定離着陸場は資料編に掲載する。

ア 道に対して、消防防災ヘリコプターの出動要請（北海道消防防災ヘリコプター応援協定は、資料編に掲載）

イ 道を通じて陸上自衛隊第 7 師団へヘリコプターの災害派遣要請

ウ 苫小牧警察署を通じて北海道警察本部へヘリコプターの災害派遣要請

エ 道を通じて第一管区海上保安本部へヘリコプターの災害派遣要請

2 輸送の範囲

(1) 輸送の対象となる応急救助対策等

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救助用物資の供給

カ 遺体の捜索及び処理

- キ 応急対策用資機材及び応急対策要員の輸送
 - ク その他本部が行う輸送
- (2) 費用の限度額
救助法が適用された場合は、その定める基準による。

3 緊急輸送業務に従事する車両の確認

緊急輸送業務に従事する車両については、本章第12節交通応急対策計画（P57）に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）又は苫小牧警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第14節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食糧の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて、町長の責任において実施する。

なお、各機関の災害応急作業従事者等に対する食糧の供給は、原則として当該機関の長の責任で実施する。

2 食糧供給の対象者

食糧を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所及び指定緊急避難場所（屋内）に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 電気、ガス、水道などライフラインの供給が停止し、炊事ができない者

3 供給する食糧

供給品目は、米飯、パン、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

4 供給食糧の調達先

- (1) 町備蓄食糧の放出
- (2) 災害時における応急物資の供給の協力に関する協定の締結先の店舗
本編第1章第3節物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画（P25）参照。
- (3) その他製パン業者等に対する委託製造

5 米飯の炊き出し

炊き出しは、食糧を供給すべき期間がある程度長期にわたることが予想される場合に、実施する。

- (1) 炊き出し施設
原則として、町食育防災センター及び調理施設のある公共施設において実施する。
ただし、電気等が断絶して利用できない場合は、プロパンガス等を調達し、又は自衛隊の災害派遣による野外炊具での調理実施等により、各避難所において実施する。
- (2) 炊き出し従事者
町職員、町内会（自主防災組織）、白老町婦人団体連絡協議会、白老町婦人赤十字奉仕団、白老町婦人防火クラブ連合会及びボランティア等の協力を得て確保する。
- (3) 炊き出しが困難等の場合の措置
町において直接炊き出しすることが困難な状態で、米飯仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入し

て供給することができる。

6 供給の期間

原則として、発災日から7日間以内とし、この期間内に供給を打切ることが困難な状況である場合は、知事（厚生労働大臣）に期間の延長を申請するものとする。

7 費用の限度

救助法に定める基準による。

第15節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域町民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 被害の区分と給水方法

(1) 被害状況に対応した給水方法

災害区分	被害状況	給水方法	備考
部分的な断水又は復旧が当日内に完了できるもの	配給水管等折損	復旧のため最小限の断水区域を設定し運搬給水をする	
	配水池の附属設備故障	一部を他配水系統に切換え運搬給水をする	流入・流出管等折損
	赤水等の発生	配水管洗浄作業、長時間の場合運搬給水をする	
地区単位の断水、給水制限又は復旧に長時間を必要とするもの	配水本管折損	配水系統変更し、断水区域に運搬給水	管洗浄作業含む
	配水池使用不能	配水系統変更、給水制限、断水区域には運搬給水	構造物が一部破損し、配水池内汚濁した場合

災害区分	被害状況	給水方法	備考
するもの	浄水場1か所、若しくは一部機能停止	他の送水系統に切換え、給水制限、断水区域には運搬給水	
複数以上の地区での断水、給水制限又は復旧に長時間を必要とするもの	配水系統内の本管が使用不能	拠点給水と運搬給水	消火栓、緊急貯水槽等利用
	浄水場機能停止、使用不能	拠点給水と運搬給水	他の機関の応援を必要とする
	配水池使用不能	拠点給水と運搬給水	
上記の災害より規模が大きいもの	同上	避難場所に運搬給水。町民を保護する公共施設、病院等への優先給水	他の機関の応援を必要とする

(2) 災害発生時の施設総点検

町は、台風や豪雨により災害が発生したときは、水源、浄水場及び配水池のうち無人の施設について、直ちに職員を派遣して被害の状況を点検させるものとし、導水管、送水管及び配水管等の被害状況を勘案して、必要な措置をとるものとする。

3 応急給水

災害のため断水したとき、町は、現有機器材、職員の総力をあげ給水業務に従事するとともに、必要に応じて、関係機関（日本水道協会、自衛隊、管工事業者等）の応援を得て、応急給水業務に万全を期する。

(1) 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができないもの。

(2) 給水量

1人1日3リットルを目途とする。

(3) 給水方法

町民及び施設等への給水は、次の方法による。

ア 運搬給水

運搬用給水タンクを車両に積載し給水を行う。

運搬給水車には、上下水道課保有タンク、容器及び給水車に代用できる散水車、消防タンク車等も含む。

イ 医療機関・避難所等への給水

町内医療機関、公共施設又は避難所等への給水は、施設の受水槽へ給水車で行う。

(4) 町民に対する周知

応急給水を実施するにあたっては、給水拠点に看板の設置、広報車の巡回、地元町内会等への文書配布等により、次の内容を地域町民に周知する。

ア 運搬給水車で給水する旨、又は給水拠点の設置場所及び応急給水方法

イ 水道施設の被害の状況及び復旧見込み

ウ 給水以外の水を利用する場合の注意事項、その他必要な事項

4 応急復旧

災害により水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

(1) 被害状況の把握を行う。

(2) 現場の事故発生状況を確認し閉止するバルブ位置を特定し、速やかにバルブを閉止後、復旧方法について協議を行い、復旧方法を決定する。

- (3) 要員及び資材等の確保等、復旧体制を確立する。
- (4) 被害状況により、日本水道協会北海道地方支部、町内の管工事業者、メーカーへ支援を要請する。

5 水質の保全

災害時は、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、水道水についても関係官庁の協力のもとに水質検査を強化するとともに、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど水質の保全に万全を期する。

なお、次の事項については、特に遺漏のないよう留意する。

- (1) 運搬給水用具
運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄消毒を行う。
- (2) 応急復旧後の水質検査
配水管路の破損個所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。
- (3) 生水の煮沸飲用
被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は、煮沸飲用の周知徹底を図る。

6 外部応援要請

災害の発生及び復旧状況などにより、必要に応じて日本水道協会北海道地方支部との防災協定に基づき、又は町内の管工事業者へ人員、資機材の派遣を要請して応急復旧を行う。（協定書を資料編に掲載）

この場合、町は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。

外部の応援隊は、町の水道班の指揮下に入るものとし、あわせて本町の職員を適切に配置して、応援の誘導、指揮、監督等を行う。

第16節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給の計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 給（貸）与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者、かつ被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者で、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。〔給（貸）与は、世帯単位で行う。〕

3 給（貸）与物資の調達先

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 「災害時における応急物資の供給の協力に関する協定」の締結先の店舗
- (3) 災害義援物資として提供を受けたもの。

4 給（貸）与対象世帯の把握等

町は、世帯別の被害状況を把握し、配分計画を立てて、発災日から努めて早期に給（貸）与を完了するものとする。

5 給（貸）与物資の種類及び品目

原則として、次の8種類とし、個々の品目は例示であり、実態に応じて他の品目でも差しえない。

給（貸）与物資の種類及び品目

種類	品目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団、枕等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等（既製品に限る。）
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食 器	茶碗、皿、箸等の類
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ、トイレトペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ロウソク、プロパンガス等の類

6 給（貸）与費用の限度

救助法に定める基準による。

第17節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう、連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

町は、石油類燃料の確保を図るものとし、災害時における石油類燃料の供給に関する協定により白老町石油事業協同組合に協力を要請するとともに、状況により、関係機関等を通じて他地区の卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第18節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、北海道地域防災計画に定めるところによる。

第19節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、北海道地域防災計画に定めるところによる。

第20節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、次に定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、町民に対する水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 町民への広報活動を行う。

(2) 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害により下水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により、他市町村、日本下水道事業団、メーカー、維持管理委託業者等への支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

カ 町民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の生活排水に関する不安解消に努める。

第2 1 節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、次に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

波浪

津波

山崩れ

地滑り

土石流

崖崩れ

火山噴火

落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

盛土及び切土法面の崩壊

道路上の崩土堆積

トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害

河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞

堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害

砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

岸壁・物揚場の倒壊及び陥没

航路・泊地の埋没

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

(イ) 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記ア及びイに定める

ところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第2節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の実施

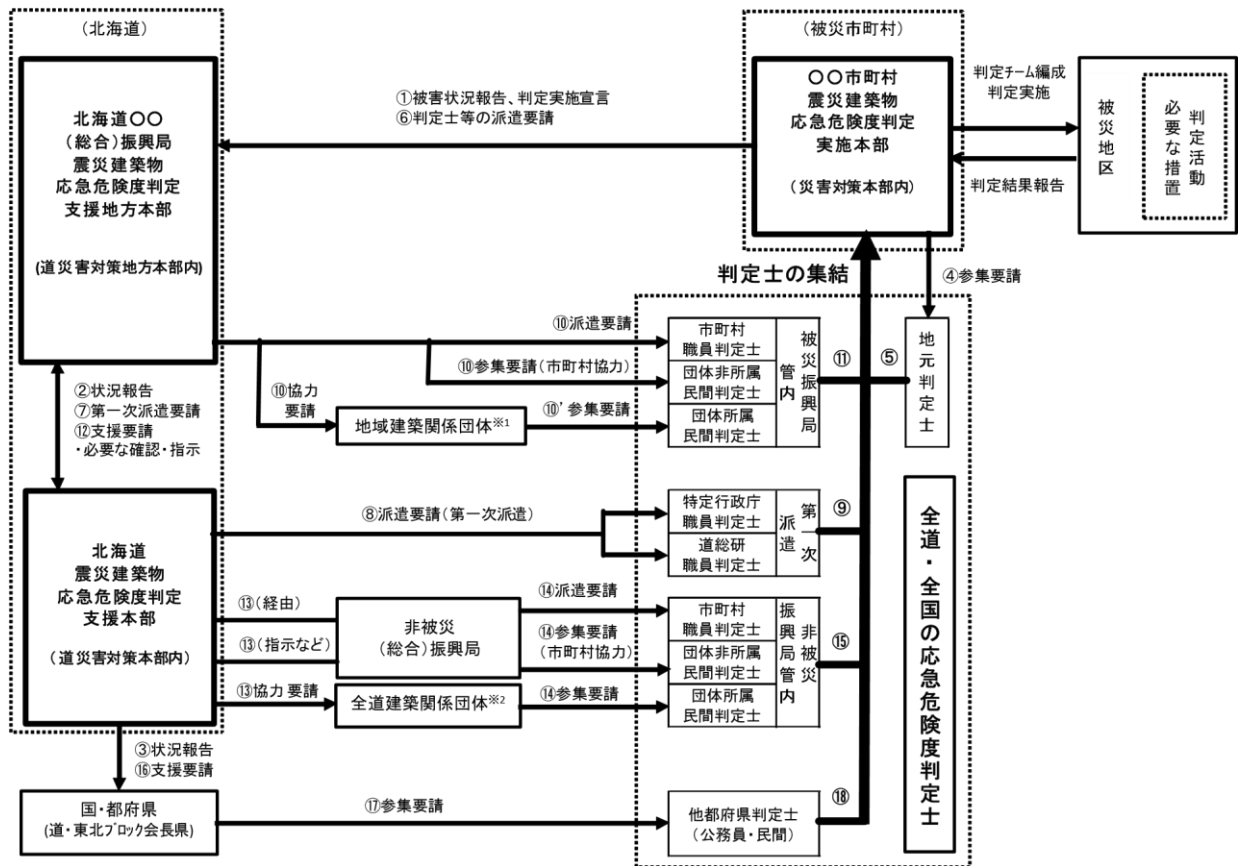
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。



※1 地域建築関係団体: 被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体 (例: 建築士会〇〇支部)

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

2 基本的事項

（1）判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

（2）判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

（3）判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

イ 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

ウ 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

（4）判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（5）判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

（1）基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

（2）実施主体及び実施方法

ア 町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。廃棄物処理業者関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を

迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全を図る。

(1) 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。また、必要に応じて、判定士等の派遣等に関して、知事へ支援を要請するものとする。

(2) 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

ア 宅地に係る被害情報の収集

イ 判定実施計画の作成

ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

エ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応

オ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

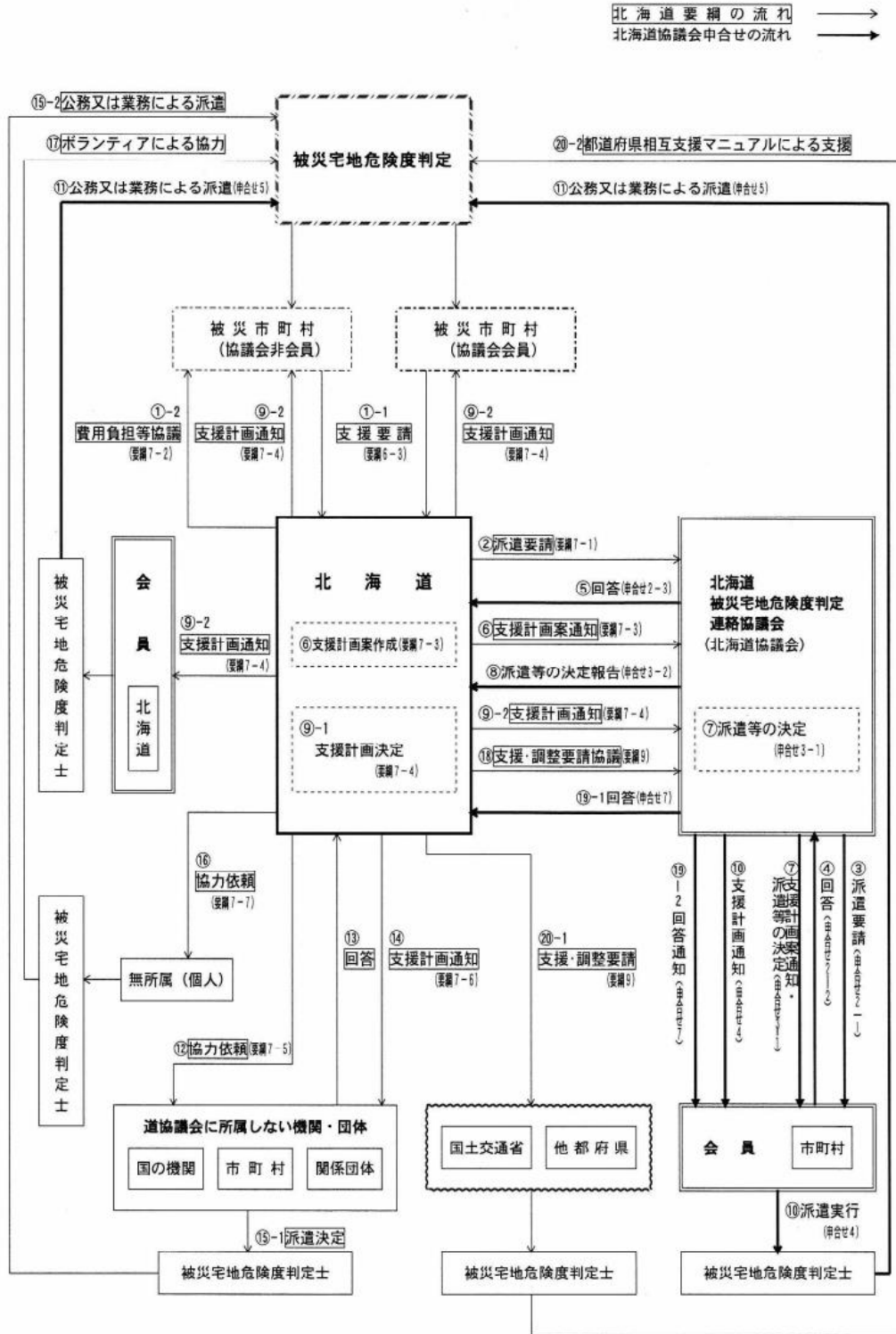
(4) 事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

ア 道と市町村は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

イ 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地の危険度判定実施のフロー



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する建設型応急住宅の供与、住宅の応急修理については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が建設型応急住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅の提供又は斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

また、町営住宅の空室を優先的に提供するとともに、近隣市町村の公営住宅への入居についても協力を要請するものとする。

さらに、民間賃貸住宅の活用について、北海道や関係団体等と連携を図るものとする。

(3) 救助法適用後の実施責任者

ア 救助法を適用し、建設型応急住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

イ 町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

ウ 町長が建設型応急住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

(4) 建設型応急住宅の建設

公営住宅への入居可能戸数が不足する場合は、建設型応急住宅を建設するものとする。

ア 入居対象者

次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する仮住家がない者であること。

(ウ) 自己の資力では住家を確保することができない者であること。

イ 建設戸数

全壊及び流失等の被害状況により、必要な戸数を知事に要請する。

ウ 建設地

建築場所の決定に当たっては、被災者が相当期間居住することから、建設戸数から判断した用地面積、及び交通の利便性、飲料水・電気などの供給が容易である等の立地条件を考慮して、次の順序で選定する。

(ア) 未利用町有地

(イ) 未利用国有地・道有地の借上げ

(ウ) 未利用民有地の借上げ

(エ) 公共用地（公園、グラウンド等の公共空地）

エ 建設規模及び工事費の限度額

救助法の規定による。

オ 着工期間

原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

カ 入居者の選定及び供与期間

(ア) 入居者の選定

a 生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高いものより順次選ぶものとする。

- b 入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上、決定する。
- (イ) 供与期間
原則として、建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から 2 年以内とする。
- キ 資材等の調達
建設型応急住宅建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達する。調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。
- ク 運営管理
建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。
- (5) 平常時の規制の適用除外措置
町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は建設型応急住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は建設型応急住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。
- (6) 被災住宅に対する対策
 - ア 住宅の応急修理
半壊、一部損壊等の住宅のうち、応急修理によって最小限の日常生活が可能である住宅について自己の資力では修理ができない者に対し救助法を適用して、居室、炊事場、便所等、必要最小限の応急修理を実施する。
 - イ 相談窓口の設置
被災住宅の復旧に関する技術的指導及び制度融資等の相談を行うため、相談窓口を設置する。

第 2 5 節 障害物除去計画

災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる素地事項については、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去
道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。
- (2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去
鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。
- (3) 海上で障害を及ぼしているものの除去
海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第 12 節交通応急対策計画(P57)の定めるところによる。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次の

とおりである。

- (1) 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) 港湾区域における障害物の除去は、船舶航行の安全を確保するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積するものとする。
- (2) 町は、北海道財務局、道および他市町村と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合、並びに社会教育施設、史跡・文化財の応急対策については、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 学校管理者等
 - ア 防災上必要な体制の整備
災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。
 - イ 平時における児童生徒等の安全確保
在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。
 - ウ 災害時における児童生徒等の安全確保
 - (ア) 教育委員会
 - a 大雨、暴風等の被害の発生のおそれがある場合は、気象情報を収集し、直ちに学校長に伝達する。
 - b 学校長から臨時休校又は授業の打ち切り等の決定を受けたときは、町長に報告する。また、報道機関に対して報道を依頼し、保護者等への周知を図る。
 - c 学校長との連絡を密にして、在校中の児童・生徒の下校時の安全措置に万全を期する。
 - d 災害発生時には、学校長から児童・生徒の被災状況について情報を収集するとともに、必要な応急措置を実施する。
 - (イ) 小・中学校
学校長は、学校防災計画に定めるところにより、児童・生徒の安全確保対策に必要

な応急措置を実施する。

- a 児童・生徒の登校前に臨時休校を決定したときは、速やかに保護者に連絡する。
- b 授業時間中に授業の打ち切りを決定した場合、児童・生徒の下校措置については、地域の状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等適切に判断し、児童・生徒の安全措置に万全を期する。
- c 災害発生時には、児童・生徒の被災状況について調査して教育委員会に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

エ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

オ 備品

救助法を適用した場合の児童生徒等に対する教科書、文房具等の供与は町長が知事の委任により実施する。

2 応急対象実施計画

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。

(1) 学校施設の応急修理

教育委員会は、災害により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。

なお、復旧については、本編第3章災害復旧・被災者援護計画(P88)に定める。

(2) 校舎の被害状況に対応した応急教育体制

ア 校舎の被害が比較的軽微の場合

家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用を検討するとともに、必要な応急修理を実施して平常授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大な場合

家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用を検討するとともに、残存した校舎のうち安全な施設を使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがある場合

臨時休校の措置をとり、その期間は、家庭又は地域の集会施設等を利用した地域ごとの応急教育の実施、若しくは家庭訪問により学習内容の指導を行うとともに、家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用についても検討する。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要する場合

(ア) 北海道教育庁と協議してプレハブ仮設校舎及び仮運動場の建築を検討する。

(イ) 当該学校の近隣の小・中学校の校舎等又は最寄りの公共施設等を利用し、学級合併授業及び二部授業を行う。

(ウ) 児童・生徒等が個別に一時居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させる。この場合、町外であるときは、当該教育委員会へ受入れ協力を要請する。

(エ) 家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用を検討する。

(3) 教育の要領

ア 特別教育計画

各学校の災害の状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施ができない場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう配慮する。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の負担にならないよう配慮する。

(イ) 教育活動の場所が学校施設以外の場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全に留意する。

(ウ) 通学路その他校下の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導す

- る。（集団登下校の実施及び地域町民、PTA、保護者等への協力要請等）
- (エ) 学校が避難所に充当された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難者収容が授業の支障とならないよう配慮する。
- (オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分対応できるよう配慮する。
- ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。
- (4) 教職員の確保
道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。
- (5) 学校給食等の措置
ア 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。
- (6) 衛生管理対策
学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理するものとする。
ア 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして、消毒に万全を期すること。
イ 校舎の一部に避難者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
ウ 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行う。
エ 必要に応じて、児童生徒の健康診断を実施すること。

3 社会教育施設の応急措置

社会教育施設の管理者は、開館中に風水害等に係る警報が発表された場合、又は災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。

主な留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の安全確保
災害発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。
- (2) 負傷者等の確認
入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は、応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。
- (3) 情報の収集
ラジオ、テレビ等報道機関の気象・災害情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り、最新情報の把握に努めること。
- (4) 被害状況の調査・報告
速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。
- (5) 避難所となった場合の措置
施設が避難所となった場合は、町職員、地域の町内会（自主防災組織）及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

4 史跡・文化財の応急対策

町は、災害発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、復旧計画等必要な対策をするものとする。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 町長が実施する。（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
 - ア 捜索・収容については消防班が実施する。
 - イ 処理・埋葬については環境班が実施する。
- (2) 捜索、収容、死体見分等
苫小牧警察署、室蘭海上保安部

2 実施の方法

- (1) 行方不明者の捜索
 - ア 捜索の対象
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
 - イ 捜索の実施
町、苫小牧警察署及び室蘭海上保安部等は、相互に緊密な連携を図り、捜索隊を編成して実施する。
この場合、町長、室蘭海上保安部長は、被災の状況及び行方不明者数が多数である等のため、必要と認めたときは、知事（胆振総合振興局長）又は第一管区海上保安本部長に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
 - ウ 捜索の期間
災害発生の日から10日以内とする。ただし、引き続き捜索を続行する必要があるときは、知事（厚生労働大臣）に期間の延長申請を行うものとする。
 - エ 行方不明者を発見した場合の措置
行方不明者を発見したときは、警察官に届け出るとともに、身元が判明しているときは、遺族等に連絡するものとする。
- (2) 遺体の処理
 - ア 対象者
災害の際、死亡した者及び災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。
 - イ 処理の範囲
 - (ア) 遺体の処置洗浄、縫合、消毒等の処理。
 - (イ) 遺体の一時保存身元識別に時間を要し、又、死亡者が多数のため短時間に死体見分・検案ができない等の場合は、遺体を町内の寺院、公共施設又は公園等に天幕を設置して、安置する。（町）
 - (ウ) 検案は原則として、病院部の医師によって行う。
 - (エ) 死体見分（苫小牧警察、室蘭海上保安部）
 - ウ 安置場所の確保
町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。
- (3) 遺体の埋葬
 - ア 対象者
災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

イ 埋葬の方法

- (ア) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- (イ) 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

3 費用の限度額

救助法に定める基準による。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を、定めることができることに留意する。

6 北海道と企業との協力協定

北海道は、救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた町の業務を支援する協定を、次のとおり締結している。

道と各団体との協定

協 定 名	締結年月日	相手方	葬祭用品の範囲
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H14. 3. 29	北海道葬祭業協同組合	・内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・骨つぼ等その他必要な事項
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H17. 11. 1	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	・内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・骨つぼ等その他必要な事項

第 2 8 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについては、次に定めるところによる。

1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処

置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町長

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとする。

(1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法(預託、附添等)
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、次に定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、北海道災害廃棄物処理計画や白老町ごみ処理基本計画に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第24節障害物除去計画(P73)によるものとする。

1 実施責任

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとする。

2 被害状況の調査

- (1) 調査体制

災害発生後速やかに被害状況を把握して処理を実施するため、調査地域、対象施設、設備及び調査担当者を明確にした調査体制を整備する。

(2) 被害状況の集計・報告

廃棄物処理施設等の被害状況を早急に調査・集計して被害状況報告書を作成し、町災害対策本部事務局に提出する。

3 ごみ処理計画

(1) 収集・処理対策等の樹立

各地区別の被害状況を速やかに把握してごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬対策を樹立する。

なお、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町及び西いぶり広域連合との間で「廃棄物処理に係る相互支援協定」及び苫小牧市、登別市との間で「一般廃棄物処理に係る相互支援等実施に関する協定書」を取り交わしており、災害時の一般廃棄物処理にあたって処理施設の相互使用を定めている。

(2) 人員・車両等の確保

ごみ収集・運搬の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力を超える排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

(3) 臨時収集場所の指定

地区町民等が道路上に廃棄物を出し、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物等により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等の協力を求める。

(4) 生ごみ等の早期処理

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫・衛生管理上、できる限り早急に収集運搬が行われるよう、その体制を確立する。

(5) 災害廃棄物等の処理

損害家屋の災害廃棄物については、原則として罹災者自ら町が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、罹災者が対応することが困難な場合、及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集を行う。

(6) 暫定堆積場所の確保

災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に出されるが、一時に処分場への大量搬入はその処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処分場への搬入ができない場合が考えられるため、町は、必要により生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積できる場所を確保する。

(7) ごみ袋等の配布

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

4 し尿処理計画

(1) し尿処理対策の樹立

倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上できる限り早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿前処理施設の臨時点検等を行って処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処理対策を樹立する。

(2) 人員・車両等の確保

し尿前処理の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、処理能力を超える排出量が見込まれ、早急に対応する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、断水時に対処するため、平素から浴槽、洗濯機等による汲み置を指導するものとする。

また、断水及び下水道管の破損等により使用できない場合は、地区別に仮設便所を

設置する等の対策を講じるものとする。

5 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町村への協力要請を行うものとする。

(2) ごみ収集処理方法

ア ごみ収集車により、生ごみ、一般的なごみの順で収集し、災害の状況によりごみ収集車が不足する場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期する。

イ 処理にあたっては、クリンクルセンター（登別市）を使用することとし、排出量の状況により他の場所に一時堆積し後日焼却する方法、又は埋立処理も検討することとする。

(3) し尿収集処理方法

ア し尿運搬車をもって収集するとともに、必要に応じて消毒薬剤を散布する等衛生面に十分配慮するものとする。

イ 収集したし尿については、速やかに町のし尿前処理施設又は下水処理場に投入するものとする。

6 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場がない場合又は運搬することが困難な場合は、振興局の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、保健所と協議し、臨機の措置を講ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあっては、1m以上覆土するものとする。

7 清掃等施設状況

(1) 施設の現況

ア ごみ焼却施設

(ア) 名	称	クリンクルセンター
(イ) 所	在 地	登別市幸町2丁目5番地1
(ウ) 処	理 方 式	全連続燃焼式流動床炉
(エ) 処	理 能 力	123 t / 24 h (61.5 t / 24 h × 2 炉)
(オ) 所	有 (管理者)	登別市

イ 最終処分場

(ア) 名	称	白老町環境衛生センター
(イ) 所	在 地	白老町字白老 778 番地 17
(ウ) 総	面 積	135,700 m ²
(エ) 埋	立 面 積	8,000 m ²
(オ) 全	体 容 量	23,900 m ³
(カ) 埋	立 方 式	準好気性埋立

ウ し尿前処理施設

- | | |
|-------------|-----------------|
| (ア) 名 称 | し尿前処理施設 |
| (イ) 所 在 地 | 白老町高砂町4丁目439番地先 |
| (ウ) 処 理 能 力 | 36KL/日 |
| (エ) 管 理 体 制 | 委託 |
- (2) 仮設トイレ借り上げ
レンタル会社との協定により借り上げを行うものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害時には、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、町内会（自主防災組織）、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが、効率的、効果的な活動ができるように、受入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に努めるものとする。

1 ボランティア団体・NPO等の協力

町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施にあたって、社会福祉協議会、各種ボランティア団体・NPO及び個人ボランティア等からの申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

(1) 自主運営

災害時におけるボランティアの受入れ及び調整・運営については、ボランティア団体ネットワーク、地元ボランティア（団体）、NPO、日赤奉仕団、社会福祉協議会等が連携し、原則として自主運営とする。

(2) 町及び防災関係機関の支援

町は、必要に応じ、ボランティア活動の拠点として公共施設等の場所を提供し、町及び防災関係機関は、被災状況及びボランティアニーズ等の情報を提供するなど、側面支援を行うものとする。

(3) ボランティア保険

ボランティアの受入れにあたっては、必ずボランティア保険の加入の有無について調査し、未加入者については、その場で加入の手続きを行うものとする。

なお、保険料については、災害の規模等を勘案の上、公費負担とすることも検討する。

3 ボランティア団体・NPO等の活動の内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難所の管理、運営の補助
- ウ 炊出し、食糧の配給、給水その他の救助活動
- エ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- オ 清掃活動及び防疫活動
- カ 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- キ 被災建築物の応急危険度判定
- ク 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ケ 災害応急対策事務の補助
- コ 救急・救助活動
- サ 医療・救護活動
- シ 外国語通訳
- ス 非常通信
- セ 被災者の心のケア活動
- ソ 被災母子のケア活動

- タ 被災動物の保護・救助活動
- チ ボランティア・コーディネート

4 災害ボランティアセンターの設置及び運営等

- (1) 災害ボランティアセンターの設置
災害発生時、町は被災状況及びボランティア参集状況を総合的に勘案して災害ボランティアの需要調整等を行う災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営
災害ボランティアセンターの運営は、別途町と社会福祉協議会で締結する白老町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定(以下「設置及び運営に関する協定」という。)に基づき、社会福祉協議会がボランティア団体ネットワーク、地元ボランティア(団体)、NPO及び日赤奉仕団等(以下「ボランティア団体等」という。)と連携しながら行うものとする。
- (3) 町及び防災関係機関の支援
社会福祉協議会が設置及び運営に関する協定に基づき運営する災害ボランティアセンターの施設は町が提供するとともに、町及び防災関係機関は、被災状況及びボランティア参集状況等の状況を社会福祉協議会に提供するなど、災害ボランティアセンターの側面支援を行うものとする。
- (4) ボランティア活動保険
ボランティア活動保険(天災タイプ)は、事前にそれぞれの居住地の社会福祉協議会(ボランティアセンター)において、ボランティア自身の負担で加入するものとする。

5 ボランティア活動の環境整備

町は、平常時から日本赤十字社胆振地区支部白老分区、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO等との連携を図り、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する町民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、町長が行う。

2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の捜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

3 苫小牧公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申し込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 職種別、所要労務員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

4 賃金及び費用の負担

費用は町が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準により、その都度町長が定める。

第 3 3 節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

1 要請権者

町長

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣の斡旋を求める理由
 - イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。
また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考） 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、次に定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断・責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

出典：北海道地域防災計画

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町内における災害が、救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

町長は、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により、知事から委任された職種の一部については、救助を実施するものとする。

(1) 救助の種類と実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	1か月以内
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
遺体の搜索	10日以内
遺体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

(注1) 上記のうち、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去に規定する事項の実施については、事前に胆振総合振興局長の承認を受けなければならない。

(注2) 上記のうち、医療及び助産については、知事から委任された場合に実施する。

(注3) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 胆振総合振興局長への報告

町長は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

5 救助記録書類の作成

町長は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等（「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日社施第99号））（抜粋を資料編に掲載）に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない。

第35節 義援金、義援品募集・配分計画

災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分する。

1 義援金受入の周知

町は、義援金の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

2 義援金の受入れ及び保管

(1) 義援金の受入れ

町は、次により義援金を受け入れる。

- ア 一般からの受入窓口を開設する。
- イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援金の管理

義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

3 義援金の配分方法

(1) 義援金の配分の決定

町は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。

ただし、小規模災害に対する義援金の配分については、配分委員会への付議を省略することができる。

(2) 義援金配分委員会の構成

配分委員会は、白老町、白老町議会、白老町社会福祉協議会、日本赤十字社胆振地区白老分区及びその他町長が認める団体の代表者をもって構成する。

4 広域的な災害時の義援金の取扱い

白老町を含む広域的な災害において、全被災地域の義援金を一本化して配分することとなった場合は、本町が受け入れた義援金は当該配分機関に送金するものとする。

5 義援品受入の周知

町は、義援品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 受入を希望する物資及び受入を希望しない物資のリストを公表する。
(需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改訂する。)
- (2) 送り先はあらかじめ定める集積拠点とする。

6 義援品の受入れ及び保管

町は、次により義援品を受け入れる。

- (1) 受入窓口を開設する。
- (2) 受入要員を事前に確保する。
- (3) 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

7 義援品の配分方法

町は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し、効果的な配分を決定する。

第3章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に応急復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

北海道、白老町及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において実施するが、国、道の負担金又は補助金及び地方債措置のあるものについては、十分にこれを活用して行うものとする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査・把握し、道とも十分協議のうえ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第 2 節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (6) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長に消防法による火災原因調査の結果に基づき、行わせることができる。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

- (1) 被災者台帳の作成
 - ア 町長は、町内に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
 - イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - (カ) 援護の実施の状況
 - (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - (ク) 電話番号その他の連絡先
 - (ケ) 世帯の構成
 - (コ) 罹災証明書の交付の状況
 - (サ) 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに、被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - (シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

- (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - (セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
 - ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
 - エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
- ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき。
 - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、提供に係る台帳情報を利用するとき。
 - イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - (オ) その他台帳情報の提供に関し、町長が必要と認める事項
 - ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本節 2 の(1)のイの（ス））を含めないものとする。

第3編 風水害防災計画

第1章 風水害の想定

第1節 過去の風水害

白老町は、地形の影響から年間降水量が多く、過去に度々台風、大雨等による被害に見舞われている。この原因としては台風や低気圧が北海道の西側や南側を通過すると東から南寄りの風が強くなり、高温多湿な気流が北の山地を上昇して雨雲が発達し大雨を降らせやすい条件となっていること等が考えられる。

昭和21年（1946年）以降の風水害等による主な被害状況は、資料編に掲載。

第2節 計画で想定する風水害

室蘭地方气象台における、白老町の降水量及び風速の観測値の極値・順位は、次のとおりである。

表 白老における降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第1位	第2位	第3位	統計期間
日降水量	442mm (1987.8.26)	240mm (1993.7.31)	198mm (1980.8.31)	1976年4月～ 2022年3月
日最大 1時間降水量	84mm (1987.8.26)	68mm (1983.9.25)	68mm (1979.10.3)	1976年4月～ 2022年3月
月降水量	746mm (1981.8)	701mm (1987.8)	540mm (1980.8)	1976年4月～ 2022年3月
日最大風速	23.6m/s 東南東 (2016.8.30)	23.0m/s 東南東 (2016.2.29)	22.5m/s 東南東 (2018.9.5)	1977年10月～ 2022年3月
日最大 瞬間最大風速	32.0m/s 東南東 (2018.9.5)	31.4m/s 東南東 (2016.8.30)	31.1m/s 東南東 (2016.2.29)	2008年8月～ 2022年3月

出典：気象庁

第2章 気象業務に関する計画

第1節 気象業務に関する計画

1 気象等の予報区と担当官署

気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報、警報、注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等で、白老町に關係するものは次のとおりである。

(1) 予報区

予報および警報・注意報の対象となる区域は、全国予報区、地方予報区、府県予報区、があり、全国予報区は気象庁本庁が担当する。

北海道においては、北海道地方予報区として札幌管区気象台が担当する。

北海道地方予報区は7つの府県予報区に分かれており、白老町は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。

府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
胆振・日高地方	胆振地方	胆振中部	白老町、登別市、室蘭市、苫小牧市

ア 「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

イ 「二次細分区域」とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

また、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。

ウ 海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする

エ 「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。



特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域

(2) 地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時間

気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時間は、次のとおりである。

担当官署	予警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05.11.17時) 毎日2回(11.17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
室蘭地方気象台 他6官署 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05.11.17時) 毎日3回(05.11.17時) 毎日2回(11.17時) 随時 随時

(3) 海上予報区

船舶の利用に適合する予報・警報は、海上予報区に発表される。海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区の中を12に分割した地方海上予報区からなっており、白老町沖合いの海域は、「北海道南方及び東方海上」のうちの「日高沖」に含まれ、札幌管区気象台が担当している。

海上予報区の細分区域

地方海上予報区名	細分海域	担当気象官署
北海道南方及び東方海上	日高沖	札幌管区気象台



地方海上予報区

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次のとおりである。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの

種類	概要
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等（土石流、がけ崩れも含む）の地面現象に関する特別警報。大雨特別警報に含めて発表される。

出典：気象庁

(イ) 警報

重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行われる予報

種類	概要
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等の恐れが残っている場合には発表が継続される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、ならびにこれらによる重大な浸水害があげられる。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒が呼びかけられる。ただし「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。

種 類	概 要
波浪警報	高波による避難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等（土石流、がけ崩れも含む）の地面現象に関する警報。大雨警報に含めて発表される。
浸水警報	浸水に関する警報。大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表される。

出典：気象庁

(ウ) 注意報

災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行われる予報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意が呼びかけられる。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災・延焼等が発生するの危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩壊することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあると発表される。

種類	概要
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0度付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等（土石流、がけ崩れも含む）の地面現象に関する注意報。原因となる現象によって、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水に関する注意報。大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等によって災害が起こるおそれがある場合に発表される。原因となる現象によって大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表される。

出典：気象庁

イ 防災気象情報と警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒） 	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布）「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域内等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自らの避難の判断をして下さい。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害） 洪水警報 キキクル（危険度分布）「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報 	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自らの避難の判断をしたりして下さい。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> キキクル（危険度分布）「注意」（黄） 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） 	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。</p>	警戒レベル1

出典：気象庁

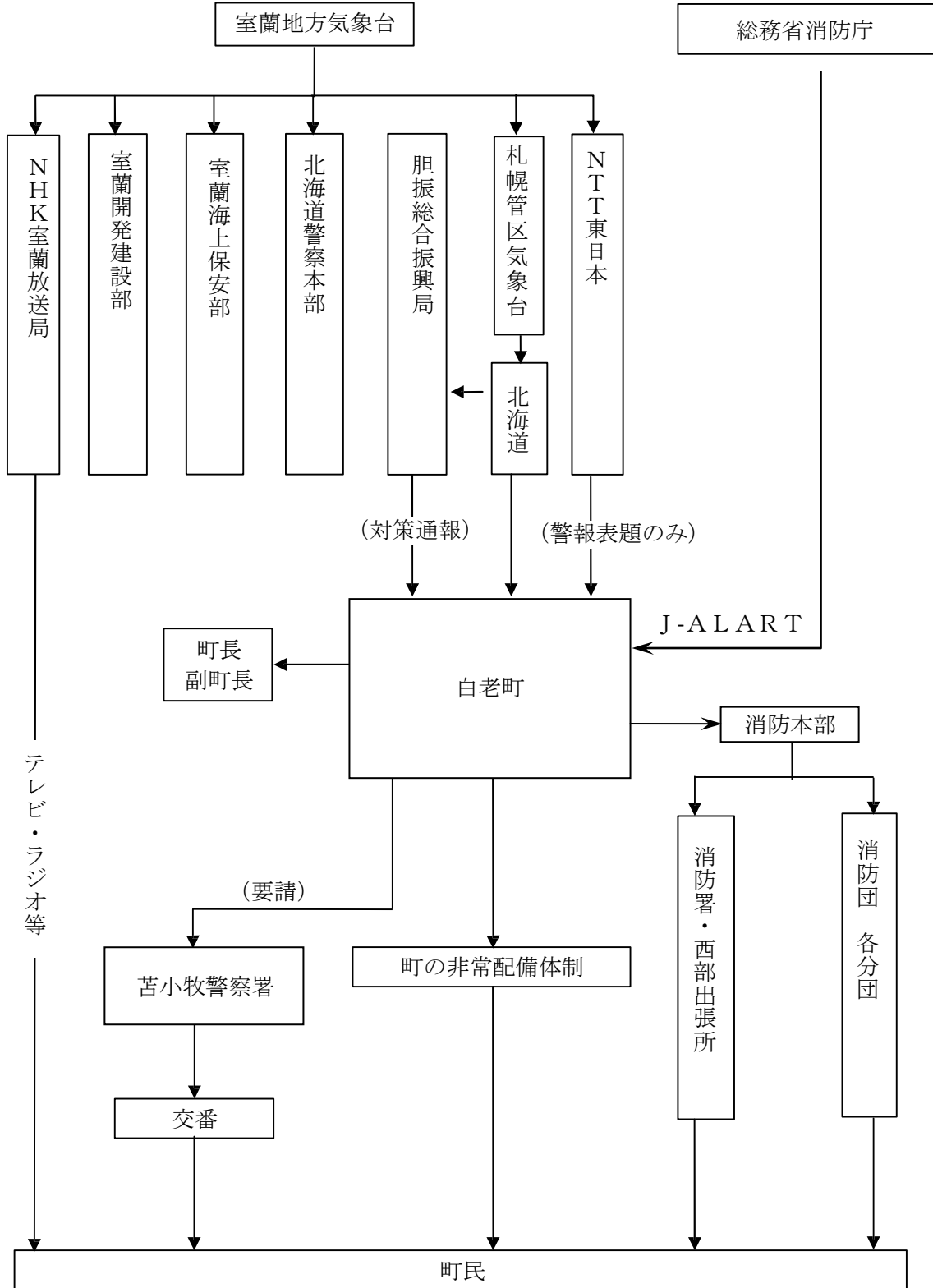
ウ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※ 「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

エ 特別警報・警報・注意報の伝達
次の系統図により伝達する。

気象警報等伝達系統図



(2) 海上警報

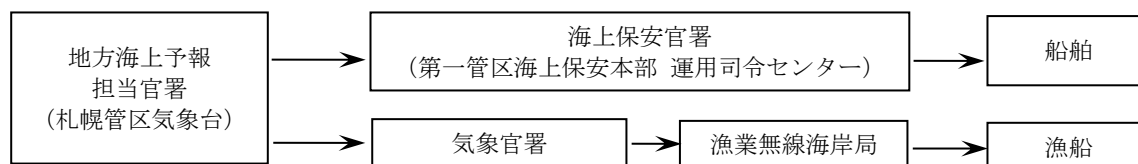
ア 警報の種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表される。

種別	呼 称		
	英文	和文	説明
一般警報	WARNING	かいじょうかぜけいほう 海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33Kt）の場合
		かいじょうのうむけいほう 海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	かいじょうきょうふうけいほう 海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40Kt）及び9（41～47Kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	かいじょうぼうふうけいほう 海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10（48～55Kt）以上の場合（熱帯低気圧により風力階級12（64Kt）～の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	かいじょうたいふうけいほう 海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12（64Kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	かいじょうけいほう 海上警報なし かいじょうけいほうかいじょ 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

イ 海上警報は、次の系統図により伝達する



(注) ・気象官署（札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内）
 ・漁業無線海岸局（稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙流（興部）、根室、釧路、岩内、余市、小樽、新星マリン（留萌）、北るもい（羽幌）、増毛）

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、町長が防災活動・避難指示等の判断や町民の自主避難の判断の参考となるよう、胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で作成し発表する。

(4) 河川における水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表（水防法第2条第7項）。

水防法第16条第1項の規定により、北海道知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表する。白老町においては、白老川が指定されており、胆振総合振興局室蘭建設管理部が水防警報を発表する。

なお、白老川は水防法第13条第2項の規定により、北海道知事が指定した水位周知河川

（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）である。

ア 白老川における水防警報の種類、内容、発表基準及び水位

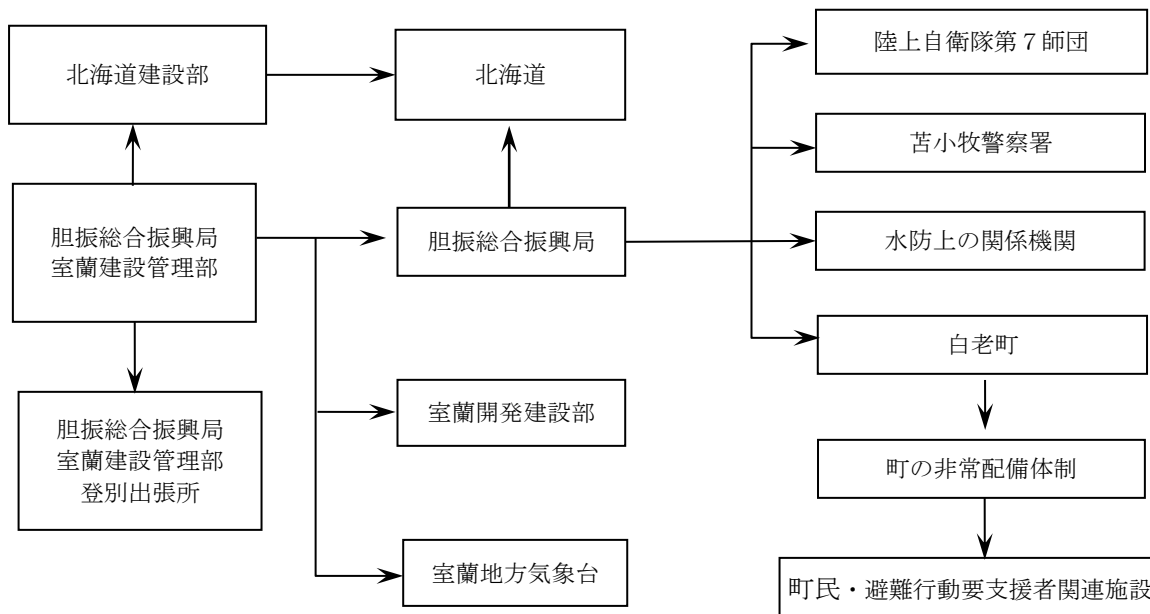
種類	内容	発表基準	水位
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。	4. 9 8 m
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	5. 2 4 m
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	5. 5 9 m
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	5. 8 4 m
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	5. 2 4 m
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	-

イ 水位観測場所

大昭和下流（白老町字白老地先）

ウ 水防警報の伝達

水位周知河川（白老川）についての水防警報は、胆振総合振興局室蘭建設管理部が発表し、伝達は次による。



(5) 海岸における水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報は、国が発表する。白老町においては、胆振海岸が指定されており、北海道開発局室蘭開発建設部が水防警報を発表する。

ア 胆振海岸（白老海岸）の水防警報の種類、内容、発表基準

(ア) 種類、内容

波浪の場合

発令種類	行動内容
待機・準備	待機準備発令と同時に、当番の消防職員（以下、職員と称す）が出動準備態勢（水防団の準備、水防資機材の整備、避難場所の再確認、輸送の再確認）を整える。また、情報収集を行い、必要に応じて勤務時間外の職員を必要数動員する。さらに、あらかじめ出動地点及びルートを選定しておく。
出動	出動要請の連絡を受け、出動地点までのルートの安全を確認したうえで出動する。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警戒し、避難誘導・浸水対策等の水防活動を実施しながら、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保を開始する。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保したうえで、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う。
距離確保解除	水防活動を実施するうえで、激しい越波が解消したと判断されるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(イ) 発表基準

発令種類	白老地区	北吉原地区
待機・準備	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 以上かつ有義波周期 10.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 以上かつ有義波周期 8.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.5m 以上かつ有義波周期 10.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.5m 以上かつ有義波周期 9.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保準備	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.3m 以上かつ有義波周期 11.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.3m 以上かつ有義波周期 10.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 以上かつ有義波周期 12.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等により越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 以上かつ有義波周期 10.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等により越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保解除	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 未満かつ有義波周期 12.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動をするうえで激しい越波による危険が解消したと判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 未満かつ有義波周期 10.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動をするうえで激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満または有義波周期 10.0s を下回り気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満または有義波周期 8.5s を下回り気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

(ウ) 津波の場合

発令種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要が認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸状況が解消したと認めるとき。

イ 基準観測所及び諸元

【通常時】 苫小牧港波浪観測所における水防警報発表基準

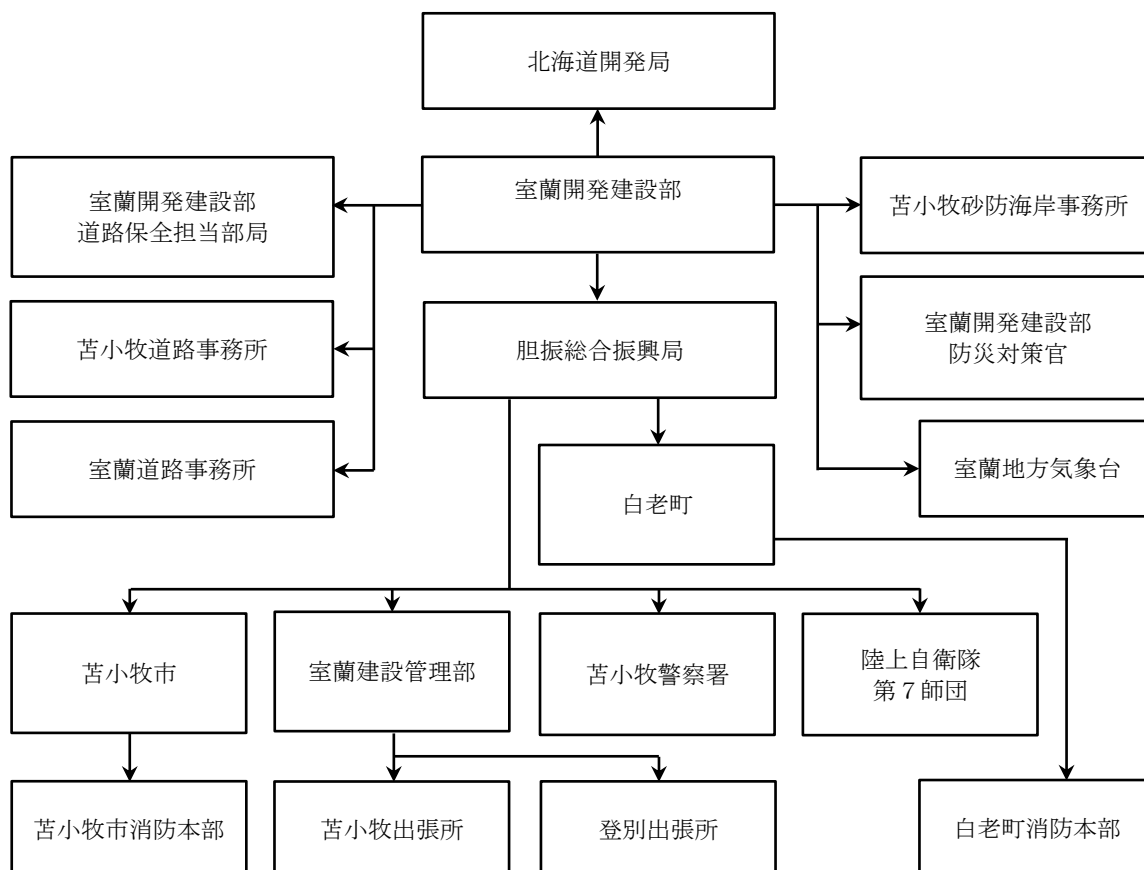
地 区	苫小牧港波浪観測所（北緯 42° 32′ 39″ 東経 141° 26′ 46″ ）				
		待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保
白老地区 (別々川～白老川)	有義波高	3.1m	3.5m	4.3m	4.9m
	有義波周期	10.0s	10.5s	11.5s	12.0s
北吉原地区 (白老川～敷生川)	有義波高	3.1m	3.5m	4.3m	4.8m
	有義波周期	8.5s	9.0s	10.0s	10.5s

【苫小牧港波浪観測所が使用できない場合】 虎杖浜波浪観測所における水防警報発表基準

地 区	虎杖浜波浪観測所（北緯 42° 27′ 59″ 東経 141° 14′ 58″ ）				
		待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保
白老地区 (別々川～白老川)	有義波高	3.7m	3.9m	4.8m	5.2m
	有義波周期	8.5s	9.0s	10.5s	11.0s
北吉原地区 (白老川～敷生川)	有義波高	3.3m	3.6m	4.1m	4.6m
	有義波周期	10.0s	10.5s	11.5s	12.0s

ウ 水防警報の伝達

胆振海岸（白老海岸）についての水防警報は、北海道開発局室蘭開発建設部が発表し、伝達は次による。



(6) 火災気象通報

室蘭地方気象台は、消防法第22条の規定に基づき火災気象通報の発表及び終了の通報を

い気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務

災害が発生し、又は気象等特別警報・警報及び注意報等が発表されている場合等において、河川の増水、看板やトタンの飛来又は崖崩れ等の災害時の異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を次のいずれかに通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

- ア 苫小牧警察署
- イ 室蘭海上保安部
- ウ 白老町消防本部
- エ 白老町防災担当部局

(2) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長（防災担当部局職員）に通報するとともに、その職務に応じた必要な措置を実施するものとする。

(3) 町長の通報

町長（防災担当部局職員及び消防職員）は、（1）及び（2）により通報を受けたときは、必要により次の措置をとるものとする。

- ア 室蘭地方気象台へ報告すること。
- イ 胆振総合振興局へ報告すること。
- ウ 町の担当部局に対して、必要な応急対策の実施を依頼すること。
- エ 国、道その他の関係機関に対して、必要な応急対策の実施を要請すること。

第3章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

また、風水害における道路・急傾斜地・港湾等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

第2節 水害予防計画

水害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、次に定めるところによる。

1 現況

- (1) 本町の沿岸は、社台から虎杖浜にかけて太平洋に面した海岸と白老港・登別漁港からなり、津波、高潮の危険性が想定されている。また、別々川、社台川、白老川、ウヨロ川、ブウベツ川、フシコベツ川、敷生川の2級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計64河川を有し、水防法第14条により町内2級河川（7河川）に対して浸水想定区域が指定されている。

特に水防上警戒を要する河川は、2級河川の白老川で水位周知河川に指定されている。また、平成26年9月には、局地的な短時間大雨等によりウヨロ川、飛生川で河川氾濫や決壊による洪水被害を受け、警戒が必要な河川となっている。

※ 河川の現況を資料編に掲載。

2 予防対策

- (1) 町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。
- ア 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。
 - イ 特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。
 - ウ 町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。
 - エ 気象等特別警報、警報、注意報、情報等を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、SNS、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化を図るとともに水防上警戒を要する区域の指定の促進や水防

資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(2) 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア 浸水想定区域等

(ア) 河川

水系名	河川名	指定年月日	浸水想定区域図
別々川水系	別々川	令和4年11月8日	資料編に掲載
社台川水系	社台川	令和4年11月8日	
白老川水系	白老川	平成31年3月22日	
	ウヨロ川	令和4年11月8日	
	ブウベツ川	令和4年11月8日	
フシコベツ川	フシコベツ川	令和4年11月8日	
敷生川	敷生川	令和4年11月8日	
ポンアヨロ川	ポンアヨロ川	令和4年11月8日	

(イ) 海岸

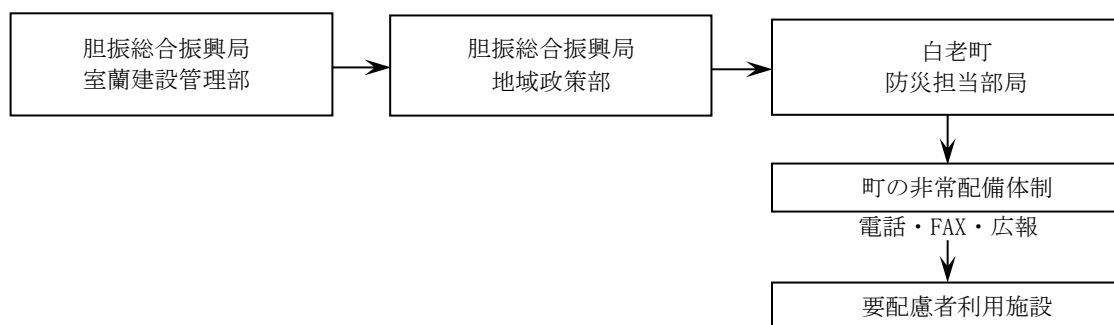
沿岸名	海岸名	指定年月日	水防警報区間
日高胆振沿岸	胆振海岸 (白老海岸)	平成23年3月31日	自 北海道苫小牧市元町1丁目143番地南西角 至 北海道白老郡白老町字北吉原171番2南西角 ※苫小牧市及び白老町字石山15番1南西角から白老町字萩野62番西角までを除く。

イ 要配慮者が利用する施設の水位到達情報等の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位到達情報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

なお、水位到達情報等の伝達は、次のとおりとする。

水位到達情報報等の伝達系統図



- ウ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保
 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、本編第4章「避難対策」によるものとする。
- エ 洪水防災マップの作成
 町は、町内2級河川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示した洪水防災マップ（ハザードマップ）を作成し、町民等へ配付するものとする。
- オ 浸水想定区域内等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、資料編のとおりとする。
- カ 要配慮者利用施設における対策
 施設管理者等は、浸水想定区域内に施設がある場合、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備等に関する事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画を作成・変更した場合は町長へ報告しなければならない。
 また、避難確保計画の実効性を高めるため、避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 水防計画

本計画とは別に、水防法に基づく「水防計画」を定めるものとする。

第3節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

- (1) 町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第4節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

（令和3年12月末時点）

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	47	43
土石流	41	13
計	88	56

- (2) 急傾斜地法の基づく急傾斜地崩壊危険区域の箇所は次のとおり。

（令和3年12月末時点）

区分	箇所数

急傾斜地崩壊危険区域	2
------------	---

(3) 山地災害危険地区調査要領による山地災害危険箇所数は、次のとおりである。
(令和3年12月末時点)

区 分	箇所数
山腹崩落危険地区	19
地すべり崩壊危険地区	5
崩壊土砂流出危険地区	39
なだれ危険箇所	0
危険箇所数 計	63

2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や町民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

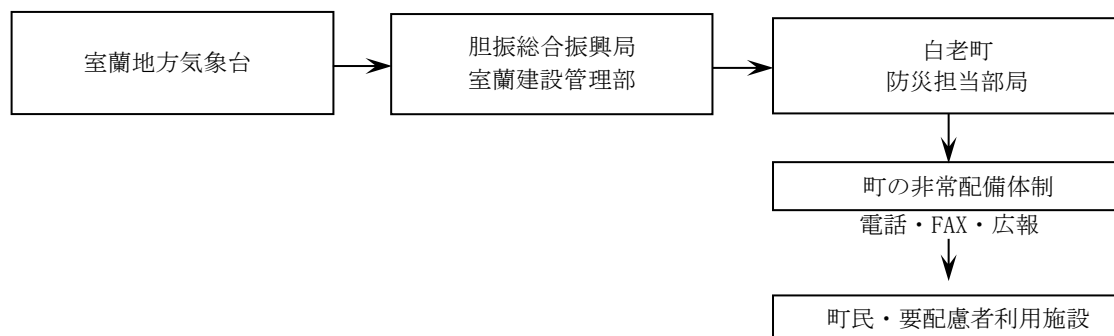
- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の周知を行うとともに道と協力して警戒区域の指定を促進していく。
- (2) 特に土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど管理に万全を期するものとともに、町民に対し、急傾斜地や渓流の異常の報告や町民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。
- (3) 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア 要配慮者が利用する施設の土砂災害警戒情報等の伝達

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設について、土砂災害の発生するおそれがある時に、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう土砂災害警戒情報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

なお、土砂災害警戒情報等の伝達は、次のとおりとする。

土砂災害警戒情報等の伝達系統図



イ 避難場所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難場所その他土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保については、本編第4章第1節 避難対策計画（P112）によるものとする。

ウ 土砂災害防災マップの作成

町は、土砂災害警戒区域等の範囲、避難場所、避難時の心得などを示した土砂災害防災

マップ（ハザードマップ）を作成し、町民等へ配付するものとする。

エ 土砂災害警戒区域内等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は資料編のとおりとする

オ 要配慮者利用施設における対策

施設管理者等は、土砂災害警戒区域内に施設がある場合、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備等に関する事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画を作成・変更した場合は町長へ報告しなければならない。

また、避難確保計画の実効性を高めるため、避難訓練等の実施に努めるものとする。

第5節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道雪害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第6節 融雪害予防計画

融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第7節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は、道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」（資料編に記載）に基づき防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第4章 避難対策計画

第1節 避難対策計画

大雨、暴風等により河川の氾濫や火災の拡大の恐れがあるとき、又は、浸水、崖崩れ等の切迫した危険から、町民の安全を守るための避難対策計画は、次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

(2) 水防管理者(水防法第29条)

ア 水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第2編第2章第13節輸送計画（P59）の定めるところにより関係機関に協力要請す

- る。
- (4) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ア 警察官又は海上保安官は、(1)のア(イ)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。
- イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。
- (5) 自衛隊（自衛隊法第94条等）
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
- ア 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- オ 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道（胆振総合振興局）、北海道警察本部（苫小牧警察署）、第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している室蘭地方气象台及び河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(3) 協力、援助

ア 苫小牧警察署

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 室蘭海上保安部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難指示等の基準

避難指示等及び災害発生情報の発令基準は、原則として次の場合とする。

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (2) 土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (3) 高潮、洪水により浸水が発生し、若しくは発生する兆候があると認められるとき。
- (4) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (5) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要としたとき。
 なお、土砂災害の関する避難指示（緊急）の発令基準は、原則として次の場合とする。
- (6) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。
- (7) 土砂災害が発生したとき、災害発生情報を発表する。

警戒レベル	町民がとるべき行動	町民に行動を促す情報	気象庁等の情報	
		避難情報等	大雨・土砂災害・高潮関連情報	氾濫情報
5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	・緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	・大雨特別警報	・氾濫発生情報
4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・避難指示	・土砂災害警戒情報 ・高潮警報 ・高潮特別警報	・氾濫危険情報
3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	・氾濫警戒情報
2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	-	・大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報	・氾濫注意情報
1	・災害への心構えを高める。	-	・早期注意報（警報級の可能性）	-

4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、SNS、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努め、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 指定緊急避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

5 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

- ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とする。
- イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 町の対策

ア 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (ア) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
 - (イ) 病院への移送
 - (ウ) 施設等への緊急入所
- エ 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(2) 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

7 避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 指定避難所の開設

(1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに

- 留意する。
- (6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
 - (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

1 0 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (5) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (8) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するた

め、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (9) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 苫小牧警察署は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- (12) 道及び町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
- また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

1.1 広域避難

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した

- 上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。
- (4) 避難者の受け入れ
町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (5) 関係機関の連携
ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

1.2 広域一時滞在

- (1) 道内における広域一時滞在
ア 災害発生により、被災町民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災町民の受入れについて、協議を行う。
なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
イ 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
ウ 町長又は知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災町民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。
なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
エ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示するとともに被災町民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
オ 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
カ 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。
キ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。
なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。
- (2) 道外への広域一時滞在
ア 災害発生により、被災町民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災町民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
イ 知事は、町長より道外広域一時滞りに関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
ウ 道外広域一時滞りの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報

- 告するものとする。
- エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関する機関に通知する。
- カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に関する機関に通知する。
- キ 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。
- (3) 広域一時滞在避難者への対応
道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災町民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災町民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。
- (4) 内閣総理大臣による協議等の代行
内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は道が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第4編 地震・津波災害防災計画

第1章 地震・津波の想定

第1節 計画で想定する地震・津波

1 基本的な考え方

(1) 地震

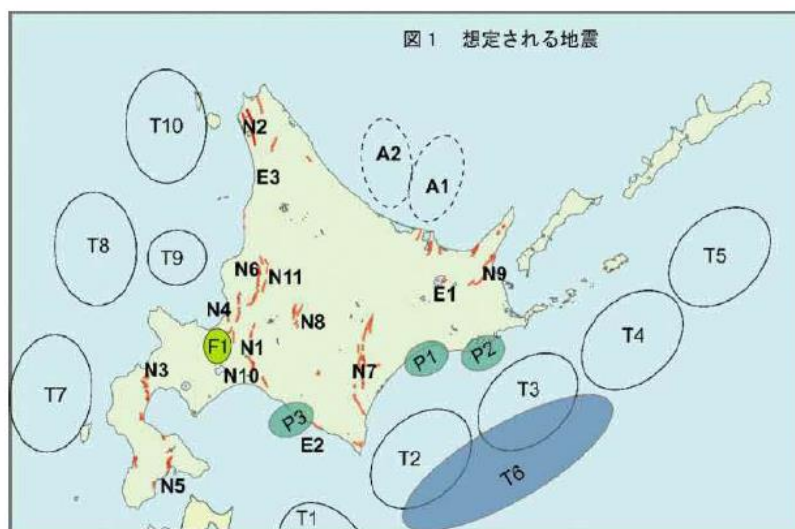
北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。（参照：北海道地域防災計画）

地震	断層モデル*	例(発生前)	位置	マグニチュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9
	主部北側				7.5
	主部南側				7.2
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3
N4	当別	地震本部		既知	7.0
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0
	光地園				7.2
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2
	東部				7.2
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9

*断層モデルを公表している機関。地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議。

出典：北海道地域防災計画



出典：北海道地域防災計画

(2) 津波

北海道は、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における町民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

平成23年（2011年）3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。（参考：北海道地域防災計画）

2 白老町における地震想定

(1) 内陸型地震

平成30（2018）年9月に発生した北海道胆振東部地震では、白老町で過去最高震度となる震度5弱を記録した。

平成30（2018）年2月に北海道が公表した調査結果した（平成28年度地震被害想定調査結果）によると、白老町において震度が最大となる直下型地震は、石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_5、Mw7.16）によるものと想定されており、その震度は6強である。

また、上記想定地震が発生した場合の白老町における被害想定については次表のとおり。

被害想定項目		小項目	冬・早朝	夏・昼間	冬・夕方
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A（箇所）	16箇所	16箇所	16箇所
		崩壊危険度B（箇所）	12箇所	12箇所	12箇所
		崩壊危険度C（箇所）	7箇所	7箇所	7箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	8棟	8棟	8棟
		揺れによる半壊棟数	71棟	71棟	71棟
	液状化による	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満

被害想定項目		小項目	冬・早朝	夏・昼間	冬・夕方
	建物被害	液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	3棟	3棟	3棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	8棟	8棟	8棟
	計	全壊棟数	12棟	12棟	12棟
		半壊棟数	81棟	81棟	81棟
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	12人	5人	9人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	3人	1人	2人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	2人	1人	2人
		軽傷者数	16人	7人	11人
	避難者数	避難所生活者数	1,076人	1,076人	1,077人
避難所外避難者数		579人	579人	580人	
避難者数計		1,655人	1,655人	1,656人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	61箇所	61箇所	61箇所
		断水世帯数(直後)	4,160世帯	4,160世帯	4,160世帯
		※断水人口(直後)	9,159人	9,159人	9,159人
		断水世帯数(1日後)	2,376世帯	2,376世帯	2,376世帯
		※断水人口(1日後)	5,231人	5,231人	5,231人
		断水世帯数(2日後)	2,292世帯	2,292世帯	2,292世帯
		※断水人口(2日後)	5,047人	5,047人	5,047人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	下水道の被害	被害延長(km)	4.1km	4.1km	4.1km
		機能支障世帯数	237世帯	237世帯	237世帯
		※機能支障人口	521人	521人	521人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	44箇所	44箇所	44箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		通行支障箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満

(2) 海溝型地震・津波

海溝型地震に伴う津波浸水域の想定については、令和2年の内閣府による巨大地震モデル公表を受けて令和3年7月に北海道より公表された「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」における最大クラスの津波が想定される日本海溝型の三陸・日高沖地震を想定対象とし、被害想定については、令和4年7月に公表され、当町の場合、津波浸水予想人口は最大13,892人と推定されている。

白老町各代表地点における最大水位と第1波到達時間及び影響開始時間。また、被害想定は次表のとおり。

●津波想定高

代表地点名	最大水位（m）	第1波到達時間（分）	影響開始時間（分）
社台川河口	8.9	40	10
白老大町	8.5	39	10
白老港	8.5	39	11
竹浦	8.6	39	9
虎杖浜	8.4	39	9

<最大水位> 海岸線における最大津波の高さ

<第1波到達時間> 海岸線において第1波の津波水位が最大となるまでの時間

<影響開始時間> 地震による地盤沈下に伴い低下した地震発生直後の海面（初期水位）から、±20cmの変動が生じるまでの時間。（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）

<内閣府による広域的被害想定概要（日本海溝モデル）>	
全壊・焼失棟数	約220千棟
死者数	約6千人～約199千人
負傷者数	約3.3千人～約22千人
津波被害に伴う要救助者数	約66千人～約69千人
低体温症要対処者数	約42千人
経済的被害額	約31兆円

当町の建物等被害想定（日本海溝モデル）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れによる全壊	—	—	—
液状化による全壊	250棟	250棟	250棟
津波による全壊	8,300棟	8,300棟	8,300棟
急傾斜地崩壊による全壊	—	—	—

当町の人的被害（死者数）想定（日本海溝モデル）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊による死者 （うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物）	—	—	—
津波による死者 （※）	早期避難率 高 + 呼びかけ	1,900人	4,900人
	早期避難率 低	7,300人	8,700人
急傾斜地崩壊による死者	—	—	—

※津波による死者は、「早期避難率 高+呼びかけ」は津波避難ビル等を考慮した場合、「早期避難率 低」は津波避難ビル等を考慮しない場合である。

※冬季は、積雪時を想定

当町の負傷者想定（日本海溝モデル）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高+呼びかけ	10人	20人	20人
避難意識低	70人	90人	130人

当町の低体温症要対処者数（日本海溝モデル）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			900人

当町の避難者数の想定（日本海溝モデル）

項目	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		4,100人	

<内閣府による広域的ライフライン被害想定と復旧予測の概要（日本海溝モデル）>

- 上水道：最大約50万人が断水、解消まで最大約2週間を要する。
- 下水道：最大約344万人が利用困難となり、解消まで約6週間を要する。
- 電力：最大約22万軒が停電、解消まで数日間を要する。
- 固定電話：最大約16万回線が不通となり（通信規制による通話支障は考慮外）、解消まで数日間を要する。
- 携帯電話：基地局の非常用電源による電力供給が停止する1日後に停波基地局率が最大となる。なお、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難となる。
- インターネット：固定電話回線の被災や基地局停波により利用できないエリアが発生。
- ガス（都市ガス）：製造所の津波浸水により、最大約9万戸の供給が停止し、約5週間後に製造所が復旧し、徐々に供給支障が解消される。

第2章 地震・津波情報等の伝達計画

第1節 地震・津波情報等の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想される時発表する。

ウ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想される時発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報

では予想される津波の高さも数値で発表する。
ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		とるべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 （10m<予想高さ）	巨大	（巨大） 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる、沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （5m<予想高さ≤10m）		
		5m （3m<予想高さ≤5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m （1m<予想高さ≤3m）	高い	（高い） 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m （0.2m≤予想高さ≤1m）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下の内容を発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震度に関する情報	・震度3以上 (大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震度・震源に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表

	・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに1km四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとに長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表	地震発生後1～2時間くらいで発表
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

ウ 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、第2（2）アの津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



地方単位	都道府県単位	地域単位
北海道	北海道道南	胆振地方中東部

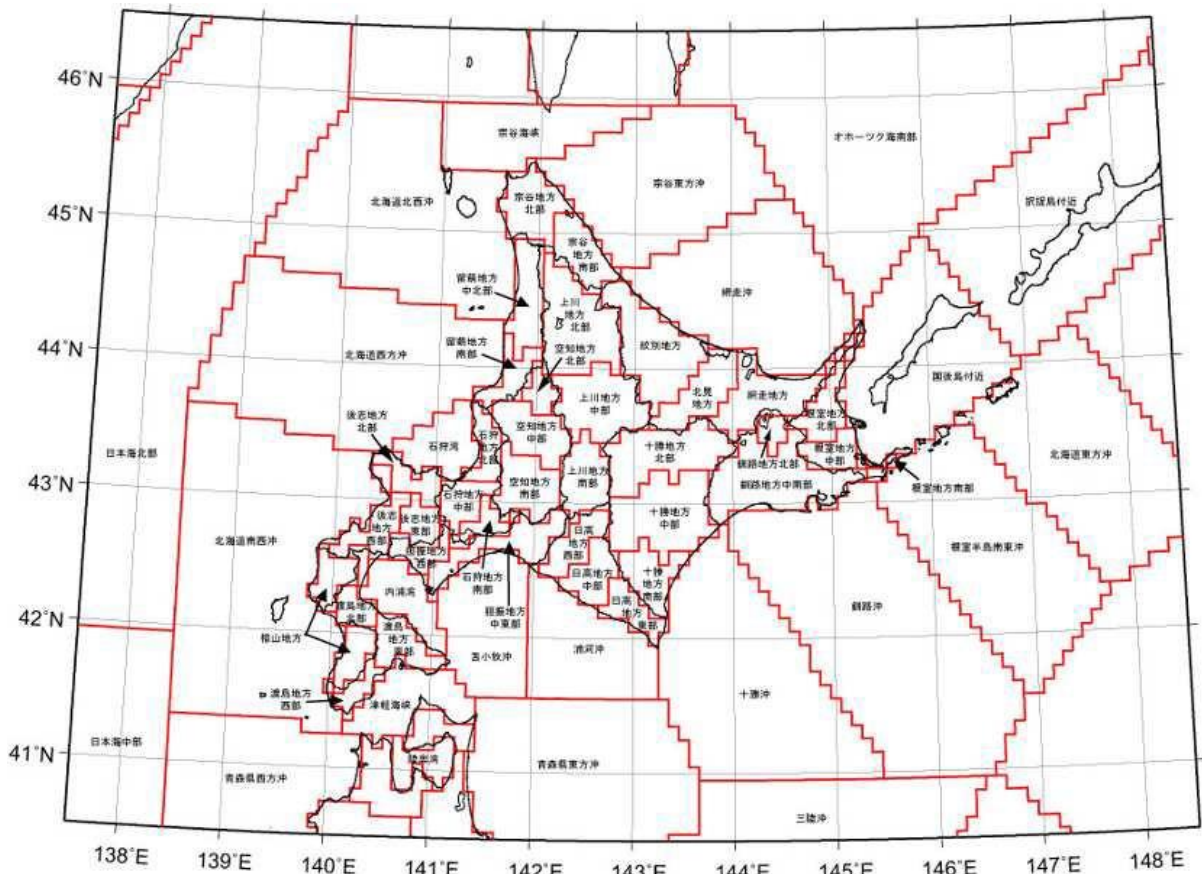
イ 震度速報、震源・震度に関する情報の発表に用いる地域名と市町村名



地域名

地域名	市町村名
胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

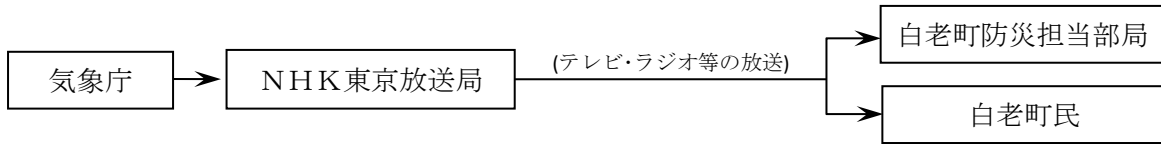
ウ 震央地名



エ 白老町の震度観測地点

地域名称	市町村名	震度発表名称	観測機関
胆振地方中東部	白老町	白老町大町 白老町緑丘	気象庁 防災科学技術研究所

エ 気象庁が発表する地震動警報の伝達については次のとおりである。



※なお、地震動予報についてはテレビ、ラジオ等の放送は行わない

(2) 津波に関する情報

ア 津波予報区

白老町の津波予報区域名は、「北海道太平洋沿岸西部」である。

津波予報区域図

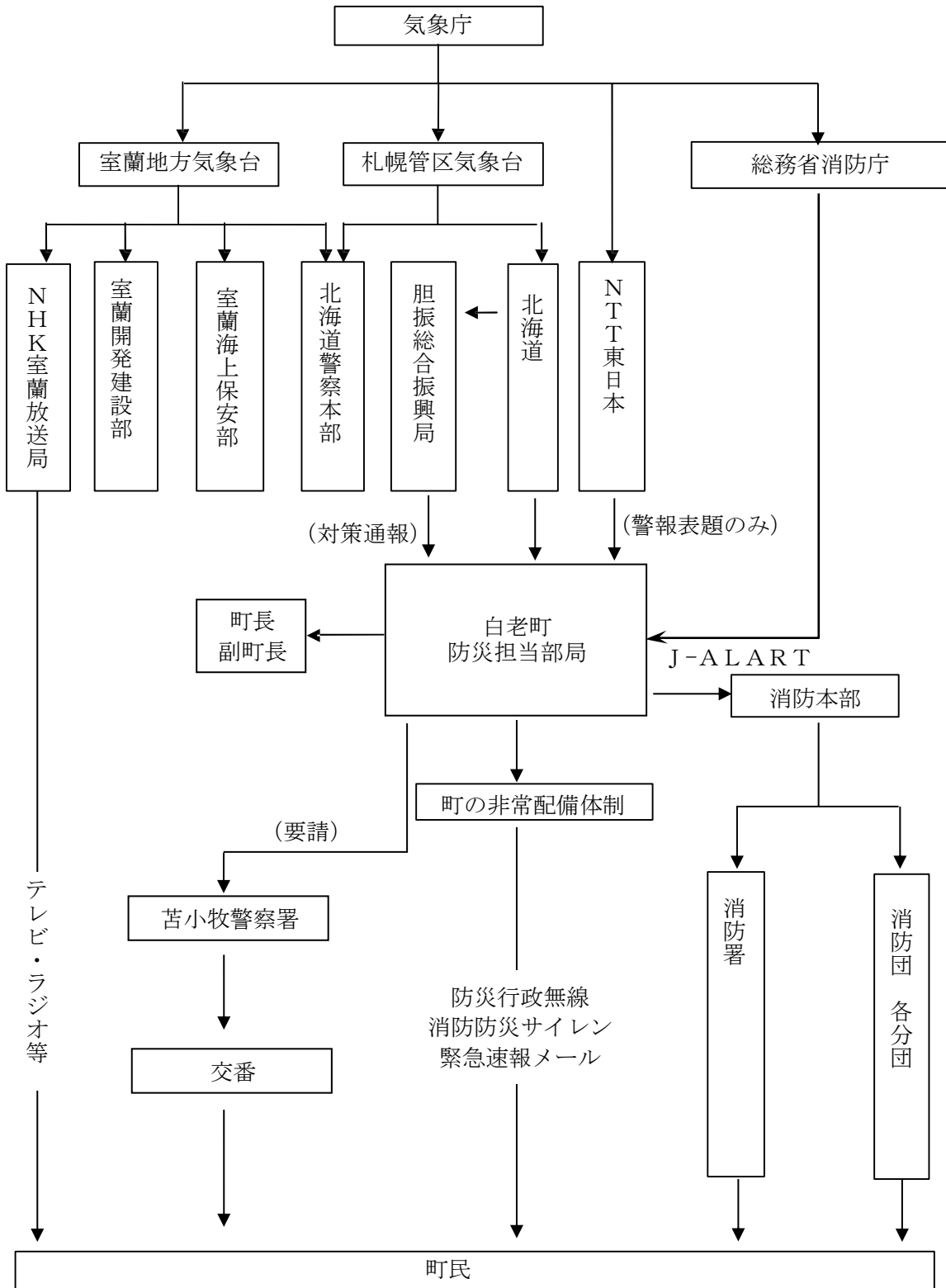


イ 白老町の津波観測地点・津波到達予想地点

地域名称	津波到達予想時刻及び津波の観測値を発表する地点
北海道太平洋沿岸西部	白老港

4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

- (1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

6 気象庁震度階級と現象・被害予想

気象庁が発表する震度と、人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況の関連については、次のとおりである。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

第3章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
 - オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (2) 地震発生時の心得
- ア まずわが身の安全を図る。
 - イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
 - ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
 - エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - カ 正確な情報を入手すること。
 - キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - ク エレベーターの使用は避けること。
 - ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- イ あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- ウ 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

(1) 一般町民

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によって

- は一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- (2) 船舶関係者
- ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
- (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場に避難する。
- (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路、避難所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾、漁港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面、緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを推進する。
- (2) 町及び防災関係機関は、ビル、大型店舗、駅など不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物等の安全化

- (1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に

安全確保対策を進めるものとする。

- (4) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (4) 町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるスペースの確保に努める。

7 液状化対策

- (1) 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- (3) 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、

緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺町民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(1) 町は、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

(2) 計画対象事業

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動用道路

オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等

カ 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校(前期課程)、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強

キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設

ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

ケ 地域防災拠点施設

コ 防災行政無線施設、設備

サ 飲料水確保施設、電源確保施設等

シ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫

ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）

セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

11 津波に強いまちづくり

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(4) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般町民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 町及び防災関係機関は、一般町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌（紙）、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 町及び防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

(2) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

(3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次に定めるところによる。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として、町は過去の被害状況や令和3年7月に公表された「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」の成果を踏まえて、指定緊急避難場所の整備や防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、町民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、「白老町津波避難計画」の作成や「白老町防災マップ」（津波ハザードマップ）を配布するとともに、津波に関する掲示板等を設置し、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

(1) 津波等災害予防施設の整備

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤等の外郭施設及び津波漂流物対策施設の整備に努めるものとする。

イ 道路管理者は、津波による災害予防施設としての効果を有する道路や避難路などの道路整備に努めるものとする。

(2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

(ア) 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸市町村等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(イ) 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）に

より、津波災害情報の伝達体制を整備する。

(ウ) 国、道及び町は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

イ 伝達手段の確保

町は、町民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

ウ 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

エ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

オ 町

町は、地域町民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域町民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

カ 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

(3) 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

ア 一般町民に対し、周知を図る事項

- (ア) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (イ) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- (ウ) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (エ) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (カ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- (キ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (ク) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (ケ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (コ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (サ) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注

意報の解除まで気をゆるめない。

イ 船舶関係者に対し、周知を図る事項

（ア）強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

a 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

b 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

（イ）正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

（ウ）津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

ウ 漁業地域において、周知を図る事項

（ア）陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

（イ）漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

（ウ）避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第5節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、町火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第6節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 町（消防機関）

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察（苫小牧警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

(2) 北海道警察（苫小牧警察署）

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

とする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(3) 町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道警察（苫小牧警察署）

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(3) 町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道警察（苫小牧警察署）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 町（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第7節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

（1）木造建築物の防火対策の促進

町は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

（2）既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、町民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

（3）ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

（4）窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

（5）被災建築物の安全対策

ア 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ 町は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、町民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

2 がけ地に近接する建築物等の防災対策

（1）町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

（2）町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第8節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画については、第3編第3章第4節「土砂災害予防計画」(P109)に定めるところによる。

第9節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

- (1) 町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

第10節 救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画

地震・津波の災害時において、食糧、飲料水、寝具及び衣料品等の生活必需品など、町民の生活を守る救援物資を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するための計画は、第2編第1章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」（P25）によるものとする。

第4章 避難対策計画

第1節 応急活動及び職員動員計画

地震が発生し、又は大津波警報（特別警報）、津波警報が発表された場合にあつては、第1編第3章第2節災害対策本部（P14）の定めるところによる。

第2節 避難対策計画

地震・津波災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対し必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯において高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

(エ) 大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の町民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

- (3) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ア 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。
- イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。
また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第2編第2章第13節輸送計画（P59）の定めるところにより関係機関に協力を要請する。
- (4) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ア 警察官又は海上保安官は、前1（1）イにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。
- イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。
- (5) 自衛隊（自衛隊法第94条等）
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
- ア 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- オ 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道（胆振総合振興局）、北海道警察本部（苫小牧警察署）、第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している室蘭地方気象台及び砂防海岸事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求められるものとする。町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

(3) 協力、援助

ア 苫小牧警察署

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 室蘭海上保安部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難指示等の基準

避難のための立ち退き指示等の発令基準は、原則として次のような場合とする。

- (1) 報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）又は津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報（特別警報）又は津波警報の通知を受けたとき。
- (2) 強い地震を感じたとき（概ね震度5弱以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ、必要があると認めるとき。
- (3) 火災が発生し、延焼拡大のおそれがあると判断したとき。
- (4) 地震による土砂崩れ等の兆候があり、土砂災害の発生のおそれがあると認められるとき。
- (5) 法令の規定により自ら災害に関する警報を発表したとき。
- (6) その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命又は身体を保護するため必要と判断したとき。

4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、SNS、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努め、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 指定緊急避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、町民に周知する。

5 避難方法

(1) 避難誘導

ア 避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への

避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

イ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

ウ 町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや、退避の判断基準を定め、町民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

（2）移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とする。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

6 避難行動要支援者の避難行動支援

（1）町の対策

ア 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

（ア）指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

（イ）病院への移送

（ウ）施設等への緊急入所

エ 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

（2）外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

7 避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 指定避難所の開設

(1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努める。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者については、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

(3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

10 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともにやむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- (5) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (8) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (9) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要

- な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 苫小牧警察署は、避難期間等を鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- (12) 道及び町は、災害の規模等を鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

1 1 広域避難

- (1) 広域避難の協議等
町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。
- (2) 道内における広域避難
町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。
- (3) 道外への広域避難
ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。
- (4) 避難者の受け入れ
町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (5) 関係機関の連携
ア 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、

関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

1.2 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災町民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災町民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災町民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災町民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 災害発生により、被災町民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災町民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。

カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を

知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

キ 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災町民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災町民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

(4) 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は道が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第2節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の地元町民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎょ活動及び町民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職、団員の召集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の町民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第3節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1 津波警戒体制の確立

町など次の機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

(1) 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

(2) 北海道警察（苫小牧警察署）

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

(3) 第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

2 町民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、沿岸市町村長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

(1) 町

町長は、沿岸町民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの津波避難ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

(2) 北海道警察（苫小牧警察署）

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(3) 第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

3 災害情報の収集

北海道警察（苫小牧警察署）及び第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第4節 災害広報・情報提供計画

地震・津波災害時には、町民に対し、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動が取れるようにするとともに、広聴活動を展開し、被災者の動向と要望事項の把握に努めるものとし、第2編第2章第3節災害広報・情報提供計画（P44）の定めるところによる。



第5編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

1 総則

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、白老町防災会議の構成機関及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置、運営

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとするほか、第1編第3章第2節災害対策本部（P14）の定めるところによる。

2 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあつては、第1編第3章第2節災害対策本部（P14）に基づいて参集するほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 本部長（町長）は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

気象庁、札幌管区气象台、室蘭地方气象台が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は、第4編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P126）に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。



(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火応援・医療活動

第2編第2章第8節救助救出計画（P52）及び第9節医療救護計画（P53）の定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。物資調達については、第2編第1章第3節物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画（P25）及び第16節衣料・生活必需品物資供給計画（P64）の定めるところによる。

(6) 輸送活動

輸送活動については、第2編第2章第13節輸送計画（P59）の定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

防疫・保健衛生活動については、第2編第2章第10節防疫計画（P55）及び第26節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画（P77）の定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

資機材、人員等の配備手配については、第1編第3章第2節災害対策本部（P14）及び第2編第1章第3節物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画（P25）の定めるところによる。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関しては、第2編第2章災害応急対策計画（P42）の定めるところによる。

(2) 町は必要があるときは、（1）に従い、応援を要請するものとする。



第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地域防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) 施設等の整備を行うにあたっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波から円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防整備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - ア 白老町防災行政無線（同報系・移動系）
 - イ その他、防災機関等の無線（全国瞬時警報システムJ—ALERT）
- (14) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に收容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

3 建築物の耐震化

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。



- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

4 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道の耐震性の確保に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (5) 防災拠点等整備計画
地震防災をはじめ各種災害発生時における応急対策活動を円滑に行うために重要となる防災拠点等を整備する。



第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について必要に応じて別に定めるものとする。
 - ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (3) 町その他の施設管理者は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- (4) 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第1章第3節1（1）のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わることに配慮すること等
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

3 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示等の対象地区は、原則全区域（一部を除く。）とし、状況に応じて別に指定するものとする。なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、乳幼児、病人、障がい者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。
また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- (2) 町は、道の津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。
また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、災害時要援護者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。
町は、これらの避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。
 - ア 地区の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 指定緊急避難場所（屋内、屋外の種別）及び指定避難所
 - エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難指示等の伝達方法



- カ 指定緊急避難所及び指定避難所（以下、避難所等）にある設備、物資等及び避難所等において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (3) 町は、避難所等を開設した場合は、当該地に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 介護等の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - ア 町は、あらかじめ自主防災組織及び町内会単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、支援を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示等が行われたときは、アに掲げる者の指定緊急避難場所までの介護及び送迎は、原則として本人の親族又は本人が属する町内会等指定する者が担当するものとし、町は町内会等を通じて介護又は送迎に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (6) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (7) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 避難所等での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ア 町が当該場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給及び暖房等の避難生活環境の確保
 - (ウ) その他必要な措置
 - イ 町は上記アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- (9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

4 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 施設及び事業所等の津波避難計画作成等に対する指導
 - エ 救助・救急等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置及び災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となった場合、管轄区域内の居住者等及び観光客等に必要な飲料水を供給するための応急給水は、第2節第2章第15節給水計画（P62）の定めるところによる。



(2) 電気

ア 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店が行う措置

(3) ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保や地震発生後に通信回線が輻輳した場合等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部が行う措置

(5) 放送

ア 放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、町や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止装置を講ずるものとする。

エ 指定公共機関日本放送協会室蘭放送局が行う措置

6 交通対策

(1) 道路

ア 町、道公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度の高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 海上

室蘭海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

ア 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等

7 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項



- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食糧等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- イ 個別事項
 - (ア) 医院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校にあつては、
 - a 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校等）これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ この推進計画に定める避難所等又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)ア又は(1)イに掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難所等又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 工事中の建築等に対する措置
工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第2節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施するものとする。
また、訓練内容にあつては、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- 2 町は、自主防災組織及び町内会等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 3 町は、道、防災関係機関、自主防災組織及び町内会等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について



て、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

- 4 学校における津波防災訓練の実施等避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。
また、道、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、町内会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。



4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- （1）地震発生時における交通規制の内容
- （2）地震発生時における運転者のとるべき措置
- （3）地震予知情報等の知識

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6編 火山災害防災計画

第1章 樽前山火山防災計画

第1節 計画の目的

火山による災害から町民の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。樽前山が噴火又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は樽前山火山防災会議協議会の策定した「樽前山火山防災計画」によるほか、次に定めるところによる。

第2節 樽前山の概要

1 地形

樽前山は、支笏カルデラの南部に位置し、現在も活動を続ける火山である。支笏カルデラは、直径約12kmのカルデラであり、今から約3万年前に激しい軽石噴火の結果、陥没したものである。その後、風不死、恵庭、樽前の三火山が形成され、現在の姿をとるようになった。

樽前山の概要

標高	1,041m
火山体の高さ	約500m
半径	約6km
溶岩ドーム	高さ約130m、直径約450m、体積約0.2km ³

2 形成史

樽前山の形成史は、次のとおりである。

時代	火山	山体形成史	噴火年代	主な活動
完 新 世	樽 前 火 山	—	1978～1981	降灰 小規模火山灰流
		ドームに割れ目 新溶岩ドーム形成	1944～1955	降灰
			1917～1936	降灰
		旧溶岩ドーム破壊 旧溶岩ドーム形成 中央火口丘形成	1909	降灰
			1883～1894	降灰
		山頂カルデラ形成	1874	降灰、軽石降下
			1867	降灰
1804～1817	東方に軽石降下 スコリア流発生			
樽前山山体形成	1739	東北東方に軽石降下 軽石流山麓に流下		
	1667	東方に軽石降下 軽石流山麓に流下		
更 新 世	北山	北山山体形成		
	恵庭火山	恵庭火山体形成	約1万3千年前 約1万8千年前	
	風不死火山	風不死火山体形成		
	支笏火山	支笏カルデラ形成	約3万年前	

	新第三紀火山岩類	—
--	----------	---

3 噴火史

樽前山は、約3,000年前の大噴火のあと二千数百年間休止し、1667年に再び活動を開始した。現在は、この時から始まった活動期にあるものと考えられている。

これまでの調査により明らかにされた噴火は、次のとおりである。

活動時期	活動期間	休止期間	規模	噴火の概要
9,000年前 3,000年前		2千数百年		
1667年（寛文7年）	1年？	約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下した。降灰は苫小牧で1～2m、十勝平野～道東にまで達した。
1739年（元文4年）	1年？	約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下し、山頂カルデラが形成される。降灰は千歳付近で50～100cm大雪山系に達した。
(1804～1817年) (文化年間)	？	約55年	中噴火	火山灰が噴出し、シシャモナイ川に火砕流が流下した。また、外輪山・中央火口丘が形成された。 (正確な噴火年月は不明)
1867年（慶応3年）	1年	6年	中噴火	白老方面に降灰があった。古期溶岩ドームが形成された。
1874年（明治7年）	1年	8年	中噴火	南方に降灰があった。古期溶岩ドームが形成された。
1883～1887年 (明治16～20年)	5年	6年	小噴火	山麓部に降灰があった。
1894年（明治27年）	1年	14年	小噴火	
1909年（明治42年）	1年	7年	中噴火	岩塊や火山灰を噴出した。火山灰は山麓に達し現在の溶岩ドームが形成された。
1917～1936年 (大正6年～昭和11年)	20年	7年	小噴火	この期間に時々噴火した。降灰は山麓部に達した。
1944～1955年 (昭和19～30年)	12年	23年	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に降灰があった。
1978～1981年 (昭和53～56年)	3年	22年+？	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に微量の降灰があった

第3節 防災組織

1 防災組織及び役割

樽前山の噴火災害に際しては、社台地区の一部が、降灰被害、火砕流、火砕サージ及び融雪型泥流の想定地域となっていることから、第1編第3章防災組織（P13）の定めるところにより、組織するものとする。

2 樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会は、基本法第17条第1項の規定に基づき設置し、樽前山火山防災計画を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものとする。

協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。

樽前山火山防災協議会の構成

	機関名
1	北海道総合通信局
2	石狩森林管理署
3	胆振東部森林管理署
4	北海道開発局札幌開発建設部
5	北海道開発局室蘭開発建設部
6	東京航空局新千歳航空事務所
7	札幌管区气象台
8	室蘭地方气象台
9	苫小牧海上保安署
10	北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所
11	陸上自衛隊第7師団
12	航空自衛隊千歳基地
13	北海道
14	石狩振興局
15	胆振総合振興局
16	北海道警察本部
17	苫小牧警察署
18	千歳警察署
19	苫小牧市
20	千歳市
21	恵庭市
22	白老町
23	安平町
24	厚真町
25	むかわ町
26	苫小牧市消防本部
27	千歳市消防本部
28	恵庭市消防本部
29	白老町消防本部
30	胆振東部消防組合消防本部
31	国土地理院北海道地方測量部
32	（一社）苫小牧観光協会
33	（一社）白老観光協会
34	支笏湖温泉旅館組合
35	学識経験者
36	東日本高速道路㈱北海道支社北広島管理事務所
37	北海道旅客鉄道㈱苫小牧地区駅
38	北海道旅客鉄道㈱室蘭保線所
39	東日本電信電話㈱北海道事業部苫小牧支店
40	北海道電力ネットワーク㈱苫小牧支店
41	㈱ドコモCS北海道苫小牧支店
42	苫小牧港管理組合

第 4 節 災害予防計画

噴火による本町への影響としては、大規模噴火発生時に社台地区の一部に火砕流、火砕サージ及び融雪型泥流が到達する事態が想定され、要配慮者施設の避難が想定される。

また、中規模噴火及び大規模噴火発生時には、降灰による山林、農畜産への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。

1 火山防災の啓発活動

樽前山の火山活動や噴火時の対応について、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために、住民、事業所等に対して啓発活動を推進する。

- (1) 白老町防災マップの配布
- (2) 樽前山火山対策防災拠点施設の公開

※ 樽前山火山防災マップは資料編に掲載

2 自主防災活動の推進

地域住民、事業所等による自主防災組織の結成及びその育成に関しては、第 2 編第 1 章第 5 節自主防災組織育成等に関する計画（P28）の定めるところにより、自主防災活動の推進を図るものとする。

3 防災訓練の実施

協議会市町で噴火を想定した防災訓練を実施する。また、これらの訓練を補完するため、町防災訓練を実施する。

4 避難体制の整備

第 2 編第 1 章第 6 節避難体制整備計画（P30）に定めるところによる。

また、必要に応じ住民等への周知に努めるとともに、発災時には体制整備及び住民の避難誘導に努めるものとする。

5 防災施設の整備

町民の生命、身体及び財産を守るため、協議会市町及び関係機関と連携し、防災行政無線、砂防ダム、ヘリポート、避難道路等の整備に取り組むものとする。

第 5 節 災害応急対策計画

1 火山現象に関する警報・予報・情報等

- (1) 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は、気象業務法第 15 条第 1 項の規定により北海道知事に通報され、北海道知事は同法第 15 条第 2 項及び基本法第 55 条の規定により町長に通報する。

- (2) 噴火警報は、札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその危険が及び範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。
- (3) 噴火予報は、札幌管区気象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。
- (4) 噴火警戒レベルは札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を 5 段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

また、各火山の火山防災協議会等において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。

樽前山噴火警戒レベル

予報 警報	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近く まで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活、(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

注1) 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2) 火口は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域(想定火口域)を意味する。。

2 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報(定時)

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。

イ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される。降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報(速報)

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。

イ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

ウ 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

- エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。
 - オ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。
 - ※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応が間に合いませんので、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておきます。
- (3) 降灰予報(詳細)
- ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表する。
 - イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表する。
 - ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
 - エ 噴火予報（速報）を発表した場合には、予報降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。
 - オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
 - カ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。
- (4) 降灰量階級表
- 降灰量の情報をわかりやすく、防災対応が取りやすいよう伝えるため降灰量を3階級に区分し、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び取るべき行動を示す。

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	電線の碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患をもつ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

3 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

4 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報で、札幌管区気象台が発表する。

（1）火山の状況に関する解説情報

ア 噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していないが、今後の活動の推移によっては、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

- イ 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合は、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
- (2) 噴火速報
- 噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために、次のような場合に発表する。
- ア 噴火警戒レベルが発表されていない常時観測火山において噴火した場合
- イ 噴火警戒レベルが発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。ただし、噴火の規模が確認できない場合は発表する。
- ウ 社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
- (3) 火山活動解説資料
- 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、毎月上旬に前月1か月の火山活動の状況等について発表する。
- (4) 月間火山概況
- 前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- (5) 噴火に関する火山観測報
- 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表する。

5 噴火警戒等の発表官署

北海道における全ての火山に係る火山現象警戒、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

6 異常現象発見者の通報義務及び通報先

町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、町民に周知徹底するものとする。

(1) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 発見者の通報義務

火山の異常現象を発見した者は、直ちに次のいずれかの機関に通報する。

(ア) 白老町役場（電話 0144-82-2121）

(イ) 苫小牧警察署（110番通報）（町内の交番・駐在所を含む）又は警察官

(ウ) 白老町消防本部（119番通報）

イ 警察官等の通報

警察官及び消防職員は、異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた場合、直ちに町に通報する。

ウ 各関係機関への通報

町は、火山現象について住民、登山者等から通報を受けた場合又は火山現象に関する通報に関する情報を入手した場合は、室蘭地方気象台及び苫小牧市に伝達する。

(2) 火山現象警戒及び火山現象予報の伝達

ア 噴火警戒（特別警戒）・火口周辺警戒・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警戒（特別警戒）・火口周辺警戒・噴火予報の受理及び伝達並びに北海道知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

7 噴火警戒及び噴火予報等の伝達

- (1) 噴火警戒・火口周辺警戒・噴火予報の伝達は、噴火警戒等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

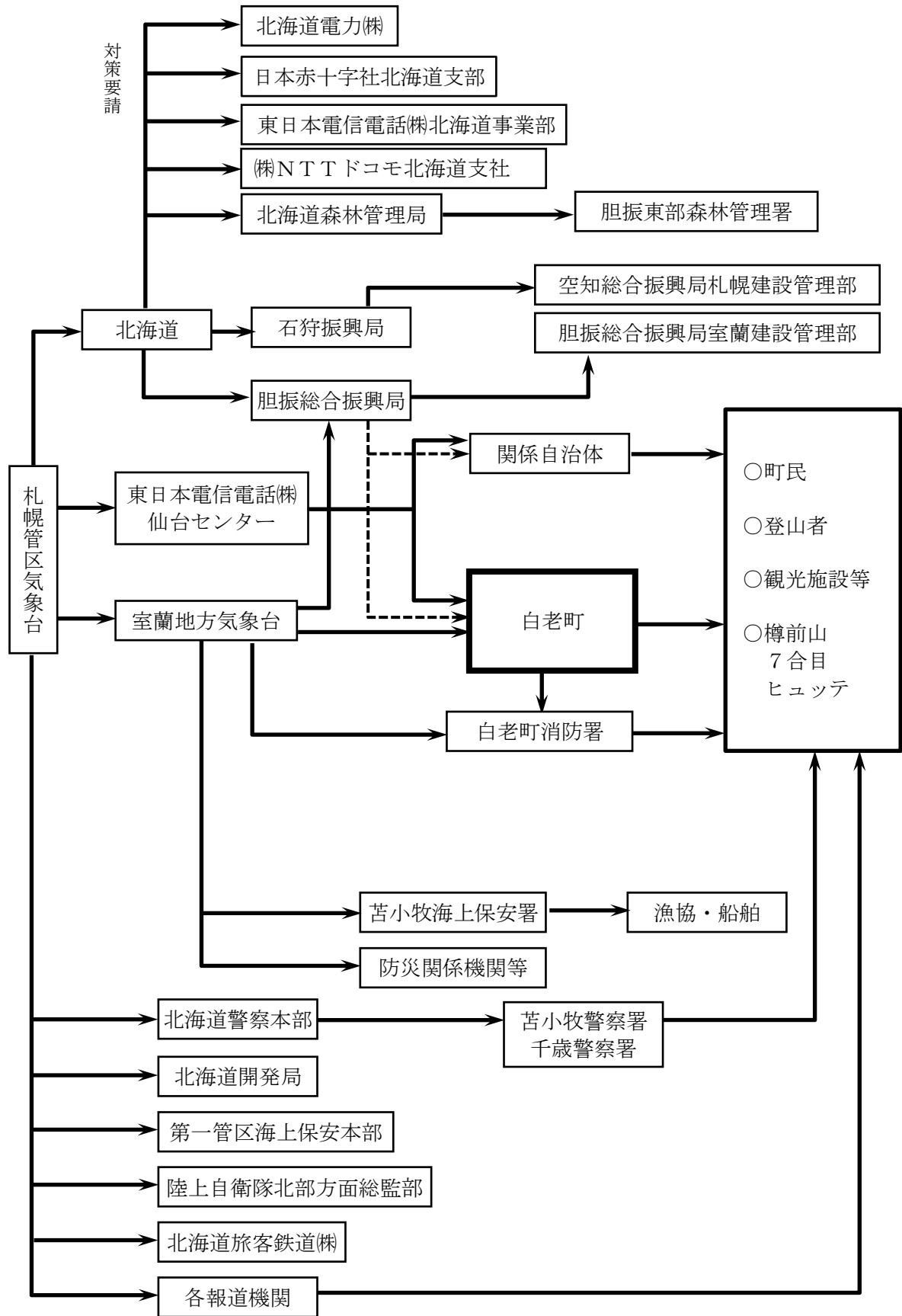
(ウ) 白老町

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び町民その他関係がある公私の団体に伝達するものとする。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・システムを最大限かつ有効に用いて行うこととし、第2編第2章第1節災害情報等の収集・伝達計画(P41)の定めるところによる。

なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第2編第2章第4節応急措置実施計画(P46)の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第2編第2章第3節災害広報・情報提供計画(P44)の定めるところによる。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため第2編第1章第6節避難体制整備計画(P30)の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第2編第2章第8節救助救出計画(P52)及び第9節医療救護計画(P53)の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第2編第2章第27節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画(P77)の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため第2編第4章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第2編第2章第5節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画(P47)に定めるところによる。

10 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第2編第2章第6節広域応援受援計画(P50)の定めるところにより、応援を要請する。

また、樽前山火山防災協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第6節 災害復旧・被災者援護計画

火山災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第2編第3章第1節災害復旧計画（P88）第2節被災者援護計画（P89）の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第2章 倶多楽火山防災計画

第1節 計画の目的

火山による災害から町民の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。倶多楽火山が噴火又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は、次に定めるところによる。

第2節 倶多楽の概要

倶多楽火山は、倶多楽湖とその周辺域の小火山からなる火山群の総称で、約8万年前に火山活動を開始し、大規模な軽石噴火を繰り返した後、約4万年前に小カルデラ（倶多楽湖）を形成し、小カルデラの形成後、現在の日和山、大湯沼、地獄谷付近で火山活動が始まり、日和山の潜在ドームや地獄谷、大湯沼などの爆裂火口が形成された。

この日和山、大湯沼、地獄谷付近を登別火山と呼び、現在も活発な噴気活動や地熱活動を行っている。

倶多楽火山は、過去8千年の間に12回以上噴火し、その多くは水蒸気爆発で、最新の噴火は約200年前で、このときは、日和山、大湯沼、地獄谷などの7ヶ所以上の火口で水蒸気爆発が起こった。これらの火口は、日和山山頂から裏地獄まで北西から南東方向に配列しており、現在でも凹地として残っている。

倶多楽火山は、有珠山に比べて噴火頻度がかなり低い火山であるが、現在でも活発な噴気活動が認められ、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性があると考えられている。

第3節 防災組織

1 防災組織及び役割

倶多楽の噴火災害に際しては、倶多楽湖西側及びその周辺が降灰の想定地域となっていることから第1編総則・防災組織第3章防災組織（P13）に準じて、組織するものとする。

2 倶多楽火山防災協議会による防災体制の強化

北海道、登別市及び白老町は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条の規定に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する倶多楽火山防災協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町、气象台、砂防部局、火山専門家による検討体制を整備するものとする。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、倶多楽における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

倶多楽火山防災協議会の構成

	機関名
1	北海道総合通信局
2	後志森林管理署
3	胆振東部森林管理署
4	北海道開発局
5	北海道開発局室蘭開発建設部
6	札幌管区気象台
7	室蘭地方気象台
8	室蘭海上保安署
9	北海道地方環境事務所
10	陸上自衛隊第7師団
11	北海道
12	胆振総合振興局
13	北海道警察本部
14	室蘭警察署
15	苫小牧警察署
16	白老町
17	登別市消防本部
18	白老町消防本部
19	国土地理院北海道地方測量部
20	（一社）登別国際観光コンベンション協会
21	（一社）白老観光協会
22	（一社）自然公園財団登別支部
23	登別温泉旅館組合
24	登別温泉地区連合町内会
25	学識経験者
26	東日本高速道路㈱北海道支社北広島管理事務所
27	東日本電信電話㈱北海道事業部苫小牧支店

第4節 災害予防計画

噴火による本町への影響は、大規模噴火発生時には、倶多楽湖西側及びその周辺が降灰による山林被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。

1 火山防災の啓発活動

倶多楽の火山活動や噴火時の対応について、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために町民等に対して啓発活動を推進する。

※倶多楽火山防災マップは、資料編に掲載

2 自主防災活動の推進

地域住民、事業所等による自主防災組織の結成及びその育成に関しては、第2編第1章第5節自主防災組織育成等に関する計画（P28）の定めるところにより、自主防災活動の推進を図るものとする。

3 防災訓練の実施

町は、関係機関と連携し噴火を想定した防災訓練を実施するよう努めるものとする。

4 避難体制の整備

第2編第1章第6節避難体制整備計画（P30）の定めるところによる。

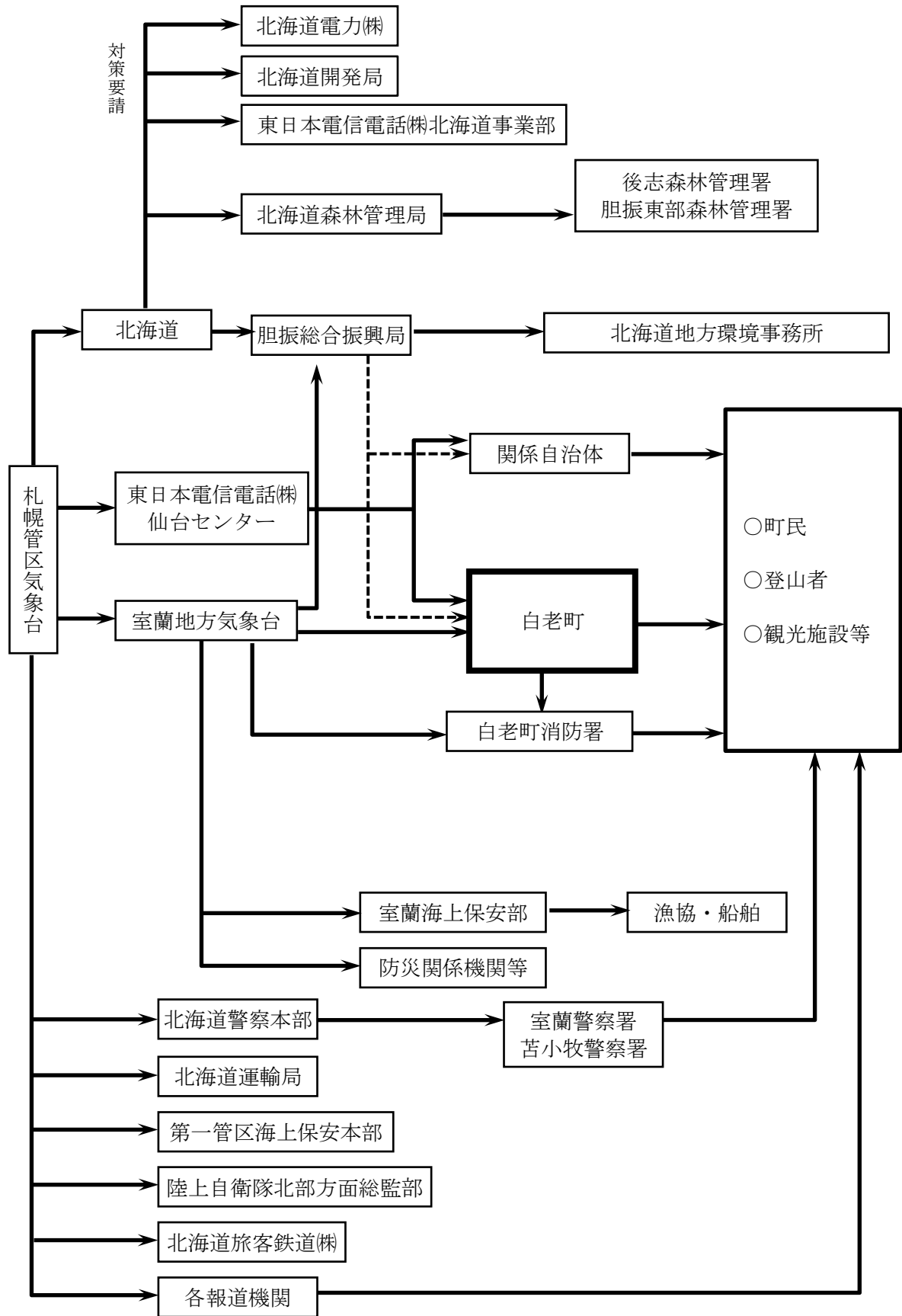
また、必要に応じ住民等への周知に努めるとともに、発災時には体制整備及び住民の避難誘導に努めるものとする。

第5節 災害応急対策計画

火山の噴火またはそのおそれがある場合の応急対策は本編第1章第5節災害応急対策計画（P174）の定めるところによる。

また、倶多楽火山情報伝達系統は下図のとおりとする。

倶多楽火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第2編第2章第1節災害情報の収集・伝達計画(P41)の定めるところによる。

なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第2編第2章第4節応急措置実施計画(P46)の定めるところにより、応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び町民に対して行う災害広報は、第2編第2章第3節災害広報・情報提供計画(P44)の定めるところによる。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため第2編第1章第6節避難体制整備計画(P30)の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、町民への周知に努めるものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第2編第2章第8節救助救出計画(P52)及び第9節医療救護計画(P53)の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第2編第2章第27節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画(P77)の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第4章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第2編第2章第5節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画(P47)に定めるところによる。

10 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第2編第2章第6節広域応援受援計画(P50)の定めるところにより、応援を要請する。

また、倶多楽火山防災協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第6節 災害復旧・被災者援護計画

火山災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第2編第3章第1節災害復旧計画（P88）第2節被災者援護計画（P89）の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第7編 事故災害防災計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用増大、高層ビル等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について通信、予防及び応急対策を定める。

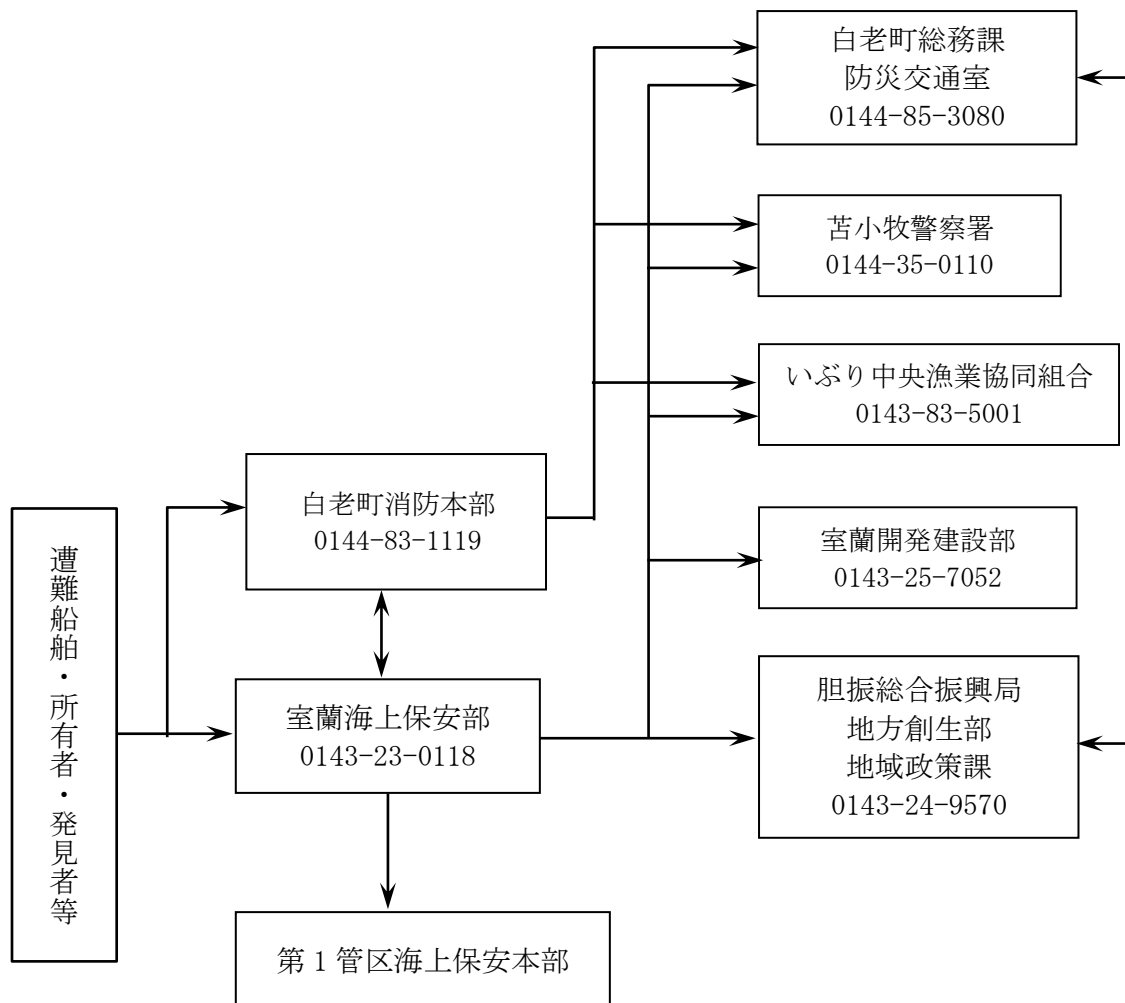
第1章 海上災害対策計画

第1節 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

海難発生にかかわる情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 町の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

海難事故が発生した場合、又は発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

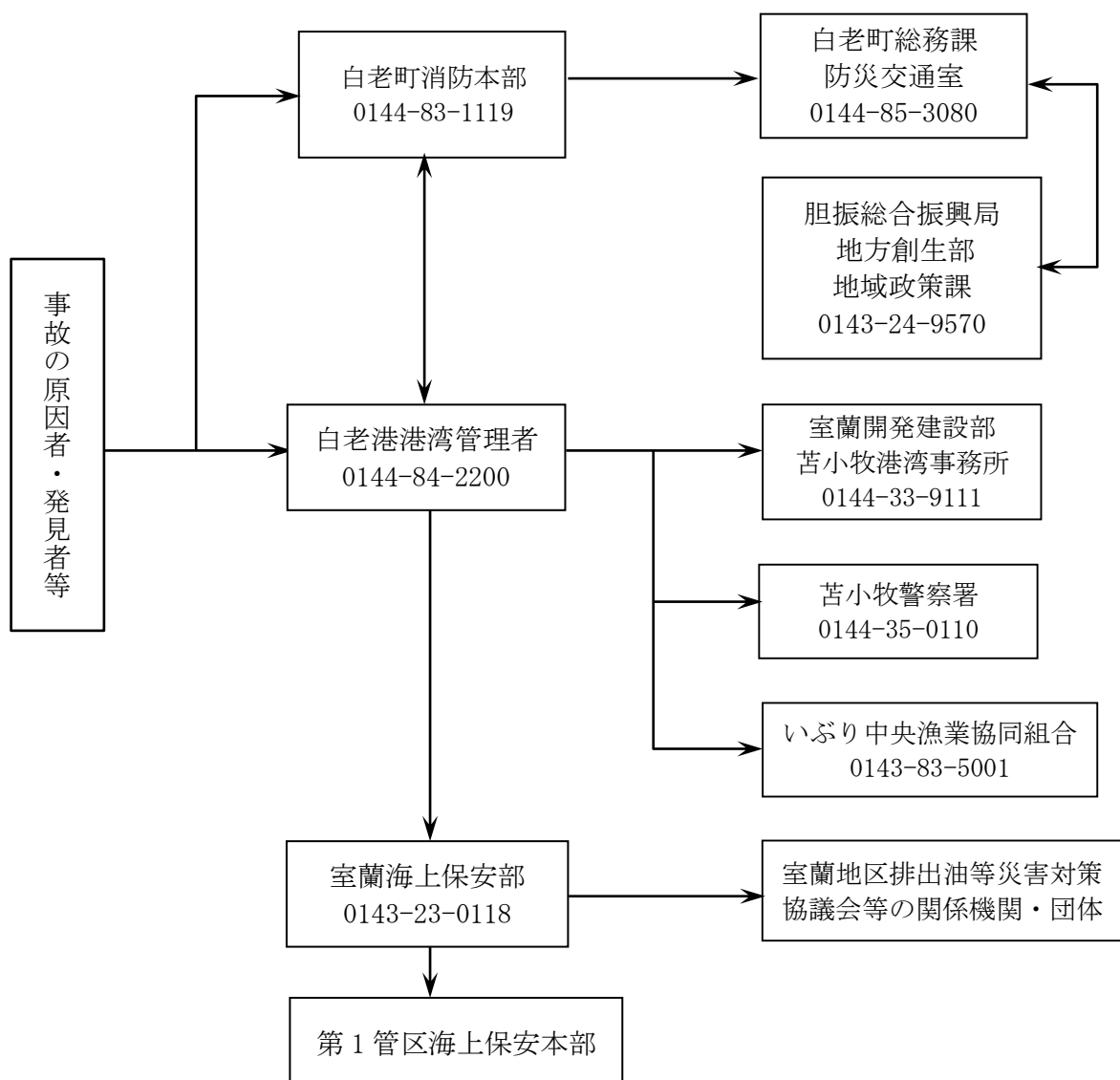
第2節 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

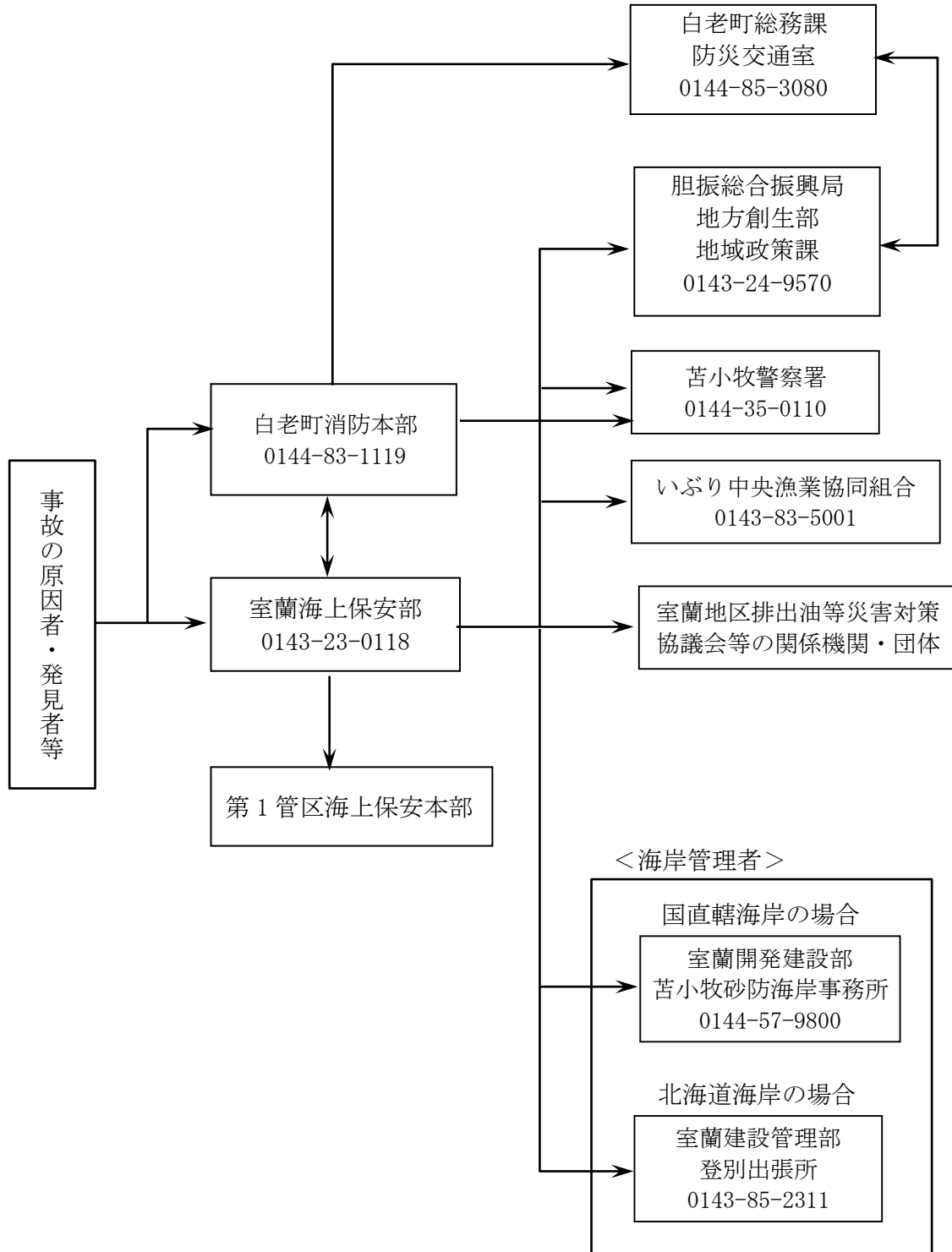
1 通信計画

流出油等にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。

＜白老港港湾区域内の場合＞



<海岸の場合>



2 災害予防計画

(1) 町の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- ウ 危険物積載船舶等の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- エ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- オ 船舶所有者等に対し、危険物荷役に関する保安、消火器・化学消火剤の配備、事故の予防対策等について指導する。
- カ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故が発生した場合、町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道作成の流出油事故災害対応マニュアル及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の排出油等防除マニュアルに基づき、実施するものとする。

(1) 流出した油等の拡散防止及び回収除去作業

町は、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

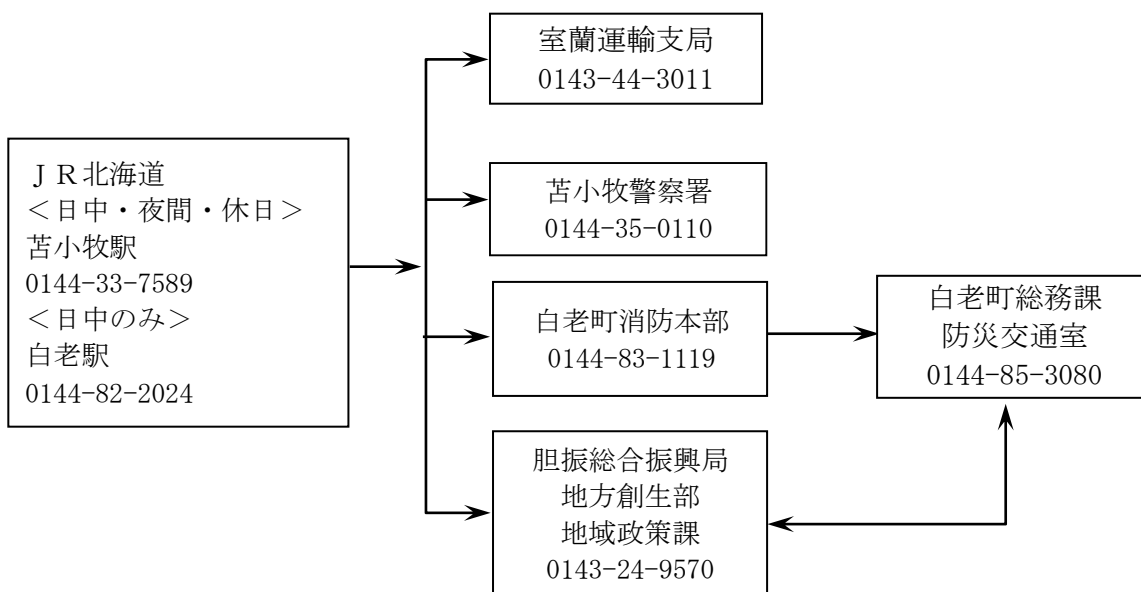
防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

第2章 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



※1 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道（本社総合司令室 011-251-9143、白老駅又は苫小牧駅）へ伝達するものとする。

※2 鉄道災害発生時は高圧電流が流れているため消防活動・救助活動に支障のある場合には、JR北海道札幌指令センター（011-251-9143）に対し、電流の遮断要請を行う。

2 災害予防計画

関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第3章 道路災害対策計画

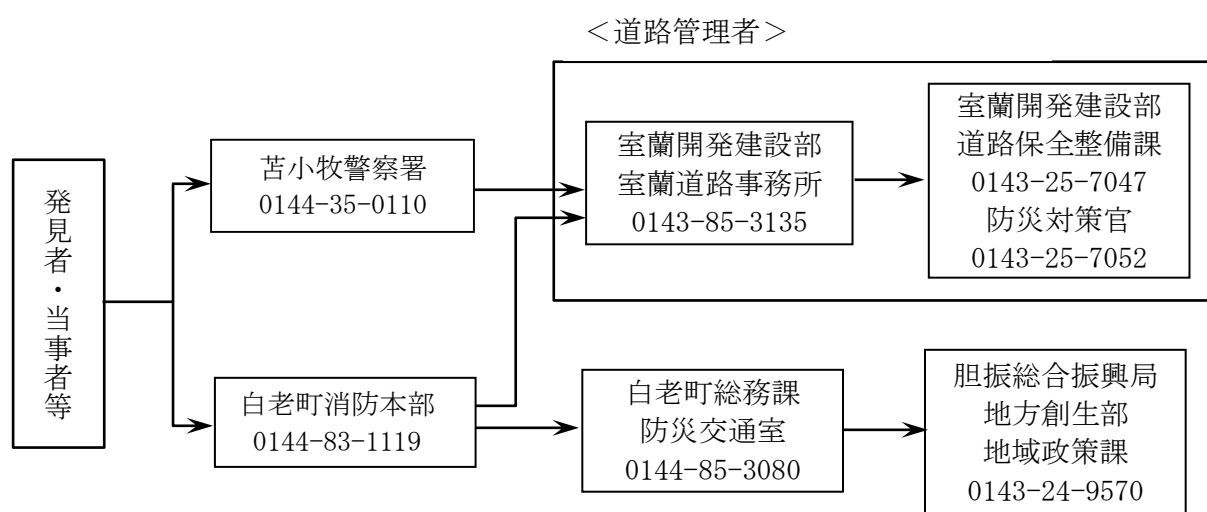
トンネル、覆道、橋梁、高架等の道路構造物の被災、又は自動車専用国道、高速自動車道等における車両の多重衝突事故等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

道路災害に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。

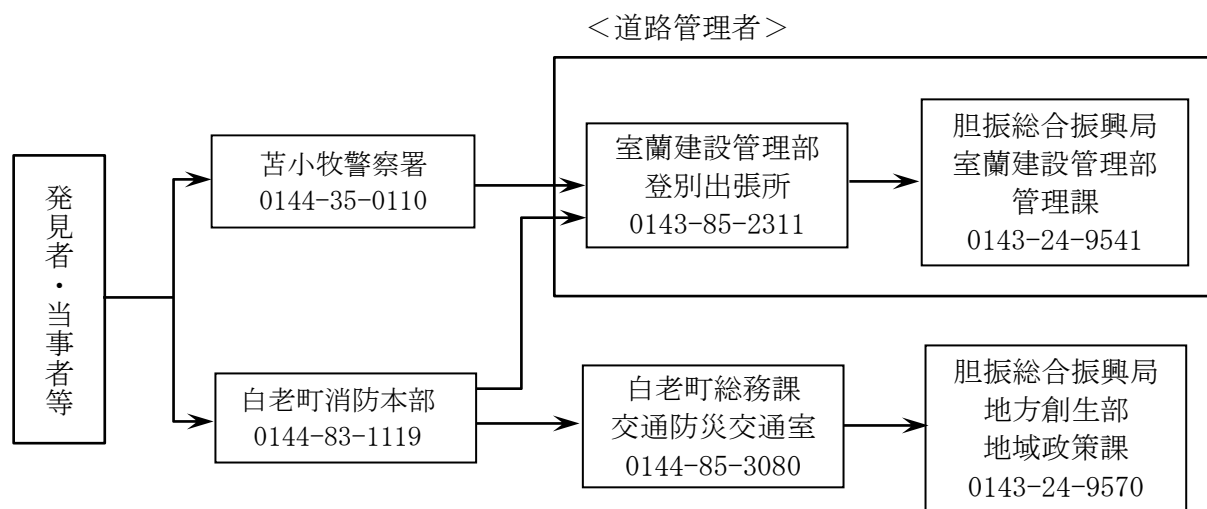
(1) 施設（道路構築物）災害発生の場合

ア 国の管理する道路の場合



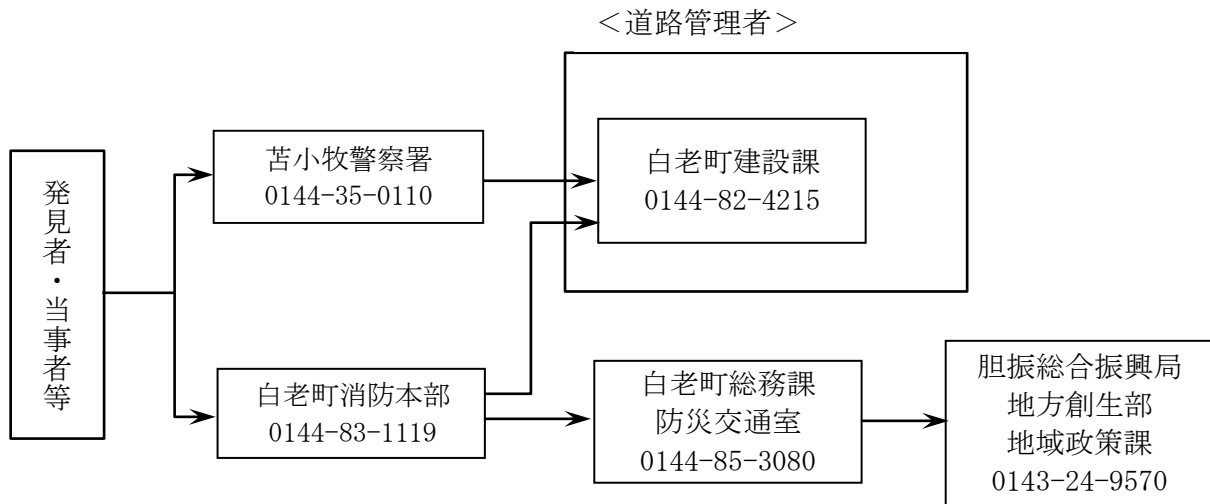
※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

イ 道の管理する道路の場合



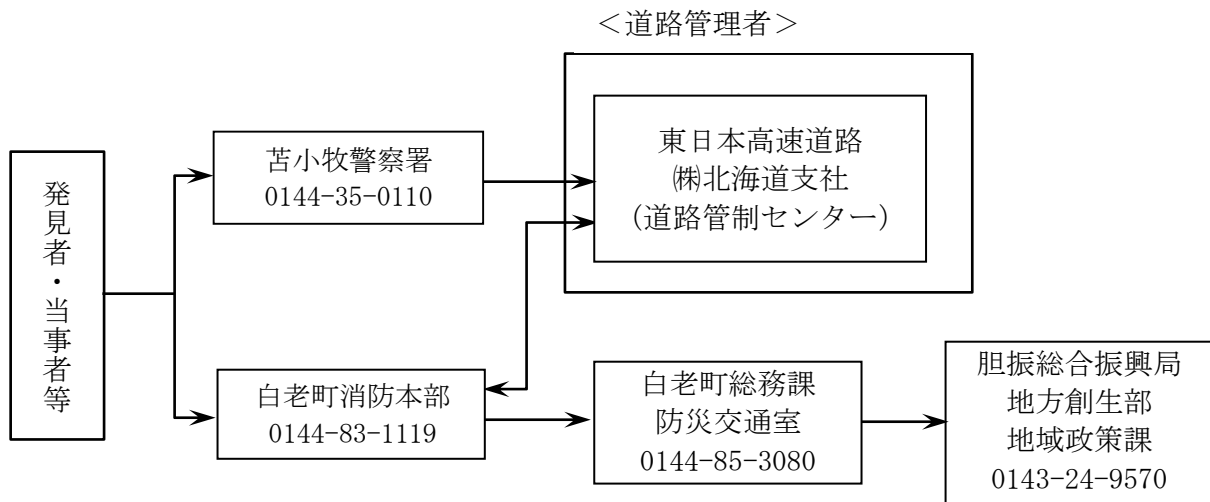
※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

ウ 町の管理する道路の場合



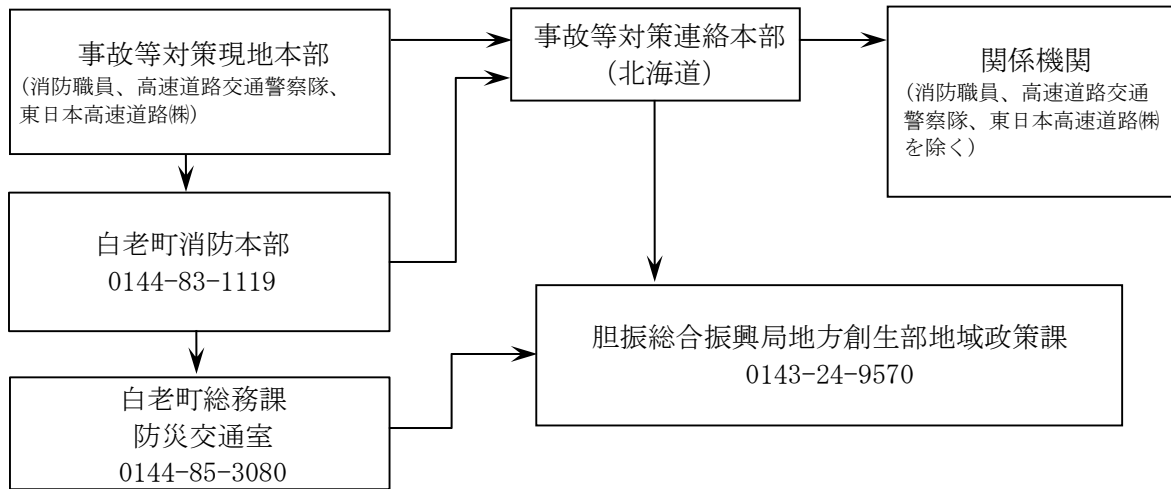
※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

エ 北海道縦貫自動車道（道央道）の場合



※ 苫小牧警察署、消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

【参考】事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報



2 災害予防対策計画

(1) 町（道路管理者）の実施事項

- ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
- イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- エ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(2) 関係機関の実施事項

国道、道道、高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策計画

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第 4 章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

なお、海上での危険物等の流出等による災害対策については、本編第 1 章海上災害対策計画（P190）の定めるところによる。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定されているもの。

〔例〕石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など。

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）第 2 条に規定されているもの。

〔例〕火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など。

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第 2 条に規定されているもの。

〔例〕液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）第 2 条に規定されているもの。

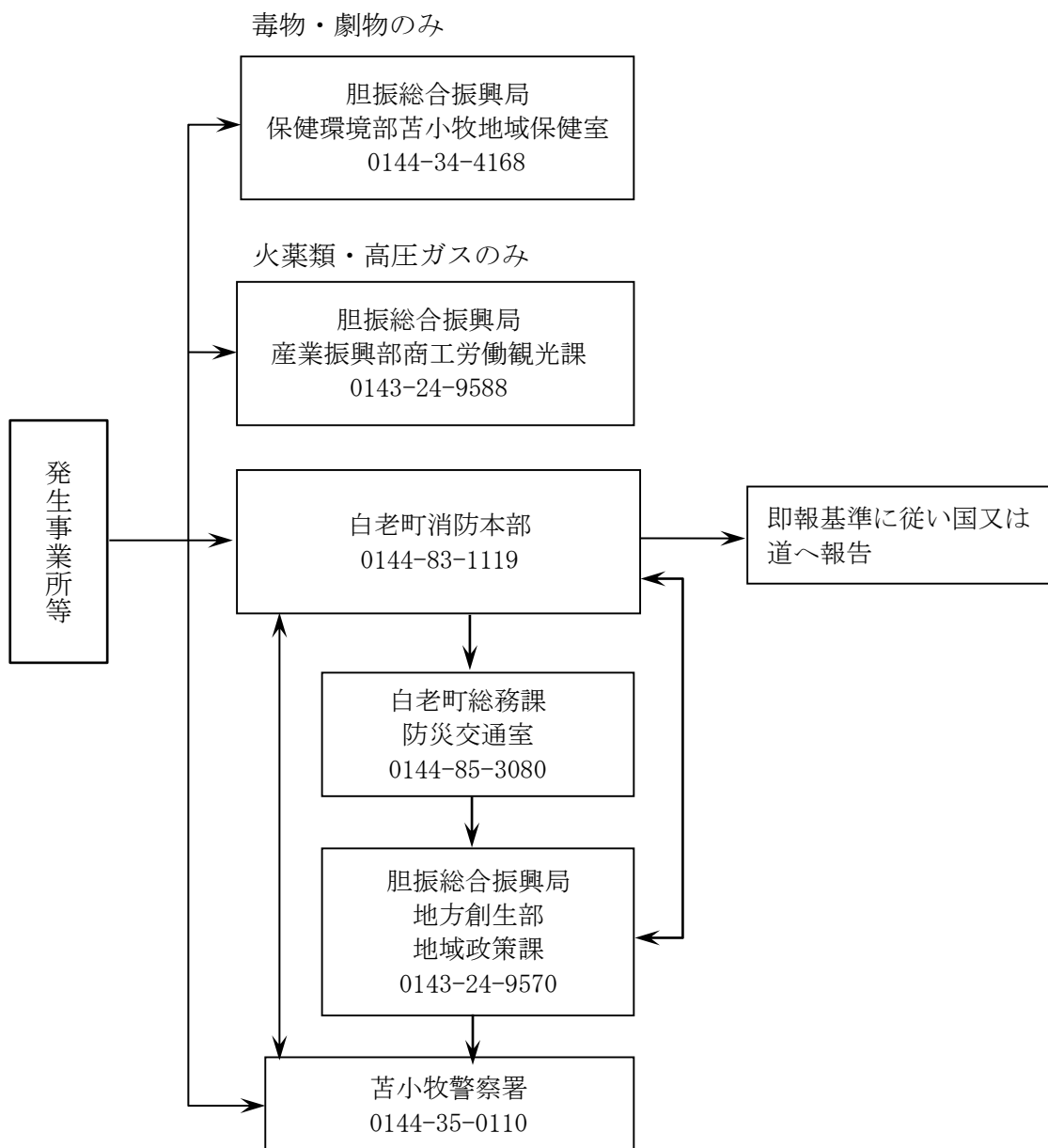
〔例〕毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など。

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したものの。

2 災害通信計画

(1) 危険物等、災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害予防計画

(1) 町（消防本部）の実施事項

ア 危険物等災害予防

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

イ 火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質災害予防

(ア) 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者及び関係機関の実施事項

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

4 災害応急対策

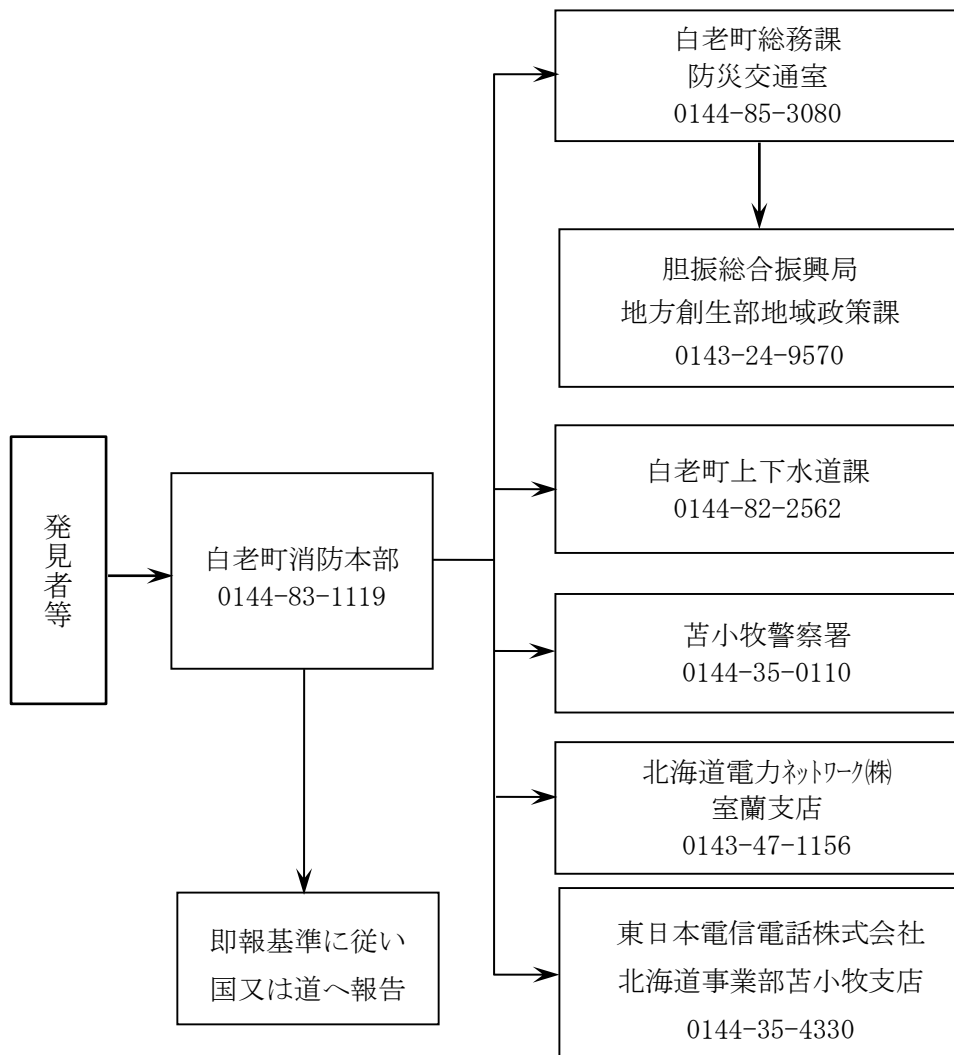
危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第5章 大規模な火事災害対策計画

死傷者及び被災者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次に定めるところによる。

1 災害通信計画

大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

（1）町（建設課及び消防本部）の実施事項

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の防火性能を高め、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく、消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

ウ 防火・防災管理者制度の適正な実施

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火・防災管理者を定めるべき防火対象物、選任届出及び消防計画の作成の徹底、消防訓練の実施等について指導する。

エ 防火思想の普及

年 2 回（春、秋期）の全道一斉の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、町民の防火思想の普及、高揚を図る。

オ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

（2）関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を道計画に基づき、実施するものとする。

3 災害応急対策

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の町及び関係機関の応急対策は、第 2 編第 2 章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

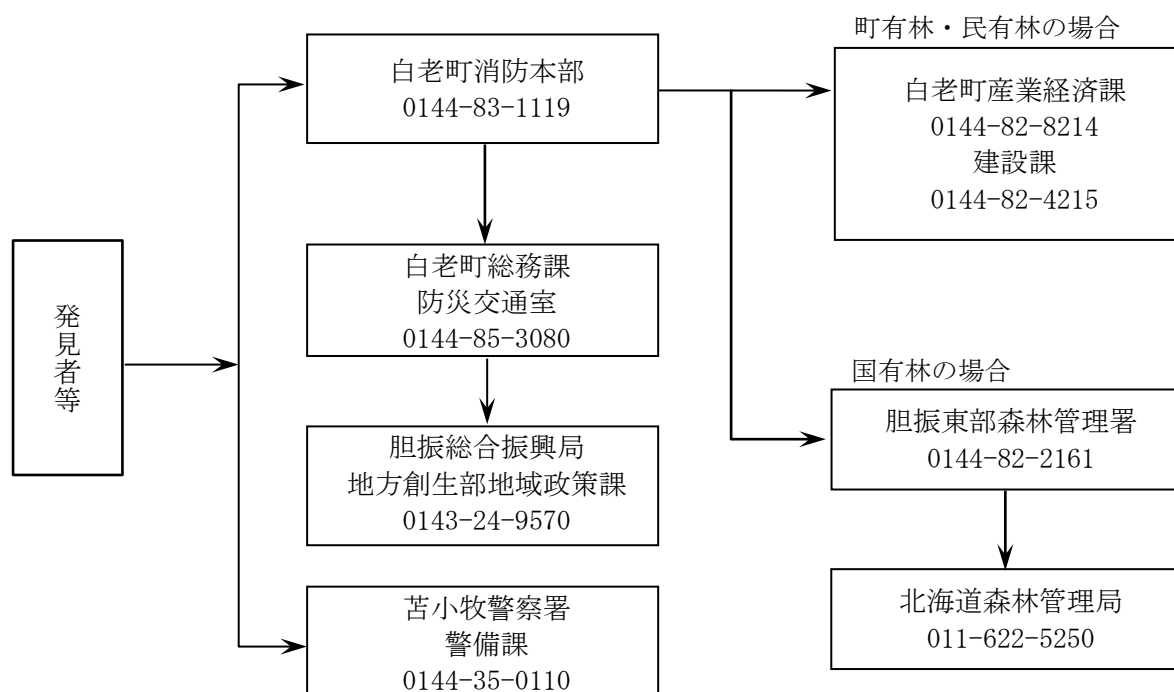
第6章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防、応急対策は、次のとおりである。

1 災害通信計画

林野火災に係る情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、火災気象通報及び火災警報に係る情報の伝達系統等については、第2編第2章第2節災害通信計画（P43）による。



2 災害予防計画

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるので、町は、森林管理署、総合振興局と連携し、登山、ハイキング、山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。

また、森林所有者や林内において森林施業、道路整備等を行う林内事業者等は、道計画に基づき、林野火災の予防に努めるものとする。

3 災害応急対策計画

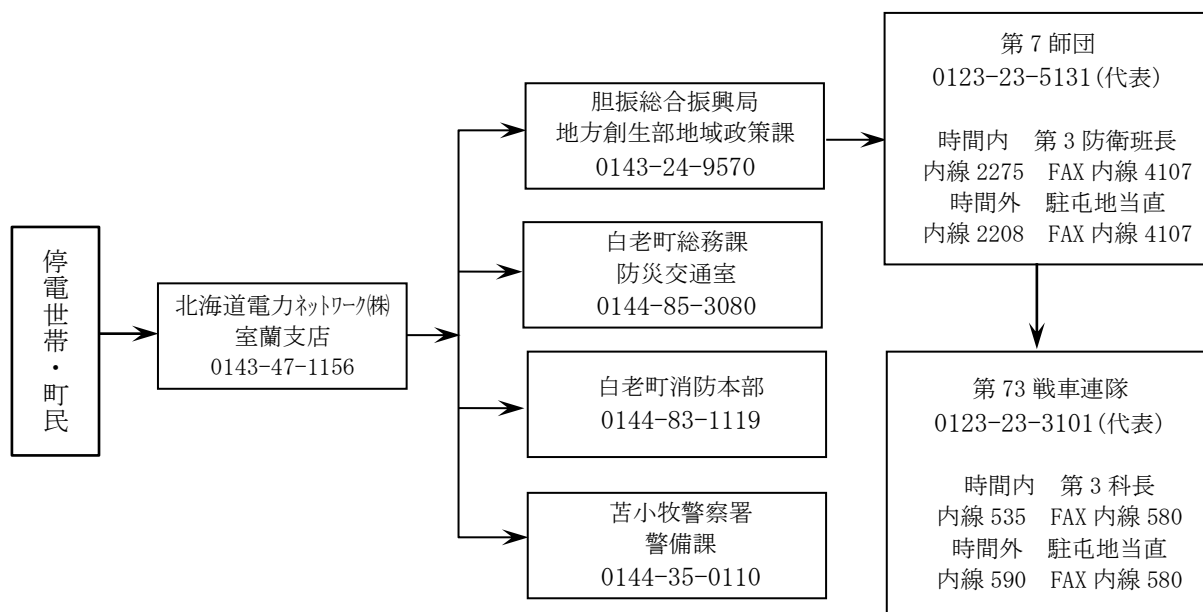
広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41）に準じるほか、道計画に基づき実施するものとする。

第7章 突発的な大規模停電対策計画

突発的な大規模停電が発生し、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次に定めるところによる。

1 災害通信計画

非常時における情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

町は、突発的な大規模停電に備え、次の事項について対策を図るものとする。

- (1) 停電時に備えた連絡先のリストの整備
- (2) 町本部機能の確保及び通信設備の整備
- (3) 備蓄や停電への備えの啓発

3 災害応急対策

突発的な大規模停電が発生した場合の町及び関係機関の応急対策は、第2編第2章災害応急対策計画（P41

- ）及び「突発的な大規模停電などへの応急対応マニュアル」（資料編に掲載）に基づき、実施するものとする。